

京都大学公共政策大学院

自己点検・評価報告書

第5号

2017年4月

京都大学公共政策大学院

自己点検・評価報告書

第5号

2017年4月

はしがき

本公共政策大学院は、2006年（平成18年）4月1日に、京都大学大学院法学研究科国際公共政策専攻と経済学研究科ビジネス科学専攻とを改組することによって、専任教員12名、学生入学定員40人を有する公共政策連携研究部・公共政策教育部として、発足した。本大学院は、教員配置・開設科目の両面において法学研究科・経済学研究科との密接な連携を維持しつつ、独立した教育・研究組織としての専門職大学院であり、その目的は、公共政策の立案・実施・評価等に関する幅広い能力をそなえた、公共的部門を担うべき高度専門職業人を養成することにある。

本公共政策大学院は、今年3月には第9期修了生を送り出したが、その後間もなく第11期生を迎える、現在在籍している学生総数は88名であり、修了生は370名にも達している。

さて、本学では、京都大学大学評価委員会規程が設けられ、同規程第8条は、「部局に、当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会（以下「部局委員会」という。）を置く」ことを求めている。これを受け本大学院では、自己点検・評価、外部評価、認証評価に関わる事項を所掌する「評価・広報委員会」を大学院開設と同時に設置し、平成20年度当初に連携研究部長・教育部長の指揮の下に、2年毎に自己点検・評価を実施することを教授会で決定し、平成18・19年度分について、平成20年7月に自己点検・評価を行い、同年11月に『自己点検・評価報告書』を刊行した。また、平成22年1月には認証評価機関による認証評価を受けるべく、教育に関して点検・評価を行ったうえで、平成20・21年度について、前述の認証評価に関わる点検・評価項目に、研究、財務を加えて、教育・研究活動の実績をも総括し、平成22年9月に『自己点検・評価報告書』第2号を刊行した。その後平成22・23年度分については平成24年10月に『自己点検・評価報告書』第3号を刊行し、さらに平成24・25年度分については平成26年10月に『自己点検・評価報告書』第4号を刊行した。このたび、これまでに実施した点検項目と比較・検証を行いながら、平成26・27年度分についての自己点検・評価を実施し、ここに報告書を公表する運びとなった。

こうした自己点検・評価とその公表を通して大学がその教育研究水準の向上に努めること、専門職大学院が教育研究活動の状況について認証評価を受けることは、ともに法の求めるところである。しかし、それ以上に、有為の人材を育成する社会的責任を負う教育・研究組織として不斷に自らを省みることは、大学及び大学人としての本来的な道徳的義務に属すると言うべきである。そうした自覚に基づいて自己点検・評価を行うことは、自律・自治の精神を涵養し、それを体得した人材を育成し、広く社会に送り出すことを責務とする公共政策大学院の存在理由自体にも関わっているからである。

この報告書を刊行することができたのは、同僚である専任教員諸氏の協力、評価・広報委員会の尽力、とくにその主任である宇仁宏幸教授の献身的な作業、そして、わが公共政策大学院を支える事務部門の全面的サポートがあったからである。また日頃熱心に聴講し、鋭い質問を発する学生諸君の真摯な勉学態度が、本大学院に健全な緊張感を齎していることも、申し添えたい。

本報告書を目にされる関係各位におかれでは、本公共政策大学院の活力と成果についてご理解賜るよう切に願う次第である。

2017年（平成29年）3月

京都大学公共政策大学院長

中西 寛

目 次

はしがき	i
1. 公共政策大学院の現状と展望	1
1) 歴史と現状	1
2) 理念と課題	2
(a) 公共政策大学院の目標 (2) (1) 京都大学の基本理念 (2) (2) 本大学院の基本目標 (4) (3) 目的の周知 (5) (b) 公共政策大学院の課題と将来構想 (7)	
2. 教育活動	8
1) 教育課程等	8
(1) 課程の修了等 (8) (2) 教育課程の編成 (9) (3) 系統的・段階的履修 (11)	
2) 教育方法等	13
(1) 授業の方法等 (13) (2) 授業計画・シラバス及び履修登録 (17) (3) 単位認定・成績評価 (17) (4) 他の大学院における授業科目の履修等 (22) (5) 履修指導等 (22) (6) 改善のための組織的な研修等 (23)	
3) 成果等	25
(1) 学位の名称 (25) (2) 学位授与基準 (25) (3) 修了生の進路の把握 (26) (4) 教育成果の測定 (28)	
3. 入学者選抜	30
1) 定員管理	30
2) 学生の受け入れ方針等	30
3) 入学試験の実施体制	30
4) 研究生・聴講生等の受け入れ	32
4. 教員組織	33
1) 専任教員数	33
2) 専任教員としての能力	34
3) 実務家教員	34
4) 専任教員の分野構成・科目配置	34

5) 教員の年齢構成	34
6) 教員の募集・任用	35
 5. 研究活動	 37
1) 研究活動の目標	37
2) 研究活動の状況	37
3) 研究活動の展望	39
 6. 教育研究環境及び学生生活	 41
1) 教育形態に即した施設・設備	41
2) 情報関連設備及び図書設備	42
 7. 管理運営	 46
1) 部局の意思決定	46
(1) 教授会と組織管理体制 (45)	
(2) 各種委員会 (50)	
2) 事務組織	50
3) 関係組織との連携	51
4) 人権・安全管理	52
5) 情報セキュリティ	53
 8. 財務	 54
1) 予算	54
2) 外部資金	54
 9. 情報の発信・説明責任・社会との連携	 56
1) 部局の方針	56
2) 自己点検・評価	56
3) 情報の発信・公開	56
4) 社会との連携、同窓会組織	58
 10. 教員の個人活動	 60
 11. 冊子体資料（表紙のみ）	 78

1. 公共政策大学院の現状と展望

1) 歴史と現状

(1) 京都大学大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部（公共政策大学院）は、京都大学における独立部局として平成18年4月に開学した。

本大学院を設立する際に土台となったのは、法学研究科および経済学研究科であるが、両研究科がともに根本精神として貫いてきたのは、時々の流行を徒らに追うことなく、学理を徹底して究明する姿勢をもって研究・教育の基本となすことであった。

研究面では、首都から離れ、長い文化的伝統を有する京都の地にあって、広く世界に目を開き、何ものにも捉われることなく、自由な対話と討議を通じて真理の追究を図る学問姿勢は、世界的に高く評価される幾多の重厚かつ独創的な研究成果を生み出してきた。

かかる根本精神は、教育面においても貫かれてきた。現在でも法学部および経済学部は、ともに受講科目について学生の自由選択制を基調とし、狭い専門性に閉じこもることなく、学生の幅広い識見や教養、論理的思惟などの基礎的能力を陶冶するべく努めている。また、自由闊達の気風を常に涵養し、学生自らの知的探求心と自発性を奨励し、少人数教育を重視することにより、学理追求を目指した自由な討究・討論を通じて、自立した人格を涵養することを重視している。その結果として、法学研究科・法学部および経済学研究科・経済学部は、法曹・政治・行政・経済など、社会のあらゆる領域において指導的な立場において活躍する、数多くの有為な人材を輩出してきたのである。

(2) 本公共政策大学院においても、こうした両研究科の伝統的精神が建学の理念として継承されている。社会の価値の多元化、未曾有の深さで進行するグローバリゼーション、多様化・複雑化・専門化する知識の構造が、日本における公共部門のあり方に対する根本的な見直しを迫っていることは明らかである。しかし、この要請への対応は、ともすれば短期的、対処療法的な方向に流れ、今日我が国において最も必要とされている、長期的な視野と深い洞察力に基づいて、個々の課題に適切に対処できる公共的役割を担う人材を十分輩出するには至っていない。

本大学院は、真理追究と自由で合理的な挑戦精神を持つ京都大学こそが、こうした人材育成の役割を担うべき社会的責務を負っていると自覚し、また「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する高度の専門能力をもつ人材を育成する」という京都大学の基本理念に資することを目指して、両研究科の支援の下に、設立された。

(3) 本大学院は、以上のような理念に基づいて、法学研究科から6名、経済学研究科から2名の教員が移籍し、これに実務経験のある教員3名（うち2名は「みなし専任」の特別教授）を新たに迎え、総数11名の専任教員を擁する組織として平成18年4月に開学した後、同年7月にさらに実務経験のある教員1名を加えることになった。以後、研究者教員にあっては、設置母体である法学研究科や経済学研究科との人事交流が、実務家教員にあっては、3年ごとの再任の可否決定が行われているが、総数12名は、維持

1. 公共政策大学院の現状と展望

している。

講座編成としては、両研究科から移籍した8名の教員で構成される公共政策第一講座と、実務経験を有し、3年の任期で採用された2名の教員から構成される公共政策第二講座とから成る。そして、これに「みなし専任」の特別教授2名を加えた12名の教員によって教育部教授

会が構成され、本大学院の教育全般にわたって責任ある体制を敷いている。

他方、本大学院の管理運営に関しては、上記の12名の専任教員に加えて法学研究科の研究科長および2名の教員と経済学研究科の研究科長および1名の教員から構成される連携研究部教授会において、意思決定を行っている。

2) 理念と課題

(a) 公共政策大学院の目標

(1) 京都大学の基本理念

京都大学は、「京都大学の基本理念」にあるように、「自由の学風」の下、常に世界最高水準の研究を維持してきた。こうした研究面の伝統に加えて、現在は「高度専門職業人の養成にも努める」ことを「京都大学の将来像・長期目標」として掲げ、第1期中期目標でも「幅広い教養と学識を基礎に、高度専門職業人を養成するために、専門的知識と能力の育成に特化した実践的教育を実施する」こ

とを謳っている。そして「京都大学における専門職大学院の在り方について」においても、(1)学生・社会のニーズを踏まえたキャリアプランの明確化、(2)他大学の専門職大学院に比しての特徴、(3)学内における他の教育研究組織との関係の3点に十分に留意することを求めている。本大学院の設置に際しても、こうした考え方を基礎に、原理的知識と実践的知識の真の融合を果たすことを基本理念として掲げている。

京都大学の基本理念

平成13年12月4日制定

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

研究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

教育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

運営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

専門職大学院の在り方について

平成17年1月11日部局長会議了承

はじめに（略）

本学における専門職大学院の在り方について

本学の使命は、学問の源流を支える基礎的研究とともに、物事を根本から深く洞察できる人材を育成することを基本としてきた。

本学は、この伝統的使命を踏まえつつ、平成5年からの大学院重点化以降、大学院研究科における教育研究に重点をおく立場をとっており、平成15年に部局長会議において了承された「京都大学の将来像・長期目標」においても、「世界最高水準の研究拠点としての機能を高め、指導的な立場に立ち、重要な働きをすることができる人材の育成」を将来像として掲げるとともに、「大学院研究科では、世界最高水準の研究を推進し、国際的に活躍し得るチャレンジングで独創的な研究者の養成に力を尽くす」としている。

このような本学の立場からは、既存の大学院研究科における研究教育の一層の充実を基本的に推進すべきであり、高度専門職業人養成に特化した教育課程である専門職大学院を新たに設ける場合には、その設置により本学における教育研究全体の発展に資することができるものと期待されるとともに、既存の大学院研究科における研究教育活動の質が維持されることを前提として、以下の基本的な検討事項を明確に整理した上で、本学に特に設ける必要性があると判断されたものに限定すべきである。

基本的な検討事項

1. 既存の大学院研究科とは異なる専門職大学院である必要性の明確化

本学の既存の大学院研究科は、従来から研究者養成を中心にしつつ高度専門職業人養成をも担ってきていることから、既存の大学院研究科においては、またはその改組によっては、目的とする教育の実現が困難なことが明確であること。例えば、当該専門職が特定の国家資格の資格取得を必要とする場合や、実務上際的・先端的知識を必要とする場合等の理由によって、専門職大学院における高度な専門的・実践的な教育が求められること。

2. 教育内容について

(1) 学生・社会のニーズを踏まえたキャリアプランの明確化

当該高度専門職業人の養成が社会的に強く求められており、継続的な入学者の確保、修了者の社会的需要について、実証的なニーズ調査などをもとにした根拠があるとともに、適切な学生収容定員であること。また、その見通しを踏まえ、入学から修学、修了後の進路まで含めた全体的なキャリアプランが明確であること。

(2) 他大学の専門職大学院との差異化

他の大学が既に専門職大学院を設置している分野において設置を検討する場合、その構想が本学でなければ実現できないような特徴があり、他大学の専門職大学院との差異が明確であること。

(3) 学内における他の教育研究組織との関係

本学における他の教育研究組織の目的や事業との重複がなく、教育課程、研究内容等について、充分な調整が図られており、関係部局との円滑な連携が確保されていること。

3. 実施体制について

(1) 既存の教育研究組織における教員への負担

全学共通教育、学部専門教育、大学院教育の全てにおいて教育の質の向上が求められており、教員の教育負担が増大している中で、新たに専門職大学院を設置することにより既存の大学院研究科・学部の教員への負担が著しく増えないよう最大限配慮されていること。

(2) 實践的な教育を充実させるための優秀な実務家教員の確保と効果的な教育課程の構築・提供

職業分野の特性に応じた実践的な教育を充実させるため、当該分野における充分な実務経験及び高度の実務能力を有する実務家教員が継続的に確保できること。また、幅広い教養と学識を基礎に企業や行政、医療、福祉機関など様々な社会の現場で活躍する高度専門職業人の養成に資する効果的な教育課程が構築・提供できる教員組織であること。

4. 認証評価との関係

専門職大学院については、当該大学の教育研究等の総合的な状況について行われる認証評価のほか、別途当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について認証評価を受けることが義務づけられていることを念頭に置くこと。

今後の検討課題（略）

(2) 本大学院の基本目標

このように本大学院は、実務教育に偏ることなく研究と実務的教育の両者を架橋することを基本理念としているが、本大学院は、中央・地方の公務員等の狭義の公共的職務を目指す者のみを養成することを目標としてはいない。今日では、国際機関、ジャーナリスト、NPO や NPO はもとより、民間企業でも公共的な色彩の強い業務を行っているものもあるからである。重要なことは、いかなる組織にあっても常に公共的な視点から考える能力を涵養することであり、この意味でも、基礎的・原理的な知識を教授する本大学院の基本目標は重要である。狭い職業的知識にとどまらず、国家・社会・国民経済の全般にわたる原理的な知識を身につけることは、いかなる職務に従事しようとも公共的な見地から考えようとする幅広い視野と倫理感を養う上で、大いに裨益するからである。

本大学院の最高意思決定機関は教授会

であり、その詳細は後述の「7. 管理運営」(46-53頁) の項で記載することとするが、本大学院は、そのような観点から教育理念と目標を謳った「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」を教授会において審議・決定している。その第1項は、「我が国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割を担う強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする」ことを謳っている。これは、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成という専門職学位制度の趣旨に沿つたものである。

京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について

平成19年9月20日連携研究部教授会決定

- 1 京都大学公共政策大学院は、我が国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割を担う強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 2 京都大学公共政策大学院は、京都大学の長い知的伝統を踏まえた専門職大学院として、広い視野と深い洞察力を養うとともに現実の政策課題に適切に対処しうる実践的な知見を教授することを目標とし、高度専門職業人に求められる専門的能力、すなわち、社会的変化を歴史的視野で原理的に考察する知的能力、多元的価値の中で真の公共的利益を判断する洞察力、その公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、そして政策・制度を冷静に分析する評価能力などを、適切な教育課程を通して十分に涵養することを、教育上の理念とする。
- 3 京都大学公共政策大学院は、そのような能力を効果的に涵養しうる教育課程を確保するため、多様な人的資源を擁する指導的な公共政策大学院として、法学・政治学・経済学・経営学を有機的に結合した科目、実務経験者による具体的事例を素材とした科目、公共的世界を原理的・歴史的視点から展望する科目などを提供するだけでなく、一般的知識を習得する基本科目から公共政策専門家としての基礎知識を共有する専門基礎科目を経てスペシャリストとしての能力を育成するクラスター科目にいたる体系的な履修システムを整備するとともに、学生ひとり一人に履修及び進路に関する指導教員を配置して履修・進路決定上の相談に応ずる個別指導体制を設けるなど、きめ細かな学修上の対応に努める。

(3) 目的の周知

京都大学通則第35条の2は、当該大学院の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表することを求めている。そこで、本大学院でも、先に述べたように、教育理念と目標を謳つた「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」を審議・決定し、当大学院の便覧・シラバス（資料5）に掲載するほか、ホームページや紹介パンフレット（資料1）にも掲載して、その周知徹底を図っている。

また、教授会の下に置かれた評価・広報委員会、入試委員会、教務委員会等において、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に関して素案を検討し、それに基づき学生募集要項（資料2、資料3、資料4）、紹介パンフレット並びにホームページの掲載内容を検討し、これらの原案を教育

部教授会で慎重に審議・決定した上で、各種の学生募集要項や案内を作成して配布するとともに、ホームページでも公表している。これらの事項は、当大学院を構成する教員全員が参画する教授会で決定されているので、教職員への周知は徹底している。

目的の周知については、これまで年2回開催していた入試説明会を年3回開催に変更し、更なる周知を図ることとした（平成27年度は一般選抜対象を平成27年7月2日及び7月9日に、職業人選抜・外国人特別選抜対象は11月8日に開催）、また隔年開催している本大学院の外部評価委員会（資料6）（27年度は平成27年6月8日に開催）でも、確認されている。なお、平成21年1月に発足した当大学院の同窓会「鴻鵠会」のホームページにも相互リンクしているので、広報の範囲が広がっていると言つてよい。

京都大学通則(抄)

第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。
第35条の2 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

別表第2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	520	520
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	90	180	180
総計		324	848	848

[特色ある取組み]

本大学院の特色は、第一に、正規の教育課程とは別に各種の講演会・セミナー等を活発に行っていることがある。その目的は、第一線で活躍している実務家と接して現場の臨床的知識を学習させるとともに、学生の公共的分野への関心を高め、公共的分野に従事する上で必要な倫理感を体得させることにあり、現に下表に示す通り、多くのゲストスピーカーや

講師を招聘している。第二に、本大学院は学生の自主的な研究会・ゼミなど自発的な活動を重視し、これを積極的に支援している。なかでも、学生自身が編集し、実質上本大学院の広報誌を兼ねている『公共空間』(資料8) の発行を支援することによって、企画立案や共同作業の分担管理などについてトレーニングを積ませている。

平成27年度ゲストスピーカー一覧

所 属 機 関 等	氏 名	招聘責任者	実施日
大阪府 財政部長	中野 時浩	小西 敏光	平成27年 4月18日
公益社団法人まちづくり国際交流センター	吉田 浩巳	新川 敏光	平成27年 4月24日
内閣官房 内閣審議官	高原 剛	小西 敏光	平成27年 4月25日
加古川市長	岡田 康裕	新川 敏光	平成27年 5月 8日
ジャパンシステム株式会社 ソリューションストラデジスト	松村 俊英	新川 敏光	平成27年 5月15日
有限会社セカンド ステージ 取締役	魅澤 孝	新川 敏光	平成27年 5月16日
水俣市総務企画部企画課知の拠点推進室 参事	元村 仁美	新川 敏光	平成27年 5月20日
株式会社御所防 代表取締役	金井 啓修	新川 敏光	平成27年 5月22日
NPO法人グローバルキャンパス 理事長	大社 充	新川 敏光	平成27年 5月29日
神戸市長	久元 喜造	新川 敏光	平成27年 6月 4日
農林水産省 技術会議事務局長	西郷 正道	新川 敏光	平成27年 6月 6日
環境省総合環境政策局 総務課長	上田 康治	伊藤 哲夫	平成27年 6月10日
淡路市長	門 康彦	新川 敏光	平成27年 6月12日
明治大学研究・知財戦略機構 特任教授	清水 潔	西村 尚剛	平成27年 6月17日
三井地所株式会社大坂支店 副支店長	廣野 研一	新川 敏光	平成27年 6月19日
警察庁 近畿管区警察局長	佐々木 真郎	伊藤 哲夫	平成27年 6月24日
特定非営利活動法人ひと・クネクト兵庫 副理事長	村上 健一郎	新川 敏光	平成27年 6月26日
浜松市長	鈴木 康友	新川 敏光	平成27年 7月 3日
内閣府官房副長官補付 内閣参事官	白石 重明	佐伯 英隆	平成27年 7月 3日
東京大学大学院医学系研究科国際保健政策学 教授	渋谷 健司	新川 敏光	平成27年 7月10日
株式会社みずほ銀行 顧問	細野 哲弘	新川 敏光	平成27年 7月16日
読売新聞本社 代表取締役会長	弘中 喜通	新川 敏光	平成27年10月16日
兵庫県 副知事	金澤 和夫	小西 敏光	平成27年10月20日
財務省主計局調査課 課長	中山 光輝	西村 尚剛	平成27年10月21日
外務省南部アジア部 南西アジア課長	有吉 孝史	新川 敏光	平成27年10月24日
環境省大臣官房 審議官	深見 正仁	伊藤 哲夫	平成27年11月 4日

所 属 機 関 等	氏 名	招聘責任者	実施日
環境省大臣官房 審議官	深見 正仁	伊藤 哲夫	平成27年11月 4日
一般財団法人簡易保険加入者協会 監事	渡会 修	小西 敦	平成27年11月 7日
松竹株式会社映像企画部映画企画室 プロデューサー	新垣 弘隆	小西 敦	平成27年11月17日
静岡県 健康福祉部長	山口 重則	小西 敦	平成27年11月19日
大阪国税局上京税務署 副署長	山部 俊治	西村 尚剛	平成27年11月25日
内閣官房内閣審議官（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長）	間宮 淑夫	伊藤 哲夫	平成27年11月25日
民主党 政策調査部長代理	梅坂 英樹	伊藤 哲夫	平成27年12月 2日
水俣市総務企画部企画課知の拠点推進室 室次長	山根 悠也	新川 敏光	平成27年12月15日
日本経済新聞社 編集委員	清水 真人	西村 尚剛	平成27年12月16日
環境省 地球環境審議官	小林 正明	伊藤 哲夫	平成28年 1月 6日
財務省主計局調査課 課長	中山 光輝	西村 尚剛	平成28年 1月13日
日本証券業協会 専務理事	岳野 万里夫	西村 尚剛	平成28年 1月21日

[点検・評価（長所と問題点）]

目的の適切性については、前記(1)、(2)で述べた通り、専門職学位制度の趣旨に沿ったものであると判断できる。また、目的の周知についても、前記(3)で述べた通り、あらゆる機会を通じて行っており、目的の周知は徹底されているものと判断できる。

また、平成21年7月に本大学院学生の協力によりホームページを大きく改訂し、活用しやすくしたことは、(3)で述べたように、入試説明会への参加者及び入学志願者が大幅に増えたことに寄与している。

セキュリティ管理の問題から平成25年度からホームページの管理は専門業者に委託している。本大学院の活動、その他様々な情報を発信し、フィードバックを得る場として、今後さらに内容を充実

させたい。

なお、平成24年度より国家公務員試験の抜本的見直しが行われ、専門職大学院を含む大学院修了者を対象とした院卒者試験が導入された結果、本大学院で学ぶことが広い視野と深い理解力を獲得するだけでなく、高度な専門職に就く可能性に直結するようになったといえる。

また、学部新卒者を対象とする一般選抜入学試験の場合、これまで法學部・経済学部出身の受験者が多く、内部からの進学率が高かった。このことは公共政策大学院として、とりわけ法学研究科と経済学研究科を母体とする本大学院の場合、自然な成り行きであったが、入学者の多様性の確保という点から、広報活動を積極的に展開してきた結果、近年では他大学出身者の受験生も増えている。

(b) 公共政策大学院の課題と将来構想

わが国における専門職大学院としての公共政策大学院の歴史は浅く、本大学院の場合は、設置されて10年が経過したにすぎず、現時点での課題と将来構想を明

確かつ具体的に語るだけの十分な資料、経験は不足しているといわざるを得ないが、他方において時代と社会情勢に応じた公共政策大学院の在り方を見直す時期

2. 教育活動

に差し掛かっているとの認識もある。

高い公共倫理と高度な専門性を兼ね備えた職業人育成という観点からみて、今後国際性がますます要求されるようになるため、国際関係の理解や英語コミュニケーション能力向上のためのカリキュラムを今後一層充実させる必要があるであろう。

またこれまで社会に送り出してきた卒業生に対してアンケート調査を実施し、彼らの現場経験に基づいた本大学院への意見、さらには彼らの職場での実績や評価に関する情報をを集め、それらのデータを慎重に分析し、今後の教育課程改革に反映させる必要があると考えている。

そのほかに現在全国に7つを数える公

共政策大学院は、お互いの抱える問題について意見交換する場を設けており、そのような場を通じて共通する課題について相互理解を深め、今後の方向性を確認する作業を続ける必要があると考えている。

本大学院では、これまで通り、新入学に対するオリエンテーションのみならず、学生募集要項、広報用パンフレット並びにホームページ、年3回開催する入試説明会等並びに同窓会「鴻鵠会」のホームページを通じて、広報活動に努めるとともに、各種の講演会・セミナー等の機会を活用して、なお一層、本大学院の目的の周知徹底を図ることとしたい。

2. 教育活動

1) 教育課程等

(1) 課程の修了等

京都大学通則第55条の2は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者に修士(専門職)の学位を授与することを定め、本大学院教育部規程第12条では、課程の修了の認定は、教授会で行うことを定めている。これをうけて本大学院では、教授会での学位授与の決定に先立ち、教務委員会で修了要件を精査したうえ、教授会に諮り、修了の可否を決定している。

また、本大学院は、これまで履修規程第16条において進級要件を課し、1年以上在籍し、公共政策論4単位、並びに基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて22単位以上を修得した者に限って2年次に進級しうること、また同第17条において修了要件を課し、2年以上在籍し、第5条に定

める科目区分による26単位及び第6条に定めるクラスター科目12単位を含む48単位以上を修得した者は、課程を修了したものとすることを定めている。

なお、在籍期間については、京都大学通則第53条の2に短縮規定が設けられており、これをうけて本大学院教育部履修規程第18条は、職業人選抜者であって、かつ、他の大学院で公共政策系の科目を履修し、本大学院において当該科目の単位認定により、本大学院の課程の一部を履修した者とみなされる場合は、在籍期間が短縮できる旨を定めている。この特例措置によって、教授会の議を経て1年で本大学院を修了した者は、平成19年度に2名あった。

こうした修了要件や進級要件等の詳細については、便覧・シラバスに掲載して

おり、入学時のオリエンテーションや日常の履修指導を通じて学生に説明しているので、十分に周知されているもの、と判断している。

(2) 教育課程の編成

本大学院では、開設当初から、(1)少

人数教育を通じた公的使命感の涵養と、(2)高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋を、教育課程の基本方針に掲げ、平成21年11月19日の教育部教授会においては、次のカリキュラム・ポリシーを決定している。

京都大学公共政策大学院教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

平成21年11月19日 教育部教授会決定

1. 自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の下で、広い視野と深い洞察力をもって公共的な役割を担う高度専門職業人を養成する。
2. 公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力を、体系的な教育課程を通して育成する。
3. 歴史的・原理的視野で社会的変化を考察する知的能力、多元的価値の中で公共的利益を判断する洞察力、公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、政策・制度を冷静に分析する評価能力を涵養する。

この方針に則ってカリキュラムの編成方針では、概ね1年次において公共的な色彩の強い業務に従事する高度専門職業人に共通に求められる能力を全ての学生に修得させた上で、1年次後期のはじめに三つのクラスターからひとつを選択させ、学生がゼネラリストであるとともに特定の課題に関するスペシャリストとなるように指導教育を行っている。三つのクラスターは、政策分析・評価クラスター、行政組織間交渉クラスター、地球共生クラスターから成り、各々は、今日公共的部門においてとりわけ必要としているされる能力を育成するための履修モデルとして設定されている。

開講科目群としては、①基本科目（必修4単位+選択必修8単位）、②専門基礎科目（選択必修8単位）、③実践科目（選択必修6単位）、④展開科目、⑤事例研究の5つがあり、①と②がゼネラリストとしての教養と知識を提供し、③、④、⑤がスペシャリストとして能力を開発するためのクラスター科目群で

ある（選択必修12単位）。以下、各科目群について説明する。

① 基本科目（必修4単位+選択必修8単位）

これは、既修分野の相違に応じて未修の知識の獲得を目的として、法学・政治学・経済学・経営学のバランスを考慮して設定された科目群であり、全員必修の「公共政策論」の他に、主に法律学・政治学を学んできた学生は「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「経済政策」等を、主に経済学・経営学を学んできた学生は「統治システム」「行政システム」「私法秩序論」等を受講することを想定している。

その趣旨は、未修分野を修得させるところにあるが、学部レベルの授業とは比較にならない少人数の授業であり、適宜質疑応答を交えることによって、学生の理解を助け、勉学意欲を向上させるように配慮している。また予習・復習を前提とした密

度の濃い授業を展開している。これらの科目は、主に1年次前期に配当され、研究者教員が担当する。この科目群を修得することによって、学生がより専門的・実践的な科目を受講するために必要な共通の知識を身につけることができるよう配慮している。

② 専門基礎科目（選択必修8単位）

主として1年次の前期・後期に配当している専門基礎科目群は、公共的な部門で働く人材に共通に求められる知識を提供するものである。政策の企画・立案能力を育成する「政策決定過程論」「立法政策・技術」、公的部門に民間手法を導入し活用する、いわゆるNPM（新しい公共管理）に対応する能力を育成する「公共管理論」、情報化社会に対応する能力を育成する「情報管理論」、危機管理能力を育成する「危機管理論」、そして社会の国際化に対応する能力を育成する「グローバルガバナンス」の6科目からなり、大半は本大学院専任教員が担当している。

これらの専門基礎科目は、今日ではゼネラリストとして求められる必須の知識ではあるが、その授業内容は大学院において初めて教授可能なレベルに設定している。

③ 実践科目（選択必修6単位）

政策実務を行うための各種の基本的な技法や技術、そして今日必須である国際コミュニケーション能力を涵養するための科目であり、2年間にわたって随時学生の希望に即して選択できるように配置している。こうした科目としては、「英語情報分析」「外国報道の分析」「統計調査手

法」「交渉術」「政策企画立案の技術」「行政と情報化」等に加えて、英語による読解・作文・プレゼンテーションの能力を研磨するために外国人教員による科目がある。

なお、実践科目は、以下に述べる展開科目、事例研究とともに、修得すべき能力に応じて選択必修となるクラスター科目群を構成している。

④ 展開科目

これは、公共政策の各専門分野に関する高度の専門性や幅広い知識の修得を目的とする科目であって、専ら研究者教員が担当する歴史的・原理的分析に関する科目、例えば「政治哲学古典講読」「国際法」「政策分析の方法」「国際政治経済分析」等や、研究者教員や実務家教員が担当する政策関連科目、例えば「金融政策のマクロ経済分析」「通商産業政策」「厚生労働政策」「政策評価・行政評価」等から構成されている。

⑤ 事例研究

これは、具体的な政策事例に基づいて、ケースメソッド方式等により知識の実践的応用能力の修得を目的とする科目である。少人数で、場合によっては、シミュレーション、ロールプレイング等の手法を採用している。主として2年次後期に配当され、多くは実務家教員が担当し、①～④から得られた知識の有機的な総合を図っている。具体的には、「ケーススタディ金融政策分析」「ケーススタディ予算と政策分析」「ケーススタディ省庁間関係」「ケーススタディ地方行政分析」等の科目がある。

また、実務現場を体験するために、希望する学生にはインターンシップ

(2単位) を認定している。そのため、派遣先の確保等の便宜を図るとともに、特に人事院が主催する「霞ヶ関インターンシップ」終了後の意見交換会には専任教員が参加し、成果の確認を行っている。

⑥ クラスター科目群（選択必修12単位）

本大学院では、特に政策分析・評価能力、行政組織間交渉能力、地球共生能力の涵養を目的として、各々に対応する三つのクラスターを設定し、1年次後期のはじめに進路志望に適ったクラスターを学生に選択させ、選択したクラスターの科目群から選択必修12単位を取得することを求めている。

各クラスター科目群は、当該能力の涵養に特に必要であると考えられる実践科目、展開科目、事例研究から構成されており、ある科目の単位をクラスター科目群の選択必修単位とそれ以外の修了必要単位のいずれに数えるかは、学生の希望に添って決定している。

なお、クラスター所属の変更を希望する学生については、教育部教授会で承認した上で、既修の単位を可能な限り新たなクラスター科目群の単位に読み替える措置をとっている。

これらの科目配置と前述した本大学院の教育課程の基本方針との関係について説明すると、まず、(1)少人数教育を通した公的使命感の涵養という点から、本大学院では、「公共政策論」以下の基本科目、「政策決定過程論」以下の専門基礎科目及び公共的性格の強い職務に相応しい展開科目を配置している。また、(2)

高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋という面から、本大学院では、実践科目を配置するとともに、「日本政治外交」「現代アメリカ政治」「ヨーロッパ政治」「厚生労働政策」等の、より特化した基礎的・原理的知識の修得を求める展開科目を配置している。なお、主に研究者教員が担当するこれらの科目の他に、8単位まで認められる法学研究科・経済学研究科等の授業を選択することにより、学生は、客観的で複眼的な思考、歴史的・文化的背景を考慮しつつ事象を考察する態度や、高い倫理感と豊かな人間性を基礎にした自由かつ合理的な挑戦的精神等を修得することができる。

他方、実務教育との架橋という面からとくに重要なのは、専門基礎科目・展開科目・事例研究に属する多くの開講科目であるが、展開科目・事例研究としては、「省庁間関係」や「ケーススタディ NPO の理念と活動分析」のように、研究者教員と実務家教員とが意見を交換しながら進める共同授業も開講している。これらは、小人数の演習形式で実務と研究を架橋することに貢献している。

(3) 系統的・段階的履修

本大学院では、履修登録について、履修規程第3条第2項に定めるように、「学期毎に18単位、学年毎に36単位まで」と限定すると同時に、同規程第16条に定めるように、「1年以上在籍し、公共政策論4単位、並びに基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて22単位以上を修得した者に

限り2年次に進級するもの」としている。また第6条において、事例研究から4単位を取得し、そのなかには「2年次に履修し習得するケーススタディ2単位が含まれなければならない」とし、段階的・体系的な学修の実現を図っている。これらについて入学時の履修指導等で学生に周知を図っていることは、言うまでもない。

[特色ある取組み]

(1) 高度専門職業と実務教育

本大学院では、教育課程の編成方針で述べたとおり、少人数教育を通じた公的使命感の涵養と高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋を、教育課程の基本方針に掲げている。

そのため、専門職大学院として、実務教育を重視し、専任・非常勤の優れた実務家教員による多彩な授業を開講しているが、とくに少人数の学生を対象にした事例研究において多様な分野に関する臨床的な知識を教授している。併せて実務家教員と接することを通して、公共的性格の強い職務に携わる上で必須の高い倫理感を直接的に体得させることをめざすとともに、希望する学生にはインターンシップを通じて実務の現場を直接的に体験することも可能にしている。

また、本大学院では、国際的視野をもった国家公務員や国家的・国際的視点を備えた地方公務員の養成に重点的に取り組むこととしている。そのため、国際経験の豊かな中央官庁等の実務家を専任教員や非常勤講師として迎え、事例研究その他の授業科目を通して、学生に一国家・一自治体を越えた広い視点に立って政策を立案・判断する能力を涵養することとしている。さらに、国際化の進展が著し

い実務の現場で要求される英語能力の向上を図るために、外国人教員による実践的な授業を行っているが、これは、単なる会話能力ではなく、国際会議の場におけるディベート能力やプレゼンテーション能力、英語で起案する能力等を研磨することを重視したものである。

(2) 他大学院等との連携

現在、当大学院の相当数の学生が受講している相応の授業科目を、法学研究科・経済学研究科・法科大学院、経営管理大学院に提供し、またこれらの研究科から授業科目の提供を受けている。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院の教育課程は、以上に説明したように、専門職大学院として求められている基準、すなわち、(1)課題発見・整理、政策判断、政策立案、政策実施、政策分析・評価等の政策過程全般、コミュニケーション等に係る高い専門的能力、高い倫理観および国際的視野を持つ政策プロフェッショナルの人材を養成する観点から、体系的に編成され、(2)法学、政治学、経済学の3分野に経営学を加えた幅広い科目をバランスよく学べるように編成されると同時に、(3)基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等の科目を段階的に履修しうるよう編成されている。

なお、平成20年度の大学評価・学位授与機構による「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」においても、教育の実施体制の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、また、平成27年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教育内容が適切に計画され、実施されている旨の判

定を得ている。

[将来への取組み・まとめ]

本大学院の教育課程のあり方については、設置準備の段階で入念な検討を重ねた結果であり、軽々に変えるべきではないとして、当分の間、大幅な見直しには慎重な意見がある一方、公共政策大学院として専門性や実務との連携をより強化するため、開講科目の見直しを求める意見もある。

この問題については、本公共政策大学

院の基本理念を見失うことなく、しかし他方においては社会的要請変化を見据えた方向性を打ち出すことが肝要である。そのためには、毎年行われる学生による授業評価や外部評価委員会の評価なども参考に、意見の集約に努める。

また、本大学院外部評価委員会の指摘事項でもある「プレゼンテーション能力」を伸長させるような教育課程の編成については、日本語のみならず、英語でのコミュニケーション能力を伸長するよう鋭意努力と工夫を行っていきたい。

2) 教育方法等

(1) 授業の方法等

各授業科目の内容は、実務経験のある教員を中心に最先端の議論を紹介するものとすると同時に、クラスター科目の配置により公共的な分野における喫緊の課題に対応する知識を教授することに力を注いでいる。上述のように、キャップ制の導入によって段階的な履修と単位の実質化にも配慮している。これに加えて、他研究科の単位を8単位まで認定するほか、インターンシップの単位化、実務家による講演会や授業への参加を通して、多様なニーズに応えるとともに、少人数による事例研究の充実によって学生と教員の双方向的な実務的な知識の教授を可能としている。

このように、授業については、双方向的な授業、複数の教員による共同授業、インターネットの活用、インターンシップなどの方法を採用するとともに、実学教育の重視を掲げているが、これらを説明すると以下の通りである。

① 双方向型の授業

展開科目・実践科目・事例研究の多くの科目が少人数の演習形式の授

業としていることから、教員と学生の間で活発な質疑応答が行われており、それ自体が新しい教育手法の開発に資するものといえる。

② 複数の教員による共同授業

必修科目「公共政策論」を法学・政治学・経済学・経営学を専門とする4名の教員のリレー授業としているほか、「グローバルガバナンス」や「地方行政実務」等について2名又はそれ以上の教員による共同授業としている。また、「省庁間関係」や「ケーススタディ NPO の理念と活動分析」のように、研究者教員と実務家教員が意見を交換しながら進める特筆すべき授業も開講している。これらはいずれも、少人数の演習形式で実務と研究を架橋することが求められる専門職大学院にとって、重要な意義を有している。

③ インターネットの活用

「Professional Writing」、「Contemporary Issues 2」、「文教科学政策」といった科目では、インターネット

を活用して、授業を進めている。そうした科目のほかにも、学生は、授業の場以外でもLANと接続された自習室で予習・復習を行うことによって、情報化社会における実務に関する技術や知識を修得することができる。

④ インターンシップ

インターンシップは、専門職大学院においてきわめて重要な科目である。本大学院では平成18年度に試行し、その結果を教授会で慎重に検討した後、平成19年度から本格的に実施している。これ以後、とくに人事院等主催の「霞が関インターンシップ」には、一般選抜入学の学生が積極的に参加している（19年度10名、20年度10名、21年度10名、22年度15名、23年度13名、24年度12名、25年度20名、26年度14名、27年度14名）。そして、インターンシップ受け入れ先省庁の担当課長より、評価書（勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など）を求めている。単位認定には概ね2週間以上の実習期間であること、および終了後10日以内に5000字程度の研修報告書の提出を義務付けている。同委員会において、この報告書と研修先省庁の評価書を基に単位認定の成績評価を行っている。

なお、平成23年9月、世界銀行法務部・法学研究科・公共政策大学院の三者でインターンシップに係る協定を締結し、27年度までに2名が応募したが、採用には至っていない。

⑤ 実学教育の重視

専門職大学院として、理論と実践との架橋又は理論知と実践知の融合

という観点からしても実学教育を行うことは当然であり、本大学院でも正規の科目としての展開科目や事例研究などにおいてその方向を打ち出しているが、これを具体的に実地で行うことも、学生に強い自覚を促す契機として重要である。

本大学院としては、公共政策系大学院が外部資金を獲得することの困難な状況の下、平成20年度下期に本学の総長裁量経費——課題名：地域再生・活性化政策の比較予備調査——の申請を行い、その採択をまって、学生と教員による計6班（東北、関東、中部・北陸、四国、九州）に分かれて国内調査を行うとともに、教員による海外調査を実施した。参加した学生はすべて、この調査により各地方が抱えている様々な問題を再認識し、実地調査の重要性を自覚したようであり、これを実施した意義はきわめて大きい〔その内容は『地域再生・活性化政策の比較予備調査報告書』として纏めている〕。

また、平成23年度上期には総長裁量経費——課題名：大学院生を主体とした東日本大震災復興政策研究および提案活動への支援事業——が採択され、主として夏季休業と冬季休業を利用して、18名の学生が仙台市・気仙沼市・石巻市などの被災地でのフィールドワーク等を実施し、教員も数名が被災地を調査した。その報告会として、平成24年3月にシンポジウムを開催し、いくつかの提言を行った〔その成果は『～東日本大震災～震災復興政策に関する調査・研究報告書』として纏めている〕。

公共政策系の専門職大学院が少ない現状では、本大学院での日々の教育活動それ自体が教育手法の開発と結び付く実験

的な意味を有している。こうした意味を帯びる特徴的な教育活動は、1年次生・2年次生を合わせても約100名弱という規模の利点を生かしたかたちで行われているが、その概要を述べると以下の通りである。

平成27年度の開講科目に対する履修登録状況は次表に示すとおりであるが、前期科目についてみると、必須科目「公共政策論」が42人、選択科目の中では、「マクロ経済学」の31人、「統計調査手法」30人であり、以下、履修登録人員20～29人が6科目、10～19人が8科目、10人未満が35科目となっている。

他方、後期科目では、選択科目のうち、「経済政策」の36人が最も多く、次いで「公共管理論」「行政と情報化」の2科目が32人であり、以下、履修登録人員20

～29人が5科目、10～19人が13科目、10人未満が24科目となっている。本大学院の特徴である少人数教育の実践は、こうしたデータから充分に裏づけられると考える。

なお、平成25年度から、読売新聞大阪本社、大和リースの協力を得て、寄付講義「メディア・ポリティクス」「公民提携論」を提供している。ジャーナリズムや地域活性化の第一線で活躍している専門家の視点と経験は、学生に新たな知見をもたらしている。

また、本大学院では少人数による双方指向型教育を重視しているため、多様なメディアを利用した遠隔授業及び通信教育による授業は、いずれも実施していない。

平成27年度 前期・後期 科目別履修登録者数

(前期)

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
公共政策論	中西・建林・久本・塩地教授	42	41
現代規範理論	森川教授	27	23
行政システム	真渕教授	23	17
私法秩序論	佐久間教授	15	13
ミクロ経済学	小島教授	12	10
マクロ経済学	片山講師	31	24
会計学	草野准教授	11	4
政策決定過程論	新川教授	23	20
危機管理論	永松・越山非常勤講師	22	22
国際行政論	濱本教授	6	5
安全保障概論	中西教授	26	24
Contemporary Issues 1	秋月教授	6	6
English Presentation	ヒジノ准教授	9	9
英語情報分析	島田教授	7	6
外国報道の分析	カール非常勤講師	8	8
統計調査手法	小田教授	30	26
政策企画立案の技術	西村教授	25	23
統計基礎理論	松井教授	9	7
政治哲学古典講読	森川教授	3	3
地方自治法制	小西特別教授	4	3
競争法総論	川濱教授	4	3
特許法総論	愛知准教授	2	1
国際企業法務	西谷教授	1	
社会保障法政策	稻森教授	2	
国際法	淺田教授	7	7

2. 教育活動

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
国際経済法	濱本教授	4	2
ヨーロッパ政治	唐渡教授	2	1
日本政治外交	奈良岡教授	4	4
国際政治経済分析	鈴木教授	5	4
公会計	宮本非常勤講師	8	6
政策分析の量的方法	建林教授	11	10
国際緊急・人道援助と我が国の役割	江原・伊藤非常勤講師	11	10
金融政策	翁教授	9	7
厚生労働政策	久本教授	4	4
日本の社会福祉政策	勝又非常勤講師	9	8
農林水産政策	大杉非常勤講師	14	12
産業政策論	塩地教授	8	7
通商産業政策	佐伯非常勤講師	11	10
競争政策	依田教授	1	1
公民連携論	森田・反町・松村非常勤講師	12	11
都市・地域計画	古倉非常勤講師	9	6
環境政策	伊藤特別教授・植田・東條非常勤講師	2	1
国民経済計算論	広田准教授	2	1
国土交通政策の経済分析	要藤准教授	1	1
日本の財政政策	中澤教授	5	5
企業の国際活動	伊藤准教授	2	
CS 日本経済分析	翁教授	7	7
CS 国際開発・支援実務	河村非常勤講師	9	9
CS 国際文化交流	斎木非常勤講師	4	4
CS 省庁間関係	伊藤特別教授	7	7
CS 地方行政分析	小西特別教授	7	7
CS 証券市場のルールと公共政策	西村教授	6	4

※ 履修登録者数は公共政策大学院学生のみを示す。

(後期)

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
統治システム	土井教授	15	15
財政システム	川瀬教授	14	7
経済政策	翁教授	36	35
中央銀行と金融市场	岡田教授	20	11
政策分析のための統計基礎	浅野教授	28	21
立法政策・技術	笠井非常勤講師	19	19
公共管理論	吉田非常勤講師	32	29
情報管理論	土井教授、高木教授	13	11
比較行政分析	曾我教授	22	19
Contemporary Issues 2	秋月教授	14	14
Professional Writing	ヒジノ准教授	8	7
交渉術	仁木非常勤講師	28	27
行政と情報化	松井教授	32	30
現代の行政法制	原田教授	2	1
企業制度論	北村教授	5	4
労使関係論	久本教授	3	3
国際安全保障法	浅田教授	8	8
EU法	中西教授、濱本教授	3	2
現代アメリカ政治	待鳥教授	5	3
経営戦略論	塩地教授	5	4
リーダーシップ論	小野非常勤講師	6	5
政策分析の方法	新川教授	6	6
政策評価・行政評価	小西特別教授	7	7

科 目 名	担 当	履修登録者数	合格者数
刑事司法・警察行政	勝丸・金山非常勤講師	6	6
国際政治と日本外交	山田非常勤講師	5	5
教育政策学	高見教授	12	12
文教科学政策	惣脇教授、永井教授	3	3
中小企業政策	桑原・立見・松永・田中・関非常勤講師	7	6
エネルギー資源政策論	伊藤特別教授	19	18
まちづくりとまち経営	御手洗特定教授	10	10
地方行政実務	小西特別教授	12	12
メディアポリティックス	平井・指尾・近藤・笹森非常勤講師	16	15
市民参加論	新川非常勤講師	21	14
日本経済論	広田准教授	13	8
社会資本の政策分析	要藤准教授	2	2
現代農政の財政分析	小嶋准教授	5	5
貿易政策評価論	伊藤 公二	1	1
CS 金融・政策分析	翁教授	8	8
CS 環境政策実務－企画立案・実施・評価	東條准教授	2	2
CS 環境・エネルギー法令の立案	伊藤特別教授	2	2
CS NPO の理念と活動分析	吉田・野池非常勤講師	13	13
CS 予算と政策分析	西村教授	7	7
CS 国際通商政策	佐伯非常勤講師	11	10
CS 自治体の行政過程と人材育成	小西特別教授	7	7
CS 政策の立案	西村教授	3	3

※履修登録者数は公共政策大学院学生のみを示す。

(2) 授業計画・シラバス及び履修登録

本大学院では、毎年度、教務委員会により、全教員から次年度の授業計画・希望時間帯等について意見を聴いたうえで、教授会で開講科目・授業担当等を審議・決定している。その際、授業科目表（平成27年度便覧・シラバス 78-79頁）が示すとおり、法学研究科、法科大学院、経済学研究科、及び経営管理大学院にも授業を提供している関係から、これらの大学院と密接な連携を取りつつ、授業計画・時間割等を作成している。

また、便覧・シラバスは、大学院設置当初から作成しており、具体的な授業の内容、方法、使用教材、参考図書、年間の授業日程を明示し、学生が予習・復習可能なように最大限配慮するとともに、毎年度末に、非常勤講師を含む全教員に対して、教務主任から次年度シラバスの作成上の注意を促している。

なお、便覧・シラバス巻末（平成27

年度は81-83頁参照）には、教員のメールアドレスも掲載して、学生がいつでも質問ができる体制を整えている。

平成21年秋には京都大学教育制度委員会が「京都大学シラバス標準モデル」を作成し、今では全学的にシラバスが統一されており本大学院もこれに則した形でシラバスを作成している。

また、履修登録のWeb化、シラバス閲覧など学生の利便を図るために、クラシス（KULASIS： Kyoto University's Liberal Arts Syllabus Information System）が稼働しており、本大学院でも利用している。

(3) 単位認定・成績評価

本大学院では、単位の認定及び成績評価に際して、評価の公正性及び厳格性を担保するため、原則として「筆記試験、平常点、その他授業科目の性質に適した

2. 教育活動

方法により、成績を評価して行う」ものとし、その成績は、履修規程第12条及び第13条の基準に基づいて評価することとしている。そして、成績評価のアンバランスを無くすため、教授会の議を経て策定した成績評価基準を『教務事項に関する手引き』(資料9)に「成績評価の基準について」として明記し、学年初めに非常勤講師を含む全教員に配付するとともに、学期末の成績評価に際しても教務委員会主任の名でその点に対する注意を促すなどして、その統一的な運用を図っている。さらに、履修規程第14条は、評価を告知してから1月以内に学生から申し出があったときは、教員に必要な説明をすることを義務づけている。こうした措置は、成績評価のあり方を客観的に担保するための仕組みである。また、履修規程第16条では進級要件を、同第17

条には課程修了要件を、それぞれ規定している。これらの要件を定めた履修規程は便覧・シラバスに掲載し、学生への周知を図っている。

なお、リサーチ・ペーパー、インターンシップを正規の選択科目として取り扱い、リサーチ・ペーパーの合格者には6単位を、インターンシップの合格者には2単位を、それぞれ与えることとしている。これらの成績評価については、教授会での合否判定によるが(履修規程第12条第2項・第3項)、その判定の透明性を確保するため、リサーチ・ペーパーについては公開の場における発表を要件とし、また、インターンシップについては派遣先の評価に基づくインターンシップ等実施委員会の議を経ることとしている。

リサーチ・ペーパーについて

平成19年5月17日公共政策教育部教授会決定
平成21年3月11日公共政策教育部教授会一部改正
平成26年3月6日公共政策教育部教授会一部改正

- 1 リサーチ・ペーパーを作成し単位を取得しようとする者は、履修指導教員の同意を得た上で、7月末までに、リサーチ・ペーパーの課題名を明記して、所定の様式により、予備登録を行わなければならない。
- 2 予備登録を行った者は、9月末までに、リサーチ・ペーパーの課題名、概要(2,000字程度)等を記入して、所定の様式により、本登録を行わなければならない。
- 3 リサーチ・ペーパーの提出期限は、1月末日とする。
- 4 リサーチ・ペーパーは、原則として20,000字(脚注や参考文献含む)を超えないこととし、4部を提出しなければならない(A4用紙1枚の図表は800字とカウントする)。
- 5 リサーチ・ペーパーは、口頭試問を行う。
- 6 単位の認定の可否は、調査委員の審査に基づいて、教育部教授会が決定する。

リサーチ・ペーパーに関する申し合わせ

平成19年5月17日公共政策教育部教授会決定
平成21年4月9日公共政策教育部教授会一部改正
平成23年2月18日公共政策教育部教授会一部改正

- (1) リサーチ・ペーパーの本登録を行った者(以下、「登録者」という。)に対して、10月の教育部教授会(以下、「教授会」という。)において本大学院専任教員の中から1名のアドバイザーを指定する。
- (2) 指定されたアドバイザーは、リサーチ・ペーパーを作成しようとする登録者に対し、継続的に指導を行うものとする。
- (3) 指定されたアドバイザーは、指導する登録者に対し、1月上旬までに、リサーチ・ペーパー提出の意思について確認する。
- (4) 教育部長は、リサーチ・ペーパーを提出する意思が確認された者に対し、1月下旬までにその正式題目の届出を行わせる。

- (5) 提出されたリサーチ・ペーパーを審査するため、1月下旬の教授会において、教務委員会が作成する原案に基づいて3名の調査委員を選定する。
- (6) リサーチ・ペーパーの審査に当たって、2月末までに公開の発表会を開催するものとする。発表会の日程及び発表者の発表順序その他必要な事項は、教授会において決定する。
- (7) 公共政策大学院に所属するすべての教員及び学生は、教授会の定めるところに従い、発表会に出席し、リサーチ・ペーパーの内容について質問することができる。
- (8) 発表会において調査委員3名が出席し、発表者との間で質疑応答を行ったときは、当該リサーチ・ペーパーに関する口頭試問を実施したものとみなすことができる。
- (9) 登録者が発表会に出席することができない場合及び口頭試問の結果により合否の判定を下すことができない事情がある場合の取扱いについては、別に教授会の定めるところによる。
- (10) リサーチ・ペーパーの単位の認定は、3名の調査委員を代表する主査の報告に基づいて、2月又は3月の教授会において行う。

平成26年度リサーチ・ペーパー合否判定

平成26年度に合格したリサーチ・ペーパーの題目は以下のとおりであり、それらの一部は冊子「京都大学公共政策大学院リサーチ・ペーパー集」(2014年度版)にまとめられ、公表されている。

整理番号	課題名	アドバイザー	調査委員	合否判定
1	都道府県における行政評価制度の変容 —政策・施策評価廃止の議論を中心に—	森川 輝一	森川 輝一 佐久間 小西	合格
2	地方自治体の事務処理共同化について	小西 敦	小西 敦 森川 建林	合格
3	国際的租税回避の問題点とその解決策についての一考察	西村 尚剛	西村 尚剛 岡田 浅田	合格
4	木材利用促進法の一考察 —公共建築物の木材利用努力義務規定を中心に—	岡田 知弘	岡田 知弘 佐伯 建林	合格
5	アメリカの政策立案決定過程における大統領と議会の関係	待鳥 聰史	待鳥 聰史 鳥田 翁	合格
6	伝統産業はなぜ失われ、それはいかにして止められるか	佐伯 英隆	佐伯 英隆 岡田 建林	合格
7	民事裁判の迅速化を推進する施策に関する考察 —法曹人口の変化を中心に—	佐久間 豊	佐久間 豊 森川 小西	合格
8	東アジアにおける地域安全保障ガバナンス ～日米中の三角関係の考察～	浅田 正彦	浅田 正彦 翁 待鳥	合格
9	経済連携協定交渉と公共政策 —経済交渉の明暗を分ける条件—	建林 正彦	建林 正彦 岡田 佐伯	合格
10	中小企業支援機関の連携と分業—滋賀県のケーススタディ	久本 憲夫	久本 憲夫 森川 翁	合格
11	期待インフレ率と家計の消費行動	翁 邦雄	翁 邦雄 久本 新川	合格
12	北極海航路の商業利用の可能性と日本の外交・安全保障政策	浅田 正彦	浅田 正彦 村建林	合格
13	酒税法に基づく免許制度についての一考察	西村 尚剛	西村 尚剛 佐久間 久本	合格
14	著作権法改正の政治過程の構造的歪み	新川 敏光	新川 敏光 佐久間 西村	合格
15	地方政府の広域連携 —PA関係からの考察—	待鳥 聰史	待鳥 聰史 小西 新川	合格
16	経済成長の観点から見る女性の労働参加と出生の両立	久本 憲夫	久本 憲夫 佐伯 待鳥	不合格

2. 教育活動

整理番号	課題名	アドバイザー	調査委員	合否判定
17	地方自治体が実施するソーシャルビジネス支援事業について～神戸市などの取組事例に基づく事業の課題と今後のあり方に関する考察～	小西 敦	小西 浅田 新川 敦彦 敏光	合格
18	限界集落と生きる人々	森川 輝一	森川 待島 小西 輝聰 一史 敏光	合格

平成27年度リサーチ・ペーパー合否判定

平成27年度に合格したリサーチ・ペーパーの題目は以下のとおりであり、それらの一部は冊子「京都大学公共政策大学院リサーチ・ペーパー集」(2015年度版)にまとめられ、公表されている

整理番号	課題名	アドバイザー	調査委員	合否判定
1	高レベル放射性廃棄物の最終処分をめぐる合意形成 —処分地選定制度の考察—	伊藤 哲夫	伊藤 佐久間 哲夫 森川 輝一	合格
2	我が国企業がASEAN諸国へ進出するための課題及び障壁について	中西 寛	中西 西村 宽剛 新川 尚敏光	不合格
3	都道府県職員採用試験の現状分析 —人物重視との関連を中心に—	小西 敦	小西 塩地 敦洋 佐久間 納毅	合格
4	まちづくりの人口政策としての有効性の検証	翁 邦雄	翁 久建 邦雄 本林 憲正彦	合格
5	デフレは非正規雇用者比率上昇の原因なのか —バブル以後の企業の人事費調整行動からの考察—	翁 邦雄	翁 塩地 邦雄 森川 洋輝	合格
6	パラディプロマシーの成功条件は何か —日本の自治体外交を事例に—	浅田 正彦	浅田 西村 正彦 建林 尚剛 正彦	合格

平成26年度インターンシップ合否判定

整理番号	受入先	日程	合否判定
1	総務省 情報通信国際戦略局情報通信政策課	8月11日～8月22日	合格
2	総務省 行政管理局独立行政法人総括担当	8月25日～9月5日	合格
3	外務省 アジア大洋州局大洋州課	8月18日～9月5日	合格
4	農林水産省 農村振興局都市農村交流課	9月1日～9月12日	合格
5	経済産業省	8月18日～8月22日	合格
6	国土交通省	8月4日～8月8日	
7	防衛省 大臣官房秘書課	9月1日～9月12日	合格
8	防衛省 大臣官房秘書課	9月1日～9月12日	合格
9	衆議院議員とかしきなおみ事務所	8月1日～10月22日	合格
10	全国市町村国際文化研修所	9月8日～9月30日	合格
11	JICA ケニア事務所	9月7日～10月14日	合格

*5、6は、短期実習の2件をまとめて報告書を作成。合否判定も2件を対象とする。

(参考) 単位認定の対象にならないインターンシップ

12	総務省 公営企業課	9月22日～9月26日
13	文部科学省	8月25日～9月5日
14	経済産業省	8月11日～8月15日
15	経済産業省	8月11日～8月15日
16	経済産業省	8月4日～8月8日
17	経済産業省	8月18日～8月22日
18	経済産業省	8月4日～8月8日

整理番号	受入先	日程
19	国土交通省	8月 4日～8月 8日
20	国土交通省	8月 4日～8月 8日
21	国土交通省	8月 4日～8月 8日
22	国土交通省	8月 4日～8月 8日
23	国土交通省	8月 4日～8月 8日
24	特定個人情報保護委員会	8月25日～9月 5日
25	全国市町村国際文化研修所	9月16日～9月30日
26	コンソーシアム京都	※

1～2、4～5、7～8、12～15、19～21、24は霞ヶ関インターンシップ。

※26は直接応募で単位認定申請がなかった為、日程未確認。

平成27年度インターンシップ合否判定

整理番号	受入先	日程	合否判定
1	財務省国際局国際機構課	8月10日～8月21日	合格
2	厚生労働省老健局振興課	8月10日～8月21日	合格
3	衆議院議員 中川俊直議員事務所	8月 3日～9月27日	合格
4	三重県議会事務局	9月 7日～9月18日	合格
5	文部科学省初等中等教育局児童生徒課	8月24日～9月 4日	合格
6	外務省総合外交政策局国連政策課	8月17日～8月28日	合格
7	外務省軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課	8月18日～9月18日	合格
8	全国市町村国際文化研修所	9月 7日～9月18日	合格
9	内閣府政策統括官共生社会政策担当子どもの貧困対策担当	8月 3日～8月14日	合格
10	国土交通省	8月31日～9月 4日	合格
11	経済産業省	9月14日～9月18日	
12	独立行政法人国際協力機構 パレスチナ事務所	8月10日～9月17日	合格
13	独立行政法人国際協力機構 パレスチナ事務所	2月 4日～3月14日	合格

10、11は、短期実習の2件をまとめて報告書を作成。合否判定も2件を対象とする。

13は平成26年度の実習だが、委員会の関係上、平成27年度の単位として認定。

(参考) 単位認定の対象にならないインターンシップ

14	近畿経済産業局通商部	9月 7日～9月18日
15	防衛省大臣官房秘書課	※
16	防衛省大臣官房秘書課	9月 7日～9月11日
17	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室	8月17日～8月28日
18	内閣人事局、公正取引委員会、人事院	9月 7日～9月11日
19	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室	8月17日～8月28日
20	防衛省大臣官房秘書課	9月 7日～9月11日
21	総務省自治行政局選挙課	9月24日～9月29日
22	国土交通省関係部局	8月31日～9月 4日
23	経済産業省秘書課	9月14日～9月18日
24	コンソーシアム京都（株式会社三菱総合研究所）	※
25	総務省消防庁消防・救急課	9月24日～9月29日

1～2、5～6、9、11、15～16、19～23、25は霞ヶ関インターンシップ。

※15、24は直接応募で単位認定申請がなかった為、日程未確認。

(4) 他の大学院における授業科目の履修等

京都大学通則第53条の7は、京都大学の他の研究科等の科目履修ができること、同第53条の8は、他大学の大学院で履修した科目を、同第53条の9は、本大学院入学以前に履修した科目を、それぞれ当大学院で履修した科目に読み替えることができる旨を定めている。これをうけて本大学院の履修規程第9条は、他の研究科等の科目履修を規定するとともに（8単位を限度とする）、同第10条は本大学院入学以前の修得した科目の読み替えの制度を設けている（24単位を限度とする）。こうした規定により、毎年、入学者の数名が本学修学以前の既修得単位の認定を申し出ており、教務委員会による検討を経て、教授会において当該大学のシラバス等と照合しながら単位認定を行っている。

(5) 履修指導等

本大学院では、4月開講当初に、教務主任による履修指導を実施しているほか、履修規程第4条に定めた「履修指導教員」制度に基づき、基礎学力の異なった学生へのきめ細かな履修指導を行うため、学

生の出身学部や自己申告書などを参考に、教授会で履修指導教員を決定し、教員が担当する学生と個別に面接を行い、詳細な説明を行っている。また、後期開講前には、職業観に応じて別途、クラスター選択の方法と、事例研究とターム・ペーパーの関係について、詳しい説明を行っている。

また、原則として一般選抜入学者の進路に関しては、教授会において実務家教員を「進路指導教員」として配置し、各学生の特性や希望進路に応じた個別的指導を行うという「進路指導教員」制度を設けている。

こうした制度を通じて、各教員が、学生の求めに応じて、随時、履修指導を行うだけでなく、普段から面談やメールを通じて院生の学習相談に乗り、助言を与える体制を、組織的に整備している。なお、便覧・シラバス巻末には各教員のメールアドレスを掲載し、また、教員によってはオフィスアワーを設定するなどして、学生が、常時、各教員と連絡を取り、学習相談ができるように配慮している。

公共政策大学院履修指導担当者・進路指導担当者と受持人数

履修指導教員一覧（研究者教員担当）

区分	26年度	27年度
浅田正彦	6[6]人	6[5]人
岡田知弘	5[8]	
佐久間毅	6[6]	6[5]
塩地洋		6[5]
建林正彦	5[9]	6[5]
中西寛		6[6]
久本憲夫	5[8]	6[7]
待鳥聰史	5[7]	
森川輝一	6[6]	6[6]
計	38[50]	42[39]

[]内の数字は、2年次学生数を示す。

進路指導教員一覧（実務家教員担当）

区分	26年度	27年度
伊藤哲夫		8[8]人
翁邦雄	7[12]人	8[7]
小西敦	8[12]	8[8]
佐伯英隆	8[12]	
西村尚剛	7[]	8[7]
計	30[36]	32[30]

※ 職業人選抜入学者には、進路指導教員はついていない。ただし、申し出があれば、随時相談にのる旨、周知。また、[]内の数字は、2年次学生数を示す。

◎ 公共政策教育部履修規程（抄）

第4条 各学生に履修指導教員を付し、計画的履修、志望形成、その他の履修指導に当たらせるものとする。
2 学生の進路選択及び実務研修等に関し必要があるときは、進路指導教員を付し、その指導に当たらせるものとする。

(6) 改善のための組織的な研修等

本大学院では、平成20年度より、学生による授業評価については、すべての授業科目について、前期・後期とも授業の最初3週目と終了時点の2回にわたって行い、授業の難易度、予習・復習、教員の授業の進め方・話しかけ方、講義が有意義であったか否かなど1回目6項目、2回目9項目を調査してきた。

しかしながら初回のアンケートは講義開始間もないため学生が評価しがたいこと、また15週の講義予定を途中で大きく変更することは困難なこと、さらに本大学院における講義はほとんどが少人数であり、学生とのコミュニケーションを密にとっていることなどから、授業評価のアンケート方法及びフィードバックの方法等について検討した結果、平成26年度以降は授業評価を授業期間の最終週に1回のみ行い、評価結果を担当教員にフィードバックするとともに、教員アンケートを実施することとした。（資料10）。

また、平成21年度より少なくとも年1回、全教員が参加する「FD会議」を開催している。平成27年3月5日開催のFD会議では、授業評価のまとめ・平成26年度科目別評価割合及び学生の授業目標について、平成27年10月29日開催のFD会議では、カリキュラム改革及び平成26年度科目別評価割合について、平成27年11月12日開催のFD会議では、リサーチ・ペーパー及び長期履修学生制度の導入について、平成28年3月3日開催のFD会議では、授業評価のまとめ及び平成27年度科目別評価割合について

意見交換や改善提案等を行った。

なお、本大学院は、実務家教員を加えても専任教員12人という少人数規模の大学院であり、日々の教育・研究に時間を割かれることが難しい状況にある。そのため、全学主催のシンポジウム（例年9月初旬）に関係教員が参加するほか、全学委員会であるFD研究検討委員会にも参画し、そこでの検討内容を教授会で報告し、教員の情報共有を図っている。

[特色ある取組み]

本大学院には、職業人選抜や外国人特別選抜による場合はもちろん、一般選抜においても出身学部の異なる多様な学生が入学してくる。しかし、入学定員を40名に抑えたこと及び社会人や外国人も含むこの共同体に身を置くことによって、多元的な価値の並立を前提にして、それを尊重しつつ公共的な利益を勘案して合意を形成すること、つまり公共的に考えることの意義が、自ずと体得される。これは、複数のコースに分けて運営される大規模プログラムでは望みえない本大学院の特徴である。

そして、社会人と学部新卒者の相違、既修の学問分野、将来の志望職種等に対応して、入学時に教務主任による緊密なガイダンスを行うと同時に、履修規程第4条に基づき、教育部教授会の決定により入学時に学生一人づつに履修指導教員を配置して、随時教育上の相談に応じ、場合によっては生活指導にも対応してい

2. 教育活動

る。また、とくに一般選抜合格者に対しては、1年次後期から、同じく教育部教授会において修了後の進路に関して実務経験のある専任教員を個別に進路指導教員として決定し、助言する体制を敷いている。このいわばマンツーマンの指導体制は、本大学院の大きな特徴の一つであり、高度専門職業人の教育に要請される学生の個性の尊重に適うとともに、京都大学の伝統である自学自修の精神を涵養する上でもきわめて有益である。

加えて、学期毎に修得できる単位数に上限を設けるキャップ制を設けることによって、学生が段階的かつ着実に学習することを促している。

このように、履修指導教員・進路指導教員を個別に配置することにより、日常的に学生の学習・進路相談等に対してきめ細かく対応する体制を整備しているほか、正規の教育課程とは別に、第一線で活躍中の実務家と直接接し、現場の臨床的な知識を学習させるために、隨時、ゲストスピーカーによる講演会（6頁参照）やセミナーを開催することにより、公共的分野等の関心を高めさせ、かつ必要な倫理観を体得させている。

また、本大学院履修規程第14条は、成績評価を告知してから1月以内に学生から申し出があったときは、教員に必要な説明をすることを義務づけている。こうした措置は、成績評価のあり方を客観的に担保するための仕組みであり、特色ある取り組みと言える。

さらに、本大学院にとってインターンシップのもつ教育的意義は大きい。平成25年度まで多くの学生を人事院主催の「霞が関」インターンシップに参加させたほか、平成21年度より、新たに三重県議会事務局に派遣している。更に平成

24年度からは、全国市町村国際文化研修所（JIAM）も派遣先となっている。

他方、教育手法の開発という点では、実務家教員の貢献は大きく、専門職大学院に特徴的な事例研究（ケーススタディ）の多くの科目を担当する中で、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努力し、本大学院における授業の成果を授業資料や授業評価とともに『授業記録』として各年度冊子化したりして活用している。また、専門職大学院に求められる実務家による講演、セミナー等に関しても、実務家教員は力を発揮している。実務経験に基づく研究という点でも、実務家教員はそれぞれのテーマを追求し、それらの成果を研究会で報告するとともに雑誌論文等で発表しているが、さらに研究者教員を含めて審議会等で多くの委員を務めると同時に、各種研修会の講師を務めたり、一般市民向けの講演等を行ったりして、研究成果を社会に還元している。これは専門職大学院の重大な任務の一つであり、本大学院の貢献は大きい。

なお、産業界や学協会等のデマンドサイドとの連携は重要であり、本大学院でも平成22年1月15日に全国市町村国際文化研修所（JIAM）と連携して第1回セミナーを開催したところ100名を超える参加申込みがあり、その結果は『連携セミナー報告書』として纏められている。以後、会場を本学又は JIAM（大津市）で開催することとなり、第8回となる平成28年度は本学の施設を使って開催準備（平成28年9月）を進めている。

[点検・評価（長所と問題点）]

授業の方法等については、少人数規模の利点を生かした授業を行っており、授業計画やシラバスについても学生の予習・

復習に配慮している。単位認定・成績評価についてもその基準を明確にし、非常勤講師を含む講義担当教員全員に「教務事項に関する手引き」（資料9）を配付して、公平な評価を行っている。他の大学院における授業科目の履修等についても、規程を整備し、総合大学の利点を生かして聴講可能としているほか、本大学院修学以前のものについても、教授会で慎重に審議したうえで単位認定を行っている。

履修指導等についても、全学生に進路指導教員・履修指導教員を付してきめ細かな指導を行うなど、工夫を凝らしている。また、インターンシップの単位認定にあたっては、研修先に求めた評価書（勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など）をもとに、成績評価を行っている。

改善のための組織的な研修等についても、FD会議を設けるとともに、公共政

策大学院外部評価委員会による評価を受けるなどして、積極的に対応している。このことは、平成20年度の学位授与機構の「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、教育方法の判定は、「期待される水準を上回る」旨の判定を得、また、平成22年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても、教育の方法に工夫がみられる旨の評価を得ている。

[将来への取組み・まとめ]

インターンシップについては、その多くが中央の官庁・企業等で行われるため、参加学生の経済的負担が大きい。そこでインターンシップを充実させるためには、その負担を軽減させる必要がある。

なお、「霞が関」インターンシップにあたっては、平成21年度より、大学院予算からインターンシップ参加旅費を支援している。

3) 成 果 等

(1) 学位の名称

京都大学通則第55条の2は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く）を修了した者に修士（専門職）の学位を授与するものとし、京都大学学位規程の第1条第5項は、「修士（専門職）の学位を授与するに当っては、次の区別（医学研究科：社会健康医学、公共政策教育部：公共政策、経営管理教育部：経営学）に従い、専攻分野の名称を付記する」としており、教育内容に合致した適切な名称となっている。

(2) 学位授与基準

京都大学学位規程第9条は、本大学院の学位授与基準を定めており、これに則つて、履修規程第17条に修了要件を定め、教務委員会で修了要件を満たしているか否かを個別に審査したのち、最終的に本大学院修了予定者の合否判定は、教授会において慎重に行っているので、適切に学位を授与している。また、平成21年11月の教授会においてこれまでの経験を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを制定し、以降、毎年2月の修了認定時にはこの方針に沿った学生を輩出している。

京都大学公共政策大学院学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

平成21年11月19日 教育部教授会決定

1. 所定の年限を在学し、本公共政策大学院が定めた教育の目的及び理念に基づき設定した所定のカリキュラムに従った教育を受けて、必修科目及び選択したクラスター科目的必要単位を含む所定の単位を修得することが、学位授与の要件である。
2. 本公共政策大学院が定めた教育課程の下で、公共的な役割を担うのにふさわしい各種の能力を確かに具備するようになったかどうかが、課程修了の重要な基準である。
3. 本公共政策大学院の教育目的及び理念に則って、優れた教養と深い専門的知見を備え、強い倫理的責任感に満ちた高度専門職業人となることが、課程修了に際して考慮されるべき重要な点である。

(3) 修了生の進路の把握

本大学院における、修了生の進路の把握については、事務的には毎年10月に2年次学生に対し、進路状況調査を実施し、教授会で報告するとともに、修了時点では、卒業後の進路状況調査票を各学生から提出させているので、次頁の表の通り、ほぼ完全に進路状況を把握している。しかも、本大学院では各学生に履修規程第4条第2項に定める進路指導教員を配置しており、各教員が担当学生と個別に面接を行うほか、授業の多くが少人数であ

るため学生の特性や希望に応じたきめ細かな個別的指導を通して、学生の進路について正確に把握することができる。

修了生の進路状況については、公共政策大学院パンフレットに掲載するほか、ホームページなどでも公表している。平成19年3月に最初の本大学院修了者を送り出し、以降第10期生まで送り出されたが、その修了後の進路は、次表の通りである。

修了者の進路状況一覧（復職を含む）（平成19年度～27年度）

(人)

進路先	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国家公務員	10[4]	10[4]	12[3]	13[2]	9[3] *1	5[1] *2	13[1]	14[1]	9[1]	
地方公務員	3[2]	11[7]	10[6]	10[4]	8[3]	12[5]	8[4]	7[2]	7[3]	
公的機関・マスメディア等	5	5[2]	11[1]	6	8	6	6	7	6	
民間会社等	12[1]	11[1]	6[1]	13[4]	12[4]	12	13[4]	11[3]	13[2]	
博士後期課程進学	4	2	—	1	2	1	—	4	1	
その他	1	2	3	7	1	3	1	6	—	
合 計	35[7]	41[14]	42[11]	50[10]	40[10] *1	39[6] *2	41[9]	49[6]	36[6]	

[] 内は復職者数を示し、内数。

*1. 中退者2名含む

*2. 中退者1名含む

修了者の主な進路先一覧（復職を含む）（平成19年度～27年度）

(人)

国家公務員	人 数	地方公務員	人 数	公的機関・マスメディア等	人 数	民 間 等	人 数
内閣府	2	千葉県	1	日本銀行	2	伊藤忠商事	3
公正取引委員会	2[1]	東京都	10	日本原子力研究開発機構	1	(株)商船三井	2
警察庁	2	富山県	1[1]	中小企業基盤整備機構	1	三菱商事	2
金融庁	2[2]	石川県	2	海洋開発機構	1	双日(株)	1
総務省	14[4]	福井県	1[1]	新エネルギー・産業技術総合開発機構	3	丸紅(株)	3
東京地方検察庁	1[1]	長野県	1	国際協力機構	1	(株)三笑堂	2
外務省	4	愛知県	1[1]	(独)住宅金融支援機構	1	三菱東京UFJ銀行	4
財務省	9[2]	三重県	2[1]	日本政策投資銀行	2	(株)三井住友銀行	2
財務省（税関）	2[1]	滋賀県	2[1]	国際協力銀行	2	住友信託銀行	2
国税庁	1	京都府	7[2]	ゆうちょ銀行	3	中央三井トラストグループ	1
文部科学省	5[1]	大阪府	3[1]	かんぽ生命保険	1	日興コーディアル証券	1
厚生労働省	6	兵庫県	4[3]	農林中央金庫	3	メリルリンチ日本証券(株)	2[1]
農林水産省	6	和歌山県	4[4]	日本政策金融公庫	2	みずほ証券(株)	1
経済産業省	5	広島県	1	NHK	2	第一生命	1
国土交通省	7	山口県	1[1]	読売新聞社	2	日本生命	2
海上保安庁	1[1]	福岡県	5[5]	朝日新聞社	3[1]	アクセンチュア(株)	2
環境省	3	鹿児島県	1	共同通信社	3	イノベーショントラスト	1
防衛省	10[2]	いわき市	1[1]	日本経済新聞社	2	マキンゼー&カンパニー	1
会計検査院	2[2]	熊谷市	1	西日本新聞社	1	(株)ビジネスブレイン太田昭和	1
衆議院事務局	1	敦賀市	1[1]	(株)TBSテレビ	1	(株)価値総合研究所	1
参議院事務局	1	名古屋市	1	(株)大和総研	3	(株)大成建設	1
国立国会図書館	1	大津市	1[1]	サーベイリサーチセンター	1	(株)タケソプロデュース	1
国会議員政策担当秘書	3	草津市	2[2]	西日本旅客鉄道	1	国際石油開発亭石(株)	1
韓国・企画予算処	1[1]	京都市	6	関西電力(株)	2	日本公営(株)	2
中国国家公務員	1	長岡京市	1[1]	九州電力	2	住友電気工業(株)	1
自衛隊	1[1]	大阪市	1	あらた監査法人	1	(株)日立製作所	1
裁判所	1[1]	堺市	1[1]	あづさ監査法人	1[1]	(株)東芝	1
法務省	1	枚方市	1[1]	有限責任監査法人トーマツ	1	富士通(株)	3
		神戸市	2[1]	(株)大阪証券取引所	1	(株)日本電気	2
		松山市	1[1]	中日本高速道路(株)	1	日本IBM(株)	1
		滋賀県議会政策秘書	1	東京大学	1	日産自動車(株)	1
		奈良県立大学	1[1]	私立甲陽学院高等学校	1	キャピラージャパン(株)	1
		京都府議会	1[1]	中華人民共和国中央テレビ	1	花王(株)	1
		奈良市議会	1[1]	大韓貿易投信振興公社	1[1]	南海電気鉄道(株)	1

2. 教育活動

国家公務員	人 数	地方公務員	人 数	公的機関・マスメディア等	人 数	民間等	人 数
		広島市	1	中国電力(株)	1	飯野海運	1
		北海道庁	1	四国新聞社	1	鈴与(株)	1
		奈良県議員	1[1]	京都大学	1	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン	1
		池田市議会	1[1]	日本貿易振興機構	1	(株)高島屋	1
		警視庁	1	日本医療機能評価機構	1	イオン(株)	1
						イオンリテール(株)	1
						オンワード樫山	1
						(株)インデックス	1
						(株)JTB西日本	1
						(株)ベネッセコーポレーション	1
						明光義塾(株)	1
						(株)ライフポート西洋	1
						松下政経塾	3[3]
						政治家 後援会事務所	1[1]
						自営	4[4]
						上記以外	33[11]
計	95[20]		75[36]		59[3]		106[20]
総 計				335[79]			

[] 内は復職者数を示し、内数。

(4) 教育成果の測定

本大学院では、学生のニーズへの対応は、履修指導教員・進路指導教員の制度により個別的に学生の意見聴取を行う仕組みを探っているが、さらに23頁「(6)改善のための組織的な研修」の項でも述べた通り、学生による授業評価を全科目について、前期・後期に実施し、授業の難易度、教員の授業の進め方・話し方などの項目を調査するとともに、自由記述欄を設けて満足度や学習環境に関する意見を聴取することによって、教育成果を測定することにしている。さらに、この結果は、教育部教授会構成員が全員参加するFD会議で検討し、併せて本大学院外部評価委員会にも報告して意見を求め、指摘事項については改善しているの

で、適切に運用されている。

なお、修了生の進路状況という点から見ると、中央省庁、自治体から派遣され、復職した者も含めた修了者全体のうち、国家・地方公務員のほか、マスコミやシンクタンク、公共的色彩の強い民間会社に進んだ者は多い。したがって、狭義の公務員のみならず公共的な職務に従事する高度専門職業人を養成するという本大学院の任務に十分に応えるものとなっている。

また、インターンシップでは、単位認定のため、派遣先より評価書((勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など)の提出を求めており、どの派遣先からも高い評価を得ており、

「霞が関特別講演」、その他の特別講演会、さらには、講演会終了後の担当講師との懇談の席においても、一般選抜修了者並びに職業人選抜修了者の能力に関して高い評価が与えられており、このような評価は本大学院の教育が着実に成果を挙げていることを表しているといえる。

[特色ある取組み]

本大学院では、学生談話室に投書箱を設置しており、これまで13件の要望（『京都大学公共政策大学院 自己点検・評価報告書 第2号』、27頁参照）が提出されたが、そのつど教授会に報告し、学生の要望・改善事項の共有化を図るとともに、迅速な対応をしている。また、平成22年度以降、月1回程度、研究部長室で懇談の場を設けたので、投書箱への投書はなかった。懇談の席で寄せられた学生の意見は、教授会等に報告するとともに、例えば、新規開講科目の要望に対しては教務委員会で検討の上、次年度のカリキュラムに反映させるなどしている。

また、第5期生から修了時（平成24年3月10日付け）に、①履修システムに関する提言、②講義内容に関する提言など数項目にわたる改善・要望事項の提案があったので、翌年度のFD会議並びに関係委員会において検討した。

さらに、平成21年1月に同窓会組織「鴻鵠会」が発足したことに伴い、研究部長・歴代研究部長、実務家教員1名が顧問となる一方、毎年、新入生歓迎レーションや学位授与修了式後の懇談会席上には同窓会幹部を招き、近況報告が行われるなど、本大学院が修了後もそうした組織との連携を深める取組みの一つである。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院における学位の名称、学位授与基準は、それぞれ京都大学通則、京都大学学位規程に明記され、教授会の議を経て適切に授与している。修了生の進路の把握に関しても、在学中に進路調査を行うほか、修了式当日にも進路調査を実施し、ほぼ完全に把握している（27頁参照）。このことは、入学時の教務主任による履修指導はもとより、各学生に付した履修指導教員による日常的な面接指導、一般選抜入学者に対する実務家教員による進路指導の体制が、奏功していることを示しており、満足すべきものと評価できる。

進級要件があることから、1年次から2年次への進級の度合いも問題になるが、これまでのところ、進級できなかつた者は、留学その他の理由を除くと、1～2名程度であり、いずれも勤務上の理由による留年であるから、とくに問題視すべきものではないと考える。

なお、平成20年度の学位授与機構の「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、学業の成果の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、また、平成27年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教育効果の測定は、適切に運営されている旨の判定を得ている。

[将来への取組み・まとめ]

収容定員が多いと、修了生の進路把握が難しい場合もあるが、幸い、本大学院は、1学年40名という小規模定員の利点を活かして、これまで通り、事務部並びに進路指導教員等による積極的な活動を通じて修了生の進路の把握に努めたい。

3. 入学者選抜

1) 定員管理

本大学院の入学者の定員管理については、京都大学通則第35条、別表第2項に入学定員40名、収容定員80名と規定されている。これにより、毎年度はじめに教授会において次年度の入学者定員を審議（一般選抜30名程度、職業人選抜10名程度、外国人特別選抜若干名）・決定し、収容定員と入学者の増減が著しくならないよう定員を管理している。また、毎年度の文部科学省の実態調査などにも在学状況を報告しており、外国人特別選抜入学者を除いた在籍学生数は、収容定員の80%以上120%未満を維持しているので、適切に管理されているものと判断できる。

2) 学生の受け入れ方針等

本大学院では、公共政策分野における高度専門職業人を目指す大学学部卒業生を対象とする「一般選抜」、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、

より専門性の高い能力を習得しようとする者を対象とした「職業人選抜」、公共政策分野における高度専門職業人を目指す外国人や、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする外国人を対象とした「外国人特別選抜」を実施している。

一般選抜では、専門的な学識を問う筆記試験及び口述試験、職業人選抜及び外国人特別選抜では専門的な学識を問う筆記試験及び出願時に提出させた自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行っている。

また、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、教育部教授会において慎重に審議・決定した上で、いずれの学生募集要項の冒頭に明記し、ホームページでも公表することによって、その周知を図っている。

京都大学公共政策大学院アドミッション・ポリシー

京都大学公共政策大学院（大学院公共政策教育部専門職学位課程）は、中央・地方レベルにおける国内行政および立法機関、国際機関、NPO/NGO、シンクタンク等の職業に従事する者のほか、一般企業において公共的な業務に携わる者など、公共政策分野の高度専門職業人、すなわち、優れた教養と公共政策の立案・遂行・評価に必要な専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた人材を育成することを教育目標とし、この教育目標を実現するために、公共政策分野における理論的知見と実務的素養を架橋し、さらに実務における総合的能力と専門的能力との結合を旨とするカリキュラムを提供する。

本大学院は、公共政策分野における高度専門職業人を目指す大学学部卒業生や、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする職業人など多様な人材を受け入れる。そのために、専門的な学識を問う筆記試験や、自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。本大学院においては、相互の刺激と切磋琢磨を通じて、公共政策に携わる使命感の共有と、今日の公共政策担当者に求められる実践的知識と長期的、総合的視点の獲得を期待する。

3) 入学試験の実施体制

本大学院では、教育部教授会で公共政策大学院入学試験規程を制定しており、教授会の下に入試委員会を設置して、出

題・採点委員の選出、試験問題の作成・管理等について厳正かつ適切に行い、試験の円滑な実施を図るとともに、多様か

つ意欲的な人材を集めるように配慮することとしている。そのため、毎年、これらについて教育部教授会の議を経るとともに、提出書類、筆答試験及び口述試験の成績等を総合的に判定して、入試委員会で合格者の原案を作成し、教育部教授会において厳正な審議の下に決定している。

また、主な対象を一般選抜志願者と職業人選抜志願者に分けて、毎年入試説明

会を実施している（平成27年度は7月2日、9日及び11月8日に実施した。とくに後者は週末に開催して、有職者の便宜を図っている。また、平成20～28年度入学に実施した入学試験の結果は、下表の通りである。

なお、入試説明会等の内容については、各年度の本大学院パンフレットや京都大学大学院案内などに掲載され、ホームページ上でも公表している。

京都大学公共政策大学院入学試験結果概要（平成20～28年度）

区分		出願者	合格者	入学者	合格最高点	合格最低点
平成20年度	一般選抜	107	36	32	280.5	238.0
	職業人選抜	19	11	11	150.0	124.0
	小計	126	47	43	—	—
	外国人特別選抜	10	4	3	265.0	246.0
	合計	136	51	46	—	—
平成21年度	一般選抜	138	33	32	275.5	232.5
	職業人選抜	16	12	12	152.0	120.0
	小計	154	45	44	—	—
	外国人特別選抜	13	5	5	259.0	245.0
	合計	167	50	49	—	—
平成22年度	一般選抜	159	34	23	275.5	247.0
	職業人選抜	16	12	11	145.0	122.0
	小計	175	46	34	—	—
	外国人特別選抜	12	2	2	257.0	235.0
	合計	187	48	36	—	—
平成23年度	一般選抜	155	36	32	271.5	243.0
	職業人選抜	11	7	7	142.0	120.0
	小計	166	43	39	—	—
	外国人特別選抜	9	5	5	284.0	233.0
	合計	175	48	44	—	—
平成24年度	一般選抜	127	37	29	272.0	238.5
	職業人選抜	18	11	11	145.0	120.0
	小計	145	48	40	—	—
	外国人特別選抜	5	1	1	243.0	—
	合計	150	49	41	—	—
平成25年度	一般選抜	155	40	34	289.5	240.5
	職業人選抜	14	8	8	142.0	121.0
	小計	169	48	42	—	—
	外国人特別選抜	7	3	2	262.0	244.0
	合計	176	51	44	—	—
平成26年度	一般選抜	144	37	29	278.0	238.5
	職業人選抜	11	8	7	139.0	120.0
	小計	155	45	36	—	—
	外国人特別選抜	7	3	2	284.0	253.0
	合計	162	48	38	—	—

3. 入学者選抜

区分		出願者	合格者	入学者	合格最高点	合格最低点
平成27年度	一般選抜	130	38	32	283.5	239.0
	職業人選抜	16	10	10	145.0	126.0
	小計	146	48	42	—	—
	外国人特別選抜	4	2	0	250.0	250.0
	合計	150	50	42	—	—
平成28年度	一般選抜	102	37	32	282.0	240.0
	職業人選抜	16	8	8	147.0	120.0
	小計	118	45	40	—	—
	外国人特別選抜	14	5	5	263.0	248.0
	合計	132	50	45	—	—

*各年度とも、一般選抜は400点満点、職業人選抜は200点満点、外国人特別選抜は400点満点である

4) 研究生・聴講生等の受入れ

本大学院は、公共政策の専門職大学院としての特色を活かして、研究生・聴講生・科目等履修生などを積極的に受け入れるため、特別に規定を設けているほか（履修規程第13条・14条参照）、専任教員の指導にかかる日本学術振興会特別研

究員を受け入れ、法学・経済学両研究科との連携の下に、研究室を提供するなど、研究環境の整備と学生支援にも努めている。

平成20年度～27年度については、以下の表のとおりである。

日本学術振興会特別研究員・研究生・聴講生等の受入れ状況

年度	学術振興会特別研究員	研究生	聴講生	科目等履修生	(人)
20年度	2	2(2)	2	1	
21年度	0	1(1)	1	1	
22年度	1	1(1)	1	3	
23年度	2	0	2	0	
24年度	2	0	3	0	
25年度	3	0	2	0	
26年度	0	1(1)	0	2	
27年度	0	0	1	0	

注：（）内は、外国人を示し、内数。

[特色ある取組み]

本大学院では、一般選抜（募集定員30名程度）、職業人選抜（募集定員10名程度）のほか外国人特別選抜（募集定員若干名）を実施しているので、法学部・経済学部卒業生以外に、理学部・農学部・工学部・総合人間学部・医学部・教育学部卒業生など多様な学生が入学している。

また、前述のように、大学院説明会を一般選抜と職業人選抜に区分けし、学生募集の方針等を説明しているが、その後、

質疑応答の時間を設けるとともに、入学後どのような環境で勉学に励めるかの指標とするため、施設見学も実施している。なお、施設見学終了後、説明会参加者と在学生有志による意見交換の場が持たれていることも、特筆に値する。

一般選抜においては、いわゆる「足切り」は行わず、英語能力の素養を問う筆答試験を課した後、入学定員の2倍程度の上位得点者について口述試験を行い、

入学者を決定している。また、過去に出題された問題は公表している。

加えて、本学の入学手続き時期が翌年の3月ということもあって、一般選抜の平成22年度入試において、入学辞退者が11名あり、実質、募集人員を下回ったので、平成23年度入試より、合格者説明会を12月に東京と京都で開催し、入学に向けての準備、入学後の教育内容など説明を行った結果、23年度～27年度は定員を満たす入学者を確保できた。

[点検・評価（長所と問題点）]

上に述べたように、出題・採点、入試監督者を含めて入試委員会を中心に素案を作成し、教育部教授会に諮るという適切な実施体制を敷き、公正に試験を実施した上で、教育部教授会において合格者を決定している。

その際、筆記試験の成績に加えて、一般選抜及び外国人特別選抜の場合には口述試験において確認した目的意識や倫理観等を勘案し、職業人選抜の場合には職業経験を勘案して、総合的に入学者を決定してきた。その結果、最終的な入学者数は、ほぼ入学定員数と等しいものとなっ

ている。

また、外国人特別選抜においては、受験科目を1科目しか課していないので、科目間の得点の均衡を保つために、平成22年度入試より、受験者数の少ない科目（「経済数学」）を外すこととした。

更に、一般選抜においても、27年度入試より、経済系専門科目の再編を決定している。

以上の点から、本大学院における入学者選抜は、適正かつ厳格に行われているものと判断できる。

[将来への取組み・まとめ]

平成22年度の職業人選抜の入試説明会において、参加者が募集定員とほぼ同数であり、再募集の可能性も残されたが、幸いにも、願書受付時には募集定員を超えることとなった。

なお、こうした変動が見込まれることから、職業人選抜における募集定員の表示方法を平成23年度入試より「10人程度」と付すこととした。

修了生による紹介や教員による地方自治体訪問を通じて、優秀な社会人入学者を増やす努力を続けている。

4. 教員組織

1) 専任教員数

本大学院は、法令上、実務家教員を含めて最低10名を配置する必要があるが、研究者教員8名、実務家教員4名（うち、「みなし専任」の特別教授2名）、計12名の専任教員が配置されており、基準を満たしている。

講座編成としては、現在、法学研究科及び経済学研究科から配置換えとなった8名の研究者教員を擁する公共政策第一

講座、及び実務経験を有し、3年の任期で採用した2名の教員を有する公共政策第二講座から成り、これに特別教授2名を加えた12名の教員によって教育部教授会を構成している。

現在の教員は、両研究科から移籍した研究者教員8名 [教授8。公共政策第一講座に所属する] と、3年任期で採用する実務経験のある教員2名 [教授2。実

4. 教員組織

務家教員として、公共政策第二講座に所属する]に加えて、専門職大学院設置基準第5条第1項の定め（いわゆる見なし専任）に基づいて採用している特別教授2名の合計12名であり、設置基準の10名を超える教員を専任教員として配置している。

なお、これら12名の教員は、全て本大学院の専任教員であり、他研究科を兼任していないので、法令を遵守している。

2) 専任教員としての能力

本大学院では、教員の人事に関しては、研究部長ないしは教授会構成員の発議により、教授会の下に置かれる常設の人事委員会に付託され、人事委員会で調査委員3名が選定される。調査委員は、教育目的に沿った人材を教授会に推薦するために、科目適合性・教育効果等を考慮して、研究業績、教育歴、人物、高度の指導能力を有しているかなどを調査し、その内容を人事委員会に報告し、最終的に教授会で審議し、可否投票により決定しているので、適切に行っている。

なお、本大学院設置以降、設置母体の法学研究科及び経済学研究科との人事交流による後任補充、あるいは退職等に伴う補充が行われているが、いずれの教員においても、教育目的に沿った人材を確保しており、大学設置・学校法人審議会による資格審査を受けたとすれば、全員の判定が下されるものと確信している。

3) 実務家教員

他方、実務経験を有する教員の必要配置数は3名であるが、4名（特別教授2名を含む）を配置しており、基準を満たしている。その人事については、公共的

部門における高度専門職業人の育成という本大学院の設置目的にそって、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する者の中から、人事委員会において科目適合性等を考慮して慎重に人選した後、人事教授会において審議・決定している。その担当科目はその経験に照らして、年度ごとに、教務委員会の議を経たうえで教育部教授会において決定している。また、これらの実務家教員4名のうち2名は、本学就任以前より専任教員として和歌山大学、中央大学等の大学院の専任教員等として大学院学生の教育に従事しており、実務家教員としての能力は、十二分に有していると判断できる。

4) 専任教員の分野構成・科目配置

本大学院の教員組織をみれば、現在政治学（政治過程論、政治原論、アメリカ政治論、政治思想史）、法律学（民法、国際法）、経済学（経済政策、労働厚生政策）を専攻する研究者教員と、金融政策・予算と政策分析・通商政策・地方自治法制を専門とする実務家教員から成っている。

このように専任教員の構成は、専門職大学院において授業を担当する者として適切な専門領域と科目適合性を考慮しながら、研究及び教育の豊富な経験を求めた結果であり、科目配置も含めて適切なものとなっている。

5) 教員の年齢構成

教員の構成としては、上に述べたように、適切な専門領域と科目適合性を慎重に検討した結果であるとともに、豊かな研究及び教育の経験を求めた結果として、特定の範囲の年齢に著しく偏ることなく、50歳未満1人、50-54歳3人、55-59歳3

人、60歳以上5人の構成となっており、50歳代が半数を占めており適切な年齢構成となっている。

6) 教員の募集・任用

未だ歴史の浅い公共政策系専門職大学院として適切な専門領域と科目適合性に合致した人材を公募制により確保するのは難しい。このため、前頁「2) 専任教員としての能力」の項でも述べたとおり、研究者教員の人事にあっては、研究部長ないしは教授会構成員の発議により、教授会の下に置かれる人事委員会の中に選考委員会を設置し、3名の調査委員を選定している。調査委員は、教育目的に沿つ

た人材を教授会に推薦するために、科目適合性・教育効果等を考慮して、研究業績、教育歴、人物、高度の指導能力を有しているかなどを調査し、その内容を人事委員会に報告し、最終的に教授会で審議し、可否投票により決定している。

他方、実務的な知識を教授する実務家教員に関しては、「公共政策第二講座の教員の任用に関する内規」、「公共政策大学院特別教授及び特別准教授の任用に関する内規」に基づき、教育目的に沿った人材を確保するとともに、最新の知識を教授することが可能になるように、任期制を採用している。

京都大学教員の任期に関する規程〔抄〕

第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定める教員は、法第4条第1項第1号の規定に該当する職に就ける場合にあっては別表第1に掲げる教育研究組織の職に、〔中略〕雇用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。

別表第1（抜粋）

部局名	公共政策連携研究部
教育研究組織の名称	公共政策第二講座
任期	教授・准教授・講師 3年
再任の可否	可 ただし、2回限り

[特色ある取組み]

任期を付された実務家教員と研究者教員からなる専任教員は、専門職大学院における教育を適切に行うために相互に啓発し合うと同時に、学生による授業評価や外部評価委員会委員による厳しい点検・評価を定期的に受けている。

とくに研究者教員にあっては、任期制は導入されていないが、「京都大学における教員評価の実施に関する規程」に基づいて、教育、研究、教育研究支援、組

織運営、学外活動・社会貢献の各項目について、3年ごとに自己点検・評価を行うものとされ、第1回目（平成20年度）は、平成21年3月に、第2回目（平成22年度）は、平成23年10月に、第3回目は平成27年10月に実施され、第4回目は30年度に行われる予定である。

なお、将来的には、自己点検・評価を処遇面に反映させるべく、検討している。

京都大学における教員評価の実施に関する規程（抄）

（教員評価の実施）

第2条 本学における教員評価は、3年ごとに、前年度の末日を基準日として実施する。

（教員評価の対象）

第3条 教員評価の対象となる活動は、基準日以前の3年間における次の各号に掲げる活動（以下「教員活動」という。）とする。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 診療
- (4) 教育研究支援
- (5) 組織運営
- (6) 学外活動・社会貢献

2 教員評価の対象となる者は、教授（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）により雇用される者で、前条の基準日を含めて3年以上その職にあるものに限る。）とする。

（教員評価の対象）

[点検・評価（長所と問題点）]

平成21年4月には実務家教員4名のうち、欠員の1名を新規に補充し、2名を再任、1名を新規に任用した。平成23年9月の人事教授会において、実務家教員4名の再任を決定したが、平成25年度をもって一名が退職し、平成26年度には同一分野から新任教員を迎える。平成27年度には一名の退職と、後任の教員一名を迎えた。研究者教員についても、平成26年4月に2名、平成27年度に2名について法学研究科、経済学研究科と人事交流を行い、教育に支障を来さない迅速かつ円滑な教員の補充・交代を行っていると考える。

なお、平成20年度の大学評価・学位授与機構による「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、研究活動の状況並びに研究成果の状況の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、平成27年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教員組織は、適切に運営されている旨の判定を得ている。

また、科学研究費補助金の採択件数をみても、平成26年度は「基盤研究A」1件、「基盤研究B」2件、「基盤研究C」4件、「研究成果公開促進費」1件、分担研究は「基盤研究S」1件、「基盤研究A」3件、「基盤研究B」5件、「基盤研究C」1件、平成27年度は「基盤研究B」2件、「基盤研究C」3件、「特別研究員奨励費」3件、分担研究は「基盤研究A」1件、「基盤研究B」3件、「基盤研究C」4件となっており、それぞれの学問領域での研究成果が着実に現れている。

[将来への取組み・まとめ]

本大学院の歴史は浅く、教員組織についてはなお試行錯誤の段階にあるが、研究者教員を中心にこれまでの専門的な研究活動を継承発展させるとともに、研究者教員と実務家教員の共同作業によって研究と実務の有機的な結合を図る。また設置母体の法学研究科及び経済学研究科との連携によって、教育効果を高める教員組織を維持することとしたい。

5. 研究活動

1) 研究活動の目標

公共政策大学院は、公共的な部門で活躍する高度専門職業人の養成を目的とする専門職大学院であり、なによりも教育を重視している。

しかしながら、連携研究部がそれと併せて設置された理由は、以下に掲げた設置計画書の記述が示しているように、一方において、法学・経済学両研究科にお

いて推進されてきた学術研究の成果を教育に反映させること、他方において、専門職大学院において開発・教授される実務的な知識を両研究科における研究へとフィードバックすること、の2点を円滑に推進するための組織であることに存する。

大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類（抄）

2. 人材養成に相応しい組織形態—教育部と連携研究部（抜粋）

「公共政策教育部」と併せて「公共政策連携研究部」を組織することは、教育及び研究の両面にわたって重要な意味を有する。京都大学における高度専門職業人の養成は、単なる職業資格を得るための実践的授業に終始することや、試験合格や日常業務のノウハウを伝授することとはまったく異なる性格をもつことは、当然である。長期的な視野に立って問題の所在を探査し、真に公共的な利益の何たるかを判断し、また履行された政策を客観的に評価する能力を備えた人材を養成・供給することこそが、本大学院に課せられた使命である。

こうした使命に応えるためには、基礎的ならびに先端的分野の双方を専攻する研究者教員の達成した研究成果を、実務家教員との密接な連携の下に、教育に反映させることが求められる。また、従来から両研究科において研究されてきた対象領域は、きわめて関係の密接な隣接学問領域であり、とりわけ今日では「法と経済」「政治経済学」「国際政治経済」「公共経営」「公共哲学」など、学際的な研究分野が急速に発展しつつある。

こうした分野における第一線の研究者を擁する両研究科にとって、連携研究部を通して本大学院の運営に関わることは、教育のみならず研究の面においてもきわめて積極的な効果を生むことが期待できるのである。京都大学における高度専門職業人養成は、研究という地盤の上にはじめて成立し、相互に発展していくものであり、本大学院の組織形態は、それを円滑に進めることを目的として設計されている。

2) 研究活動の状況

法学・経済学両研究科の専任教員が移籍して構成員となる連携研究部としての性格を有する本大学院では、研究者教員は、基本的にそれまでの研究活動を継続しつつ、専門職大学院としての教育活動に従事している。

他方、本大学院は、教育を主たる任務とする組織であり、連携研究部それ自体としての研究は限られた範囲で行われるが、専門職大学院という特性から、その教育手法の研究・開発が第一の課題となる。

まず、専門職大学院における教育手法の開発に関する研究に関しては、平成18年度～21年度文科省等専門職大学院教育推進プログラムが計画されていたが、いずれのプログラムも公共政策系大学院には応募資格がなく、学内経費（総長裁量経費）によるところが大である。

「2) 教育方法等」の項でも述べたとおり（13頁参照）、平成20年度下期には「地域再生・活性化政策の比較予備調査」という表題で総長裁量経費に申請し、4,100千円が措置された。このプロジェ

5. 研究活動

クトでは、実務家教員を擁する利点を生かして、地域再生・活性化及び地域格差の是正等に取り組んでいる中央省庁や自治体を対象に、担当職員に対する面接調査や住民へのアンケート調査を学生参加のもと実施すると同時に、これらの組織と連携する体制を構築し、『地域再生・活性化政策の比較予備調査報告書』として纏めた。

平成23年度上期には「大学院生を主体とした東日本大震災復興政策研究および提案活動への支援事業」という表題で総長裁量経費に申請し、3,300千円が措置された。このプロジェクトでは、大学院生が主体となって、夏季及び冬季休業中を利用して、3つのテーマに絞って、仙台市・気仙沼市・石巻市で聞き取り調査を実施し、今後の課題や提案として『～東日本大震災～震災復興政策に関する調査・研究報告書』として纏めた。

公共政策大学院は、「理論知と実践知の融合」を基本方針として、政策立案、決定、執行、評価過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成に努めている。そのためには、討論の過程を大画面で逐時表示し、さらに討論を重ねることや、同時通訳システム等の設備を備える空間で情報や意見の交換と教育を行うことが必要不可欠であると考えてきた。そこで、平成18年度に措置された「特別教育研究経費」により、平成19年3月に本大学院専用施設であるRPG室——政策立案・決定・執行過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成を目的としたプロジェクトとAV機器からなる設備を備えたロールプレイング室をいう——の拡充のため、平成21年度に大型設備

費を要求したところ、25,104千円（目的積立金）が措置され、これにより、第2 RPG室に同時通訳サブシステム1式、多地点中継配信サブシステム1式、第1 RPG室及び第3演習室にAVサブシステム1式、第1講義室に配信サブシステム1式を導入し、これら4室（総計130席）において同時に双方向型会議が可能となった。これによって、当初予定の教育設備はほぼ整ったといえる。

専門職大学院における教育手法に関する実験的な授業として特徴的な点を列挙すると、以下の通りである（平成26年度、27年度「学生便覧・シラバス」参照）。

① 双方向的な授業

「2) 教育方法等」の項でも述べたとおり（13頁参照）、前・後期を通じて、必須科目の「公共政策論」でも最大履修登録者数は50名以下で、選択科目の30～49人が6科目、20～29人が11科目、20～10人が21科目、10人未満が59科目である（「公共管理論」については、前年度非開講であったため、受講生が倍増した）。また、展開科目・実践科目・事例研究の多くは演習形式の授業となっており、教員・学生間で活発な質疑応答が行われており、それ自体が新しい教育手法の開発に資している。

② 複数教員の共同授業

「財政システム」「省庁間関係」「地方行政実務」「グローバルガバナンス」等が2名以上の教員による授業であり、事例研究「省庁間関係」「地方行政分析」「NPOの理念と活動分析」といった研究者教員と実務家教員が相互に意見を交換しながら

進める授業もある。いずれも、実務と研究の架橋が求められる専門職大学院の授業にとって重要な意義を有する。

③ インターネット活用授業

「Contemporary Issues 2」「Professional Writing」といった科目でインターネットを活用している。学生は、授業の場以外でも LAN と接続された自習室においてこれらの科目の予習、復習を行うことによって、情報化社会における実務に関する技術や知識を修得することができる。

④ インターンシップ

これは専門職大学院における重要科目である。本大学院では平成18年度に試行を行い、19年度に本格的に実施、平成20年度は14名、21年度16名、22年度20名、23年度21名、24年度25名、25年度25名、26年度26名、27年度25名が参加している。派遣先の拡充が求められているが、21年度からは新たに三重県議会事務局を派遣先として開拓した。さらに、平成24年度からは、JIAMも派遣先となった。

以上の授業を通して得られた知見は、教務委員会、FD 委員会、評価・広報委員会において共有され、次年度カリキュラム作成作業に反映させている。

平成23年9月に世界銀行法務部と法学研究科及び本大学院との三者で学術交流協定を締結し、世界銀行でのインターンシップが可能となったものの、現在のところ採用されるに至っていない。英語によるコミュニケーション能力の向上については、Professional Writing や English Presentation といったネイティヴ・スピーカーによる授業のほか、英語試験への支

援等を含め、組織的取り組みを強化していく方針である。

教育手法の開発という点では、とりわけ実務家教員の貢献は大きい。専門職大学院に特徴的な事例研究（ケーススタディ）科目の多くを実務家教員が担当しており、これらの科目における教育手法を開発するため試行錯誤を重ねるとともに、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努力している。

そのような成果の一例を示せば、本大学院における授業の成果を金融政策に関する浩瀚な書物がまとめられている。これは、大学院レベルにおける教科書であると同時に、研究書としても最先端の水準を示している。専門職大学院に求められる実務家による講演、セミナー等に関しても、実務家教員の貢献は高い。

他方、実務経験に基づく研究という点でも、各実務家教員がそれぞれのテーマを追究しており、「金融危機と家計」「日本銀行法改正による政策形成過程の変化」「公共政策をどう学ぶか」「政策評価の活用に向けて」といった成果を研究会で報告するとともに雑誌論文、単著等で旺盛に発表している。

このような研究成果について、実務家教員は、審議会等で多くの委員を務めるだけでなく、研修所の講師として、あるいは一般市民向けの講演等において、社会に還元している。このような社会的貢献は専門職大学院に課せられた重大な役割の一つであり、この面においても実務家教員の貢献は大きい（「10. 教員の個人活動」参照）。

3) 研究活動の展望

先にも述べたように、専門職大学院で

ある本大学院は、基本的に教育を主たる任務とする組織であることから、連携研究部それ自体としての研究は、限られた範囲で行われるにとどまる。

しかし、そのことを前提としても、研究活動として注目すべき分野がある。それは、第一に、きわめて社会的意義の高い実践的テーマに関して、個々の教員の研究を組み合わせて本大学院が組織的に行う研究であり、第二に、歴史の浅い専門職大学院における教育手法に関する研究・開発である。

この観点から、個々の専任教員が各自担当している授業の内容に関わる研究を引き続き遂行していくことは言うまでもないが、今後は、ますます、それらを総合するとともに実務家教員の知見も取り入れながら、社会的意義の大きいテーマに関する本大学院に相応しい研究を実現していくこと、とくに原理的な思考に裏付けられた政策的提言を行うことが求められるであろう。

他方、前記のように教育手法に関して積み上げた成果を教育現場に反映させる努力を継続すると同時に、それらを専門職大学院全体に還元していく努力も必要であると考える。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院は、研究者教員8名と、実務家教員4名、計12名の小規模大学院ではあるが、その研究状況について主要なものを述べると、以下のとおりである。すなわち、国際的な輸出管理レジームとその各国における実践状況を扱う日本で初めての本格的な輸出管理概説書の最新版である淺田正彦教授の『輸出管理』（有信堂、編著、2012年11月）、東日本大震災の復興のあり方を、地域経済論の

視点から政策提起した岡田知弘教授の単著『震災からの地域再生』（新日本出版社、2012年）、実務家教員である翁邦雄教授の「金融政策のフロンティア」（日本評論社、単著、2013年1月）は、平時の金融政策をベンチマークとして、いわゆる非伝統的金融政策の最先端の展開とその可能性・限界を金融市場のメカニズムとの関連で説明し、実務とアカデミズムの懸け橋となることを企図した著作である。また、新川敏光教授の『福祉国家変革の理路』（ミネルヴァ書房、2014年）は、福祉国家変容とその可能性に関する理論的検討を行い、建林正彦教授編の『政党组织の政治学』（東洋経済新報社、平成25年）は、都道府県議会議員に対するアンケート調査、自由民主党、民主党の地方組織に対する聞き取り調査などをもとに、日本の政党の組織的特徴を実証的に明らかにした共同研究である。そのほかにも、久本憲夫教授の「日本の企業別組合をどう認識にするか」（『日本労働法学会誌』119号、平成24年5月、6-22頁）、小西敦教授の「地方自治法改正史（1）～（42）」など、それぞれの学問領域を指導する研究成果が継続的に公表されている。

また、科学研究費補助金の採択件数にしても、平成26年度は「基盤研究A」1件、「基盤研究B」2件、「基盤研究C」4件、「研究成果公開促進費」1件、分担研究は「基盤研究S」1件、「基盤研究A」3件、「基盤研究B」5件、「基盤研究C」1件、平成27年度は「基盤研究B」2件、「基盤研究C」3件、「特別研究員奨励費」3件、分担研究は「基盤研究A」1件、「基盤研究B」3件、「基盤研究C」4件となっており、それぞれの学問領域での研究が高く評価されている。

社会的意義の高い実践的テーマへの組織的取組みに関しては、平成23年度には総長裁量経費も活用して、学生と教員によって震災復興研究会を立ち上げ、被

災地での調査及び政策提言活動を行うことによって、社会的に意義のある研究教育活動も組織的に取り組んでおり、現在も活動継続中である。

6. 教育研究環境及び学生生活

1) 教育形態に即した施設・設備

平成18年度に設置された本大学院は、使用予定施設が耐震工事と重なったため、1年間は設置母体の法学研究科及び経済学研究科等の施設を借用する形で発足したが、工事完了に伴って平成19年4月から利用可能となった本大学院専用施設には、40名以上の授業が可能な講義室2室（うち1室は法学研究科と兼用）、演習室4室、政策立案・決定・執行過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成を目的とする、プロジェクトとAV機器からなるロールプレイング設備を備えたRPG室2室、自習室2室、学生の自主的な勉強会等のためのディスカッションルーム2室、履修及び進路指導等に利用できる面談室1室を設けている。

また、平成21年度には、既設のRPG室や講義室に、国際会議や高度なRPG・シミュレーション・プレゼンテーション及び教室間・遠隔地間の講義や会議を可能にする、同時通訳システム、会議録音録画システム、双方向インターフェース情報通信システムを新設し、これらは平成22年3月から利用可能となっている。

自習室については、開学当時、平日は8時から21時30分まで利用できるほか、土曜、日曜、祝日も8時から20時まで利用できることとなっていたが、学生からの強い要望に応え、平成20年7月以降は、平日は23時45分まで利用可能とし、学

習上の便宜を図っている。また、「教室使用願」を提出すれば、講義室・演習室等も随時利用可能である。

また、本大学院が管理する建物は、平成22年度に法経北館の耐震工事完了に伴い、すべてバリアフリーとなっている。さらに、建物の入り口は、すべて入退館管理システム又はテンキーシステムを導入し、教員研究室、自習室、演習室などもテンキーシステムを導入して、防犯面においても配慮している。

なお、全学の健康科学センター、保健診療所、カウンセリングセンターなどを利用することも可能である（資料11.「学生便覧2015」[健康相談]の項参照）。各種のハラスマントについては、全学委員会で作成した『人権を考えるために』（資料12）を入学時に全員に配付し、履修指導時に説明するほか、「京都大学におけるハラスマントの防止等に関する規程」及び「京都大学法学研究科・法学部ハラスマント防止・対策ガイドライン」を準用し、本大学院に人権委員会を設置し、相談窓口（副研究部長及び事務部の掛長又は主任クラスの男女各1名）を設けている。危機管理に関しては、「京都大学公共政策連携研究部・公共政策教育部災害等危機管理計画」（平成26年度改正、連携研究部長裁定）に則り、運用している。

6. 教育研究環境及び学生生活

公共政策大学院自習室及びディスカッション・ルーム利用規程

平成19年3月22日教育部教授会制定

第1条 (管理)

公共政策大学院自習室（以下「自習室」という。）及びディスカッション・ルーム（以下「DR」という。）は、公共政策大学院が管理する。

公共政策大学院は、施設・設備委員会主任（以下「施設主任」という。）に、その管理の実施を委ねる。

施設主任は、自習室及びDRの利用に関する細則（以下「利用細則」という。）を別に定める。

第2条 (利用資格)

自習室及びDRを利用できる者は、公共政策大学院の学生、公共政策大学院に所属する教員及び公共政策大学院において当該年度に授業を担当する教員とする。

第3条 (利用)

公共政策大学院学生は、自習室及びDRを学習以外の目的で利用してはならない。

利用者は、自らの学習に必要な図書（図書室より借り出された図書を含む。）、資料等、ノート型コンピュータを持ち込み、利用することができる。

利用には、LAN接続による京都大学学内LANへのPPTP接続が含まれる。

利用者は、自らが持ち込んだ物すべてについて自己の責任において管理する。

第4条 (休室)

自習室及びDRの休室日は、次のとおりとする。

1. 12月28日から翌年1月3日まで

2. その他、施設主任が指定する日

第5条 (利用時間)

自習室及びDRの利用時間は、平日は午前8時から午後9時30分まで、土・日・祝日は午前8時から午後8時までとする。

第6条 (規程違反に対する措置)

施設主任は、この規程及び利用細則に違反した利用者に対し、自習室及びDRの利用の停止その他適切な措置をとることができる。

附 則

(略)

公共政策大学院自習室及びDR利用細則

平成19年3月22日教育部教授会制定

1. 自習室の入室については、カードキーを利用すること。

2. ノート型コンピュータ、図書、その他貴重品の管理は自ら行うこと。公共政策大学院はいかなる場合も自習室内の私物の紛失、盗難等に関して責任を負わない。閉室時にはすべて持ち帰ること。

3. 自習室及びDR内においては、喫煙、飲食を禁止する。

4. 自習室内においては静謐を旨とし、他の利用者の学習を妨げるような談話、音源再生等を慎むこと。

附 則

(略)

教室使用願

平成 年 月 日

公共政策教育部長 殿

使用責任者氏名
第 学年 連絡先

下記のとおり使用したいので、許可下さるようお願いします。

1. 使用日時 _____ 、 2. 使用目的 _____ 、 3. 使用者数とその範囲 _____

4. 使用場所 [公共第一講義室、公共第 演習室、第一RPG室、第二RPG室、その他]

5. 備考

2) 情報関連設備及び図書設備

図書に関しては、教育用の図書を並べる本大学院専用書架を法学部図書室に設け、開学後の2年間に2,000冊を超える

図書を収蔵した。その際に、教科書に指定された図書については原則として3冊を購入することにしている。以後毎年

100冊程度を新規に購入し、図書の充実に努めている。(平成18年度～27年度末の購入図書数 計3,636冊)

書庫内図書の貸出は、教員にあっては50冊以内・6月以内、学生にあっては、30冊以内・3月以内と定めている。また、従来禁帶出資料であった開架図書の貸出を平成26年度より実施予定であり、身分によらず一律5冊以内・1週間以内と定めている。このほかに、附属図書館(資料11.「学生便覧2015」[附属図書館]の項参照)はもちろんのこと、法学研究科や経済学研究科との協議に基づき、学生は両研究科の豊富な図書(法:72万冊、経:57万冊の計129万冊が利用可能)やデータベースを、両研究科の院生と同様に利用することができる。

また、全学生が専用の机を持つことが

できるよう約94名の収容能力をもつ自習室には、自らのパソコンによってインターネットを通じて学内外のデータベースへのアクセスを可能にする無線LAN設備を施している。さらに、全学的には学術情報メディアセンター南館にオープンスペースラボラトリーが設置されており、パソコン110台が学生用として常時(月～金:am10:00～pm8:00、土:am10:00～pm6:00)使用可能のほか、附属図書館(本館)、総合人間学部図書館にも学生用PCが配置され、自由に使用可能となっている(資料11.「学生便覧2015」[情報環境機構]の項参照)。また、履修指導時には「違法なダウンロードの禁止」についても説明し、情報関連の適正使用に関して周知を図っている。

公共政策連携研究部図書規程

平成26年3月6日教授会改正

第1章 通 則

第1条 (図書の管理及び利用)

公共政策連携研究部(以下、「公共政策大学院」という。)が所蔵する図書(以下、「図書」という。)の管理及び利用については、この規程による。

第2条 (図書の分類)

図書は、次の2種に分け、図書主任がこれを指定する。

- (1) 一般図書
- (2) 基本図書

第3条 (一般図書)

一般図書は法学部図書室の書庫において保管する。

第4条 (基本図書)

基本図書は法学部閲覧室において保管する。

第5条 (図書の利用資格)

図書は、本規程の定めるところにより、何人も利用することができる。

2 図書の利用資格区分は、次の通りとする。

- (1) 公共政策大学院の教授、准教授、専任講師、特別教授、特別准教授、特任教授、特任准教授及び非常勤講師
- (2) 公共政策教育部の学生、研修員、研究生、科目等履修生及び聴講生
- (3) (略)
- (4) 公共政策大学院の名誉フェロー、元教授、元助教授及び元准教授
- (5) ~ (15) (略)
- (16) 前各号のいづれにも該当しない者

第2章 図書の貸出

第6条 (公共政策大学院関係者への貸出し)

次に掲げる者が借り受けることができる一般図書の合計冊数及び借受期間は、第5条第2項の区分に従い、以下のとおりとする。

6. 教育研究環境及び学生生活

第1号に掲げる者	50冊以内	6月以内
第2号に掲げる者	30冊以内	3月以内
第4号に掲げる者	30冊以内	3月以内
第6号に掲げる者	30冊以内	3月以内
2 前項に掲げる者が借り受けることができる基本図書の合計冊数及び借受期間は以下のとおりとする。	5冊以内 1週間以内	
第7条（法学研究科、経済学研究科及び経営管理研究部・教育部の関係者への貸出し）	以下略	

[特色ある取組み]

28頁「(4) 教育成果の測定」の項で述べたとおり、定期的に院長と学生との懇談の場を設けており、常に学生の要望を聴取する体制を整えている。学生からの要望に応えて、平成19年8月には施設内に学生が自由に利用できる本大学院専用のコピー機を設置しただけでなく、前記のように自習室利用時間の延長も実現させた。また、各学生にはロッカールームを貸与し、膨大な図書の保管などに便宜を図っている。

正規のカリキュラムとは別に学生の自学自習を奨励することは本大学院の理念であるが、多くの自主的な勉強会が行われていることは、この理念が活きていることを意味し、教員も助言等を与えている。なお、これらの勉強会には、「教室使用願」を提出すれば、講義室・演習室等隨時利用可能となっている。また、平成19年11月以来、本大学院の学生がイニシアティブをとって公共政策系大学院を横断する形で「公共政策大学院インゼミ」を開催していることも、こうした自主的な取組みに属する。

その成果は、平成22年度では、外務省主催の「大学生国際問題討論会2010」での外務大臣表彰、平成23年度では政策系大学・大学院研究交流大会において京都府知事賞、平成25年度及び平成27年度では、政策系大学・大学院研究交流大会において京都市長賞となって頤れて

いる。

学生の生活面については、学生の申し出に基づき、個々の教員及び教務委員会委員、公共政策大学院掛が窓口となって状況を把握し、教授会・各種委員会等で処理する体制を敷いている。また、履修指導や進路指導の教員との個別的な面談は、生活支援等に関する学生のニーズを汲み上げる場としても機能している。

とくに経済的な困窮のために就学に支障のある学生に対しては、京都大学で取り扱っている奨学金が貸与又は給付されるほか、同様に、学内機関の選考により、入学料や当該期分の授業料の全額又は半額について、免除又は徴収猶予が与えられている（資料11.「学生便覧2015」[経済相談]の項参照）。

また、開学以来、法学研究科と協力して人事院との共催で中央官庁の第一線で活躍する若手官僚による「霞が関特別講演」を4月後半から6月前半にかけて計8回開催していたが、平成21年度から責任部局を公共政策大学院に移し、人事院と公共政策大学院との共催として、次頁の表のとおり計6回開催、実務的な知識を高い見地から学生に伝えるよう努力している。また、民間企業への進路も相応の実績があることから、法学部・法学研究科主催（春季・秋季に各2日、計12～18社）の「企業特別講演会」にも参加を呼び掛けるなど、院生に対する積

極的な就職支援を行っている。

なお、前述の「霞が関特別講演」の際、毎回、派遣された担当講師との懇談時間を探けたり、知事による特別講演に際して懇談会を催したりして情報交換に努めているほか、人事院主催の「霞が関インターンシップ」終了後の意見交換会には、公共政策大学院長ほか数名の教員が参加している。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院は、とりわけ勉学に適切な環境を備えることを求められている専門職大学院として、学生数に十分に対応しう

る専有の施設・設備を有している。また、学生の進路に関しては個別に進路指導教員を、学習のみならず生活面での相談には個別に履修指導教員を配置することによって、支援体制に万全を尽くしている。

また、「霞が関特別講演」「企業特別講演会」の開催などは、進路情報の提供としての意味を持っており、これらに積極的に参加する学生も多い。なお、本大学院の日常的な教育に関しては、支障が生じないような財政的基盤も備えている。

以上の諸点からみて、教育研究環境の整備及び学生生活への支援体制については、充分なものがあると評価できる。

平成27年度 霞が関特別講演（関西地区）実施スケジュール

共通テーマ：「～最前線の行政官が語る 霞が関～」

会 場：京都大学（吉田キャンパス）法学部法経第11教室

時 間：各回とも前半（13:30～14:30）・後半（14:40～15:40）

回	月 日	テーマ及び講師	参加者数(人)
1	4月 16日 (木)	"National Security"と"Community Safety"のための政策と実際 警察庁 長官官房人事課 課長補佐 宮川 恵三 氏	25
		「安全保障の舵を取る ～海上自衛隊のオペレーションと防衛力整備～」 防衛省 経理装備局会計課 部員 今井 悠次郎 氏	25
		「陸、海、空～地域社会から国際政治の最前線まで幅広く」 国土交通省 鉄道局 國際課長 長井 総和 氏	38
		「内閣府が担う総合調整機能について」 内閣府 大臣官房人事課 課長補佐 杉田 和暉 氏	27
3	5月 21日 (木)	「日本の、世界の明日を創る」 財務省 大臣官房政策金融課 課長補佐 野元 隆章 氏	22
		「矯正行政の実務の運用状況について」 大阪矯正管区 第二部成人矯正第一課長 遊佐 篤史 氏	17
		「日本の未来を担う子どもたちのために～日本の教育を國の中と外から考える～」 文化庁 長官官房政策課 企画調整官 三木 忠一 氏	64
T	5月 28日 (木)	「外務省の業務と日本の対アフリカ外交」 外務省 アフリカ第二課 首席事務官 井土 和志 氏	60
		「社会保障を仕事にすること」 厚生労働省 保険局医療課 課長補佐 吉田 拓野 氏	46
		「新しい国のかたちをつくる ～課題先進国から課題解決国への道～」 経済産業省 大臣官房秘書課 課長補佐 岸村 益生 氏	36
U	6月 4日 (木)	「木で未来をつくる」 林野庁 林政部木材利用課 課長 吉田 誠 氏	19
		「情報通信政策の推進について」 総務省 情報通信国際戦略局情報通信政策課 調査官 山路 栄作 氏	19
		参加者 計	398

7. 管理運営

1) 部局の意思決定

(1) 教授会と組織管理体制

京都大学では、全学規程において、本大学院に研究部長及び教育部長を置くこと、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置き、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項を審議することを、それぞれ定めている（京都大学の組織に関する規程第16条～第18条）ほか、公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程も定められている。

これをうけて本大学院では、連携研究部長・教育部長の選出は、研究者教員（教授）のみで構成する人事教授会において、投票により決定しているほか、公共政策連携研究部教授会規程、公共政策教育部教授会規程、京都大学公共政策教育部規程、公共政策教育部履修規程など各種規程を連携研究部教授会で決定し、適切な管理運営を確保している。

本大学院の最高意思決定機関である教授会は、連携研究部教授会と教育部教授会及び人事教授会に区別されるが、本大学院の管理運営に関しては、連携研究部として密接な協力体制を敷いている法学・経済学両研究科との関係から、12名の専任教員（特別教授2名含む）に加えて、法学研究科の研究科長および2名の教員と、経済学研究科の研究科長および1名の教員から構成される連携研究部教授会において、(1)教育研究に関する中期目標・中期計画及び年度計画の策定、(2)組織の改廃及び諸規程等の制定又は改廃、(3)予算及び決算、(4)学生用空きスペースの利用、図書室の利用、(5)その他管

理運営に関する重要事項などについて、意思決定を行っている。

専任教員のみで構成される教育部教授会は、入学者選抜をはじめ教育課程の編成など教学事項全般について意思決定を行っている。意思決定に当たっては、教授会の下に置かれた評価・広報委員会、入試委員会、教務委員会等における、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に関する素案の策定と、それをもとにした学生募集要項、大学院紹介パンフレット並びにホームページの掲載内容の検討を基礎として、そこから提示される原案を教育部教授会で慎重に審議している。教育部教授会の決定に基づき、各種の学生募集要項や案内が作成・配布されるとともに、その内容はホームページでも公表している。

なお、平成21年1月に発足した当大学院の同窓会「鴻鵠会」のホームページにも相互リンクし、情報発信と同窓会との連携にも努めている。

また、連携研究部教授会、教育部教授会は、原則として毎月1回、第三木曜日の午後に開催されるが、入学者選抜等の案件がある場合には、臨時の教育部教授会を開催することになっている。通例、教授会に附議する前には、案件毎に所掌の委員会において原案が作成されるが、多くの教員が複数の学内委員会等の委員も兼務していることから、委員会は、主任の責任の下に電子メールを用いて持ち

回りで開催されることも多い。

本大学院の専任教員のうち研究者教員は公共政策第一講座に、実務家教員は公共政策第二講座に所属している。非常勤講師を含めた教員の人事に関しては、公共政策第一講座に所属する教授のみで構成される人事教授会において審議・決定している。その要をなす連携研究部長(兼教育部長。いわゆる公共政策大学院

長)及び専任教員については、人事教授会において、投票により選出しているが、非常勤講師にあっては、投票によらず決定している。なお、連携研究部長の被選挙権を有するのは、公共政策第一講座に所属する教授のみである(以上については、以下に掲げる一連の組織関係規程等を参照)。

京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程

平成18年3月29日達示第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学大学院公共政策連携研究部(以下「研究部」という。)及び大学院公共政策教育部(以下「教育部」という。)の組織等に関し必要な事項を定める。

(研究部長)

第2条 研究部に、研究部長を置く。

- 2 研究部長は、研究部の教授をもって充てる。
- 3 研究部長の任期は、2年とする。
- 4 研究部長は、研究部の校務をつかさどる。

(副研究部長)

第3条 研究部に、副研究部長を置く。

- 2 副研究部長は、研究部の教授をもって充てる。
- 3 副研究部長の任期は、研究部長の任期の範囲内において、当該研究部長が定める。ただし、再任を妨げない。
- 4 副研究部長は、研究部長の職務を助け、研究部長に事故があるとき又は研究部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(研究部教授会)

第4条 研究部に、その重要事項を審議するため、研究部教授会を置く。

- 2 研究部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

(講座)

第5条 研究部の講座は、次に掲げるとおりとする。

公共政策第一講座、公共政策第二講座

(教育部長)

第6条 教育部に、教育部長を置く。

- 2 教育部長は、研究部長が兼ねるものとする。
- 3 教育部長は、教育部の校務をつかさどる。

(教育部教授会)

第7条 教育部に、その重要事項を審議するため、教育部教授会を置く。

- 2 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

(専攻)

第8条 教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。

公共政策専攻

(事務組織)

第9条 研究部に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。

(内部組織)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究部の内部組織については研究部長が、教育部の内部組織については教育部長が、それぞれ教授会の議を経て定める。

附 則(略)

7. 管理運営

公共政策連携研究部教授会規程

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定
平成19年2月23日連携研究部教授会一部改正

第1条 公共政策連携研究部教授会（以下「教授会」という。）は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 公共政策連携研究部の専任の教授及び准教授（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2号の規定により公共政策大学院の専任教員とみなされる者を含む）
- (2) 法学研究科長及び経済学研究科長
- (3) 法学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授2名及び経済学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授1名

2 人事に関する事項は、公共政策第一講座の教授のみで構成する会議（以下「人事教授会」という。）で審議する。

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 研究部長の選出
- (2) 公共政策連携研究部の専任教員の人事に関する事項
- (3) 公共政策専攻の教育課程の編成に関する重要事項
- (4) 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項
- (5) その他公共政策連携研究部の管理及び運営に関する重要事項

第3条 教授会は、研究部長が招集し、議長となる。

2 研究部長に事故があるときは、副研究部長がその職務を行う。

第4条 教授会の議題は、会議開催の5日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する案件は、教授会の承認を得て議題とすることができます。

3 教授会の構成員は、議題としたい案件を研究部長に申し出ることができる。この申し出は、原則として、教授会開催の7日前までに行うものとする。

第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

第6条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席者の過半数で決する。

第7条 人事教授会は、教授全員（海外にあるものを除く）の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 専任教員（第1条第1項第1号括弧書のものを除く）の候補者を推薦するには、出席教授の3分の2以上の多数を必要とする。

第8条 教授会の下に、人事委員会及び評価・広報委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の構成等については、別に定める。

第9条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

公共政策教育部教授会規程

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定
平成19年2月23日連携研究部教授会一部改正

第1条 公共政策教育部教授会（以下「教授会」という。）は、公共政策連携研究部の専任の教授及び准教授（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2号の規定により公共政策大学院の専任教員とみなされる者を含む）で構成する。

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 公共政策専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、進級、課程の修了その他学生の身分に関する事項
- (3) その他公共政策教育部の教育に関する重要事項

第3条 教授会は、教育部長が招集し、議長となる。

第4条 教授会の議題は、会議開催の5日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する案件は、教授会の承認を得て議題とすることができます。

3 教授会の構成員は、議題としたい案件を教育部長に申し出ることができる。この申し出は、原則として、教授会開催の7日前までに行うものとする。

第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

第6条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席者の過半数で決する。

第7条 前2条の規定にかかわらず、公共政策修士（専門職）の学位の授与にかかる議事は、京都大学学位規程（昭和33年達示第1号）第9条及び第15条第3項の規定による。

第8条 教授会の下に、公共政策教育部の教育に関する特定の事項を審議するため、教務会議を置く。

2 教務会議の構成等については、別に定める。

第9条 教授会の下に、教務委員会、入試委員会、インターンシップ等実施委員会、F D委員会及び実務教育助言委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の構成等については、別に定める。

第10条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

公共政策連携研究部長選出手続

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定

第1条 研究部長は、人事教授会において、公共政策連携研究部の公共政策第一講座の教授のうちから、選挙により選出する。

第2条 選挙は、研究部長の任期満了の場合は、その前3月以上4月以内に行う。その他の場合は、研究部教授会においてその時期を定める。

第3条 投票による選挙において、会議構成員の過半数を得た者を当選人とする。

2 前項による当選人がないときは、得票多数の者2名について決選投票を行う。

3 決選投票において得票数が同じであるときは、年長者を当選人とする。

第4条 この内規を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

*副研究部長に関する申し合わせ

副研究部長は、公共政策連携研究部の教授のうちから、研究部長が指名する。

(2) 各種委員会

連携研究部教授会の下に、人事委員会をはじめ、兼業・兼職審査委員会までの管理運営に関する各種委員会を、また、教育部教授会の下に、教務委員会をはじめ、実務教育助言委員会にいたるまでの教育に関する各種委員会を設置している。各委員会には主任を置くとともに、連携研究部長・教育部長が全体を統括するものとしている（委員の任期は原則として2年である）。

* 委員会の所管事項を明確にするため、平成20年10月に「委員会に関する申し合わせ」を決定した。

先に述べたように、通例、教授会に附議する案件は、所管の委員会（とくにその主任）において原案が作成され、研究部長・教育部長等との緊密な連携の下に、提案されることになっている。

なお、全学的な委員会に関しては、専任教員数が少ないために、本大学院の設置母体である法学研究科の委員が本大学院委員を兼務するという形で、法学研究科の支援を仰いでいる。しかし、学生生活委員会（旧 学生部委員会）をはじめとする教務・福利厚生のような学生に関わる全学委員会には、相応数の学生が在籍する部局として責任を分担する観点から、本大学院の専任教員が委員として出席している。

* 大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部及び大学院経営管理研究部・経営管理教育部に係る全学の管理運営上の取扱いについて（平成18年3月28日 教育研究評議会承認）参照

次頁に、平成27年度における全学委員会等の構成員を示すことにする。

公共政策大学院諸委員会

平成27年4月1日現在

名 称	教 員 名 等
全学委員会等	
評議員(連携研究部長・教育部長)	新川
学生生活委員会（旧 学生部委員会）	塩地
吉田キャンパス整備専門委員会	翁
点検・評価実行委員会	久本

7. 管理運営

名称	教員名等
学生総合支援センター管理運営委員会	森川
FD研究検討委員会	森川
教育制度委員会	佐久間
部局安全衛生委員会（役職指定。任期なし） (安全衛生担当者)	*副研究部長、教務委員会主任、施設・整備委員会主任 (安全衛生担当者：建林、淺田)

連携研究部関係

委員の任期は、原則として2年。*印は、主任を示す。

人事委員会	研究部長、副研究部長、*浅田、中西、森川
評価・広報委員会	研究部長、*副研究部長、佐久間、中西、小西
企画・財務委員会	研究部長、*副研究部長、塩地、森川、西村
制度委員会	研究部長、副研究部長、*佐久間、中西
図書委員会	*翁、塩地、佐久間
施設・設備委員会	*浅田、森川、西村
人権委員会	研究部長、*副研究部長、教務委員会主任(建林)、翁 【ハラスメント相談窓口】副研究部長、事務部男女各1 (法学研究科教務掛長、大学院掛長)
部局情報公開実施委員会(役職指定)	研究部長、*副研究部長、制度委員会主任(佐久間)、 教務委員会主任(建林)、入試委員会主任(中西)
兼業・兼職審査委員会(役職指定)	研究部長、副研究部長

*企画・財務委員会は、国際交流・涉外関係事項も所掌する。

教育部関係

委員の任期は、原則として2年。*印は、主任を示す。

教務委員会	*建林、森川(副)、佐久間、塩地、小西
入試委員会	*中西、浅田、森川、塩地、西村
インターンシップ等実施委員会	*浅田、翁、西村、小西、伊藤
FD委員会	*教務委員会副主任(森川)、建林、中西、西村
実務教育助言委員会	研究部長、*教務主任(建林)、翁、西村、小西、伊藤

社会連携室連携研究員名簿及び各事業担当

社会連携推進室長	中西
社会連携室員	岡田(経済学研究科)、中西、小西、翁、 佐伯(非常勤講師)、松村(非常勤講師)
公民連携(大和リース)事業	岡田(経済学研究科)
寄付講義「メディアポリティックス」 (読売新聞大阪本社)事業	中西
JIAM連携事業	小西
同窓会事業	翁

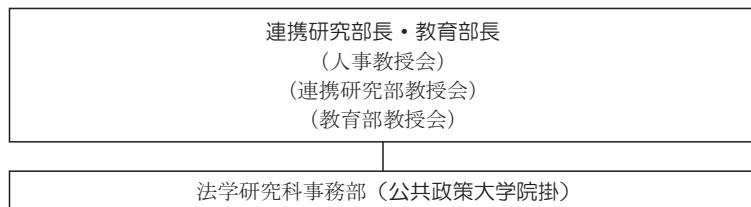
2) 事務組織

京都大学の組織に関する規程第53条は、各部局に事務部を置くことができる」とし、「必要に応じて数個の研究科等の事務を併せて処理する部局事務部を置くことができる」としている。これをうけて小規模大学院である本大学院には、単

独の事務組織は置かず、文系共通事務部および法学研究科の事務部に総務・経理事務を兼務させるとともに、専門職大学院の教務事項の重要性に鑑み、とくに公共政策大学院掛を設けて、事務職員3名(掛長1名、掛員1名、特定業務職員1名)

を配置しており、運営に必要な最低限の人員は確保している。現在のところ運営に支障は来していないが、各人の負担が極めて大きくなっていることは否めない。

以下は、参考までに、これまで述べた公共政策大学院の組織・運営のあり方を図示したものである。



委員会	審議事項
人事委員会	教員の人事に関すること
評価・広報委員会	自己点検・評価、学生による授業評価、HPの管理及び広報活動に関すること
企画・財務委員会	予算・執行に関すること、国際交流、同窓会等社会連携に関すること
制度委員会	規定の新設・改廃等整備に関すること
図書委員会	図書の購入・整備に関すること
施設・設備委員会	建物の管理、設備の整備に関すること
人権委員会	ハラスメント、人権に関すること
部局情報公開実施委員会	情報公開の実施、方針の決定に関すること
兼業・兼職審査委員会	兼業・兼職に関すること
教務委員会	カリキュラム、成績の認定、修了判定等に関すること
入試委員会	入学者選抜の実施及び入学試験合格者の判定、入試問題作成に関すること
インターンシップ等実施委員会	インターンシップの実施、単位認定に関すること
FD委員会	授業評価の実施、それに基づく教授法の改善等に関すること
実務教育助言委員会	実務家による実務教育の実施に関し、助言をすること等に関すること

3) 関係組織等との連携

本大学院では、専任教員が地方自治体への審議会委員などに積極的に参画しているほか、公共的な非営利組織・企業・その他の外部機関との連携や協働を進めるために、幾つかの授業科目（国際政治と日本外交、国際緊急・人道援助と我が国の役割、文教科学政策、日本の医療政策、農林水産政策、公民連携論、都市・地域計画、地方行政実務、メディアポリティックス、ケーススタディ NPO の理念と活動分析、ケーススタディ国際文化交流など）において、第一線で活躍する実務家を非常勤講師に招聘しているほか、ゲストスピーカーも多く招聘し（6頁参

照）、外部機関等との連携・協働を進めている。

また、インターンシップについても、人事院主催の「霞が関インターンシップ」に積極的に参加させている（20頁参照）ほか、平成21年度以降、三重県議会事務局に、24年度以降は、JIAM（全国市町村国際文化研修所）のインターンシップにも参加させている。これに加えて、同21年度から、本大学院とJIAM（全国市町村国際文化研修所）との連携セミナーを開催しており（平成27年度は9月18日）など、連携・協働先も年々広がりつつあり、今後も積極的にこの方向を

進める予定である。

また、平成22年度より、京都府からの要請により京都府職員のスキルアップのための「大学ゼミ協働研究事業」を実施し、京都府の中堅職員を講義や演習に受け入れている（平成22年度4名、平成23年度3名、平成24年度0名、平成25年度3名、平成26年度1名、平成27年度2名）。

他方、本大学院では、大学院設置と同時に公共政策大学院外部評価委員会（委員：元中央省庁幹部3、大学教員1、県知事1、民間の研究機関1 計6名）を設け、隔年で本大学院の教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、公共政策大学院の運営に関する重要事項について審議・助言を願うこととしており、平成27年度は、平成27年6月8日に開催し、概ね好意的な評価を得たところである。なお、当日の議事概要は、毎年、議事録として印刷し、公表している（資料6）。

4) 人権・安全管理

各種のハラスメントに対応するため、本大学院では、人権委員会、ハラスメント相談窓口、教務委員会などを設置し、人権問題に対応している。平成26・27年度にあっても、相談窓口に寄せられた相談はまったくなく、平成18年4月以降、1度も人権委員会が開かれていない。

本大学院における基本的人権等の擁護に関する目標は、京都大学および法学研究科の目標にならい、以下のとおりである。

(1) 全学の人権委員会との連携の下に、同和問題についての啓発に努力すると同時に、万一問題が生じた場合は迅速・適切な措置を講ずる。

(2) さまざまなハラスメント問題に対して、全学の人権委員会と連携しつつ、部局で設けたガイドラインに従つて、問題に応じた適切な対応をとるとともに、全学委員会で作成した『人権を考えるために』（資料12）を入学時に全員に配付し、履修指導時に説明するほか、「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」及び「京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」を準用し、本大学院に人権委員会を設置し、相談窓口（副研究部長及び事務部の掛長又は主任クラスの男女各1名）を設けて、問題防止のための啓発を心懸けている。

(3) 学生の安全については、教務委員会を中心に、学生の自由と人権に十分に配慮しながら、適切な措置をしている。学生には正課中や課外活動中、あるいは通学途上の事故への補償のため、入学時に学生教育研究災害傷害保険への加入を勧めるとともに、履修指導時には、災害防止の啓発に努めている。

また、安全管理に関しては、副研究部長、教務委員会主任、施設・設備委員会主任から構成される部局安全衛生委員会を設置するとともに、2名の教員を安全衛生担当者としている。衛生管理者および安全衛生管理担当者については、少人数部局であるため、本大学院の設置母体である法学研究科職員から選ばれた衛生管理者、安全衛生管理担当者が、本大学院の各施設を定期的に巡回し、設備、衛生状態に有害な恐れがないか教職員・学生の健康障害防止に努めている。

5) 情報セキュリティ

本公共政策大学院の情報セキュリティに関しては、連携研究部長・教育部長が、全学の「情報セキュリティ委員会」の構成員として責任者となっているが、その下に置かれた全学「情報セキュリティ実施委員会」委員は、少人数部局であるため、本大学院の設置母体である法学研究科の委員が兼任し、法学研究科情報セキュリティ技術責任者の方針の下、各教員が使用するパソコン等情報機器の管理については、当該機器使用者を技術担当者に指名し、情報の管理に努めている。また、学生には、オリエンテーション時に、学術情報メディアセンターが管理する「京都大学情報セキュリティ e-Learning」を受講させ、情報管理に努めている。

[特色ある取組み]

本大学院は、連携研究部として設置母体の法学研究科及び経済学研究科と密接な協力体制を敷いており、その管理運営に関しては、12名の専任教員（特別教授2名を含む）に加えて、法学研究科の研究科長及び2名の教員と経済学研究科の研究科長及び1名の教員から構成される連携研究部教授会において、(1) 教育研究に関する中期目標・中期計画及び年度計画の策定、(2) 組織の改廃及び諸規程等の制定又は改廃、(3) 予算及び決算、(4) その他管理運営に関する重要事項などについて、意思決定を行っている。

なお、学生用空きスペースの利用、図書室の利用についても、法学研究科、経済学研究科の学生と同様の取り扱いとなっているなど、法学研究科・経済学研究科の協力を得るところが大きい。

本大学院の最高意思決定機関である教

授会は、連携研究部教授会と教育部教授会から構成されており、本大学院の教員及び学外から招へいする非常勤講師の人事に関しては、公共政策第一講座に所属する教授（研究者教員）のみで構成される人事教授会において審議・決定している。

なお、学内非常勤講師については、教務委員会の議を経て、教育部教授会で審議・決定している。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院開設から丸10年を経て、部局の意思決定及び事務体制は固まり、また、連携研究部教授会の機能を通して、法学研究科・経済学研究科との協力体制は安定したものとなっている。専任教員のみで構成される教育部教授会では、教務事項のほか、学生の要望事項、生活指導、進路指導等について、実質的審議が行われており、少人数教育組織の利点が活かされていると言える。

学生へのきめ細やかな対応という点で、公共政策大学院掛の尽力は大きい。本大学院のような少人数の教育組織にあっては、教務事項を所掌し、的確に処理する独立の掛の存続は不可欠であると考える。

[将来への取組み・まとめ]

独立した教育組織である本大学院では、多くの専任教員が部局内の複数の委員会委員を務めている上に、全学的な委員会委員としての務めを果たすことも求められている。このような負担が、各教員の教育・研究に取り組む時間を制限することは事実であり、今後何らかの対策が必要であろう。

8. 財務

1) 予算

本大学院の平成26・27年度の人物費を除いた支出全体の内訳および運営費交付金の執行状況は、次表のとおりである。

なお、本大学院事務部は、公共政策大学院掛を除いて、文系共通事務部および法学研究科事務部が兼ねていることもあるて、とりわけ中央経費については、共通経費を除き、法学研究科から一定の支援を受けている。本大学院の予算案、決算案に関しては、企画・財務委員会の審議を経た後に、連携研究部教授会で審議・決定されている。教育組織としての性格が強い本大学院の予算における特徴として、教育に関わる経費の割合が比較的高くなっている。

平成26年度決算報告

(単位：千円)

区分	26年度					25年度 決算額
	当初 計画額	追加 配分額	合計 予算額	学部追加配当 及び調整額	決算額	
運営費交付金	図書経費	1,000	0	1,000	1,063	2,063
	中央経費	9,652	0	9,652	△1,645	8,007
	備品費	0	0	0	0	0
	消耗品費	350	0	350	260	610
	印刷製本	1,600	0	1,600	41	1,641
	複写経費	230	0	230	△104	126
	賃金	6,280	0	6,280	*4△1,488	4,794
	雑役務費	830	0	830	△360	470
	施設整備費	362	0	362	4	366
	情報関連費	36	0	96	6	102
	吉田地区共通経費	4,354	0	4,354	*5△1,581	2,773
	教員研究旅費等	2,250	0	2,250	△301	1,949
	旅費	3,750	0	3,750	△484	3,266
	講師等旅費	3,400	0	3,400	△497	2,903
	招へい旅費	50	0	50	67	117
	管理旅費	300	0	300	△54	246
	学生自主活動支援経費	2,000	0	2,000	△216	0
	連携研究部長裁量経費	2,000	0	2,000	△775	1,310
	予備費	2,279	*1 57	2,336	△214	0
	特別事業	0	0	0	*6 4,147	4,147
	文系共通事務部経費負担	200	0	200	0	200
	障害学生支援経費		475	475	0	475
小計		27,581	532	28,113	0	28,113
						26,951

区分		26年度					25年度 決算額
		当初 計画額	追加 配分額	合計 予算額	学部追加配当 及び調整額	決算額	
他の資金	運営費(人件費)非常勤講師手当	0	*2 1,762	1,782	0	1,782	1,983
	ポケットゼミ開設支援経費	0	25	25	0	25	0
	科学研究費間接経費	0	*3 2,344	2,344	△1,019	1,325	2,061
	次年度繰越				*7 1,019	1,019	28
小計		0	4,151	4,151	0	4,151	4,072
合計		27,581	4,633	32,264	0	32,264	31,023

(注) *1印は、追加配分：教育研究等経費（基礎分・特別分）57千円

*2印は、非常勤講師手当当初配分額1,910千円、実支出額1,782千円 1,910千円-1,782千円=128千円は引き上げ

*3印は、補助金913千円、基金（研究期間終了年度：平成26年度）412千円、基金（研究期間終了年度：平成27年度～28年度）1,019千円、基金（研究期間終了年度：平成27年度～28年度）については、終了年度まで、繰越可能。

*4印は、事務補佐員雇用経費2名から1名に減（H27.1より）

*5印は、吉田地区共通経費：光熱水料実支出額：2,816千円
(うちガス料452千円、電気料824千円、計1,276千円は科研費間接経費より支出)

*6印は、公共第1RPGルームAV設備改修3,240千円、総合研究2号館公共第1教室等サーキュレータ取付工事636千円、総合研究2号館照明LED化工事（地階公共第2ディスカッションルーム・第4演習室）271千円に使用

*7印は、次年度繰越分内訳：科研費間接経費（基金/研究期間終了年度：平成27年度～28年度）1,019千円（前年度28千円）

平成27年度決算報告

(単位：千円)

区分		27年度					26年度 決算額
		当初 計画額	追加 配分額	合計 予算額	学部追加配当 及び調整額	決算額	
運営費交付金	図書経費	2,000	0	2,000	1,289	711	2,063
	中央経費	7,427	0	7,427	9,892	△2,465	8,008
	備品費	0	0	0	227	△227	0
	消耗品費	400	0	400	2,962	*4 △2,562	610
	印刷製本	1,820	0	1,820	1,853	△33	1,641
	複写経費	200	0	200	91	109	126
	賃金	3,630	0	3,630	2,373	*6 1,257	4,794
	雑役務費	1,005	0	1,005	2,032	*5 △1,027	470
	施設整備費	372	0	372	354	18	366
	情報関連費	106	0	106	104	2	102
	吉田地区共通経費	4,219	0	4,219	2,599	*7 1,620	2,773
	教員研究旅費等	1,250	0	1,250	1,236	14	1,949
	旅費	3,770	0	3,520	0	0	3,266
	講師等旅費	3,400	0	3,400	2,017	982,876	2,903
	招へい旅費	120	0	120	1,782	218,072	116
	管理旅費	250	0	250	724	413	246
	学生自主活動支援経費	3,000	0	3,000	2,105	*8 △1,160	1,784
	連携研究部長裁量経費	2,000	0	2,000	1,340	0	1,225
	予備費	1,286	*1 △149	1,137	0	0	2,122
	特別事業	945	0	945	23,087	336,780	4,147
	文系共通事務部経費負担	1,340	0	1,340	0	0	200
	障害学生支援経費		0	0	23,087	337	475
小計		27,343	△149	27,194	79,153	△1,454	28,113
他の資金	運営費(人件費)非常勤講師手当	0	*2 2,367	2,367	2,367	0	1,782
	リーディング大学院思修館	0	500	500	500	0	0
	ポケットゼミ開設支援経費	0		0			25
	科学研究費間接経費	0	*3 2,749	2,749	2,241	508	1,325
	小計	0	5,616	5,616	5,108	*9 508	3,132
合計		27,343	5,467	32,810	84,261	△946	31,245

9. 情報の発信・説明責任・社会との連携

(注) *1印は、追加配分：教育研究等経費（基礎分・特別分）△149千円
*2印は、非常勤講師手当当初配分額2,367千円、実支出額2,459千円 2,367千円-2,459千円=△92千円 マイナス分は中央経費にて補填
*3印は、補助金 1,177千円、基金（研究期間終了年度：平成27年度）941千円、基金（研究期間終了年度：平成28年度）631千円、
基金（研究期間終了年度：平成28年度）については、終了年度まで、繰越可能
*4印は、消耗品費：全体執行残高調整としての追加購入分を含む
*5印は、賃金：事務補佐人件費実支出額：2,312千円（うち4～9月分1,158千円は科研費間接経費より支出）
*6印は、追加実施分として、HP作成費及び第一教室フイヤレスマイク改修費を計上
*7印は、吉田地区共通経費：光熱水料等実支出額：3,682千円（うちガス料314千円、電気料769千円、計1,083千円は科研費間接経費より支出）
*8印は、学習室入出館管理システム設置945千円、第一・第二ディスカッションルーム入出館管理システム設置1,160千円 に使用
*9印は、差引増減額508千円；科研費間接経費・基金（研究期間終了年度：平成28年度）分631千円よりH27年度執行分123千円を引いた残額H28年度へ繰り越し（前年度繰越額：1,019千円）

9. 情報の発信・説明責任・社会との連携

1) 部局の方針

本公共政策大学院では、説明責任という考え方の浸透や高速情報通信網の普及等の社会状況の変化に対応して、開学当初から情報発信や社会との連携に積極的に取り組む方針で臨んでいる。

2) 自己点検・評価

本学では、京都大学大学評価委員会規程が設けられ、同規程第8条は、部局に、当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会（以下「部局委員会」という。）を置くことを求めている。これを受けて本大学院では、自己点検・評価、外部評価、認証評価に関わる事項を所掌する「評価・広報委員会」を大学院開設と同時に設置した。

この委員会は、外部評価委員会による隔年の評価、学生の授業評価の基本方針と結果の検討、中期目標・中期計画の作成と年度毎の点検及び報告等の業務に携わってきたが、平成20年度当初に連携研究部長・教育部長の指揮の下に、2年毎に自己点検・評価を実施することを教授会で決定し、平成18・19年度分については、平成20年11月に『自己点検・評価報告書第1号』を、平成20・21年度分については、平成22年9月に『自己点

検・評価報告書第2号』を、平成22・23年度分については、平成24年9月に『自己点検・評価報告書第3号』を、平成24・25年度分については、平成26年10月に『自己点検・評価報告書第4号』を刊行している（資料7）。

また、刊行した自己点検・評価報告は、ホームページ上に掲載するとともに、本大学院の非常勤講師を含めた全構成員に配付するとともに、文部科学省をはじめ国立国会図書館等の関係省庁・機関にも送付している。

3) 情報の発信・公開

本大学院では、評価・広報委員会の所掌の下に、本大学院の専用ウェブサイトを開設して、本大学院の専任教員・カリキュラム・催し物の案内等を掲載するとともに、紹介パンフレットを作成し、情報の開示に努めている。

また、これまで入学試験成績の開示については、「京都大学における情報公開制度の実施に関する規程」、「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づき、保有個人情報の開示請求があれば、部局情報公開実施委員会の議を経て、請求者本人以外の部分を開示してきたところであるが、平成22年度入試から、

「情報提供」というかたちで、本人から請求があれば、部局情報公開実施委員会の議を経ず開示することとした。

なお、「3. 入学者選抜」の項でも記載したとおり、過去に出題された問題は公表しており、情報公開に積極的に対応している。

さらに、「1. 公共政策大学院の現状と展望 [特色ある取組]」の項（6頁参照）でも記載したとおり、本大学院の実質的機関誌でもある『公共空間』は、学生が主体となって、研究部長の指導下、

企画・立案・取材・編集のための委員会を自主的に組織し、年2回刊行しているが、掲載される記事は、学生、教員、卒業生の寄稿、あるいは中央省庁等幹部の取材記事などであり、本大学院の活動を公表する貴重な媒体となっている。『公共空間』については、本大学院のホームページ以外に、平成23年度からは京都大学図書館機構のリポジトリにも登録され、学外から自由に閲覧することが可能となり、広報範囲が拡大した。

入試情報の開示について

京都大学公共政策大学院では受験者本人から開示請求があれば、平成21年12月1日（火）以降、以下のいずれかの方法により、平成22年度入学試験情報を開示します。

開示する入試情報は、1. 答え試験の科目ごとの成績、2. 口述試験の成績、3. 総合成績、4. 順位、です。入試情報開示希望者のうち、未受験の科目的成績は、得点欄に※※※と印字します。

いずれの場合も個人情報保護の観点から、代理人による開示申請は、理由の如何を問わず受け付けません。

(1) 窓口開示

平成22年7月1日（木）から平成22年11月30日（火）の間に、法学研究科公共政策大学院掛において受験票等を提示し、受験者本人と確認された場合、窓口備え付けの「入学試験に係る個人情報開示請求願」を提出すれば、上記入試情報を開示します。

(2) 郵送

平成22年5月31日（月）までに、住所または受信場所及び受信者氏名を明記し、500円切手（郵送用切手代金）を貼った標準封筒長形3号（120mm×235mm）を同封し、法学研究科公共政策大学院掛に、「京都大学公共政策大学院入学試験情報申込」と朱書して申し込んでください。親筆の書留郵便として送付します。

入学試験に係る個人情報開示願

平成 年 月 日

京都大学大学院公共政策教育部長 殿

住 所 _____
氏 名 _____ @またはsign
電話番号 _____
受験番号 _____

私は、請求により本人に開示される入学試験に係る情報について、下記の添付書類を添えて開示を請求しますので、よろしくお取り計らいください。

記

添付書類（以下のいずれかを選んでください）

- 受験票
- 受験者本人と確認できる書類（例、学生証・運転免許証など）

募集年度（ 年度）		
	科 目 名	成 績
受験科目 1		
受験科目 2		
受験科目 3		
口述試験成績		
総合成績		
順 位		

* 平成22年度以降は、合否結果の通知の際、当該年度の年月日・曜日に修正のうえ、同封している。

4) 社会との連携、同窓会組織

本公共政策大学院の修了生を構成員とする同窓会「鴻鵠会」が、平成21年1月に発足し、そのホームページは本大学院のホームページと相互リンクしており、広報の範囲が広がった。

同窓会組織は、修了生相互の親睦を深め、本大学院の対外的なプレゼンスを高め、支援体制を整備するなどの意味において、その必要性は十分に認識されており、現院長・歴代院長、専任教員1名が顧問として就任している。また、その活動状況は、教授会でも逐次報告されている。

なお、産業界や学協会等のデマンドサイドとの連携は重要であり、24頁でも述べたとおり、本大学院でも平成22年1月15日に全国市町村国際文化研修所(JIAM)と連携してセミナーを開催したところ100名を超える参加申込みがあり、その結果は『連携セミナー報告書』として纏められている。以後、会場を本学又はJIAMで開催することになり、平成23年度及び平成25年度はJIAM(大津市)で開催され、平成24度、平成26年度及び平成27年度は本学で開催した。

[特色ある取組み]

本大学院では、大学院開設当初から、説明責任という考え方の浸透や高速情報

通信網の普及等の社会状況の変化に対応して、情報発信や社会との連携に積極的に取り組み、各種の情報をホームページ上で積極的に公表してきたが、予算と人的制約もあって日々の更新が不可能に近く、体裁等で改善の余地があることも否めない状況であった。

そこで、院生から出された本大学院のホームページ改訂の要望を契機として、セキュリティの問題に配慮しつつ、レイアウト・掲載内容などについて平成21年7月に大幅な改訂を行った結果、アクセス数も大幅に増加し、平成22年度入学以降、志願者の増加にも貢献したものと思われるが、以後のホームページの更新についても、院生の助力に頼るところが大きかった。しかし平成25年度からは、財政事情の好転もあり、セキュリティ面を考慮し、専門業者にホームページの作成と更新を委ねることとなった。

[点検・評価(長所と問題点)]

平成26年度に認証評価機関による認証評価を受審すべく、平成26年1月に教学事項について自己点検・評価を行った。他方、『自己点検・評価報告書』では、認証評価が求める評価の他に、財務状況、人権・安全管理、情報セキュリティ等について点検し、巻末には、教育活動、研

究業績、組織運営への寄与、学外・社会貢献を含む教員の研究活動について公表し、関係機関に送付している。

今回についても、従来の点検項目について各々評価を行い、その結果は、印刷物として纏め、関係機関に送付し、併せて、ホームページにも掲載する予定である。また、過去に出題された問題の公表や入学試験結果の開示についても、個人情報保護法所定の申請手続によることなく、学部入試と同様に、平成22年度入試より「情報提供」している。

以上のように、本大学院は、積極的に情報公開を行い、説明責任を充分に果していると判断できる。

[将来への取組み・まとめ]

本大学院の教員は、専門性と実務経験を活かし、国や地方公共団体の各種審議

会委員を務める者が多く、自らの知見を社会的に還元するところが大きく、今後も社会的貢献の要請に対して、個々人の判断で積極的に対応していくものと思われる。また学界において重要な役職を担う者も少なくなく、専門分野の学術発展にも積極的に貢献していくことが期待される。

なお、本公共政策大学院に所属する専任教員による一般市民向けの講演会等も、対外的に情報を発信し、社会との連携を強めるという観点からは有力な方法である。小規模大学院としての限界はあるが、すでにJIAMとの連携セミナーを毎年開催している。このような経験を踏まえ、今後は地方自治体、さらには地場産業やNPO団体等との連携関係を強めていくことを検討している。

10. 教員の個人活動

凡 例

- (1) 教員の配列は、公共政策第一講座／同第二講座／特別教授の順とアイウエオ読みによった。
- (2) 活動項目は、教育／研究／組織運営／学外・社会貢献活動に大別してその順に掲げ、「学外・社会貢献活動」などにおいて、年度により任期が区切られる委員と右派その年度により示した。また、教育・研究業績に関しては、最近5年間に限定した。
- (3) 「授業科目の担当」中、「法学研究科」とあるのは同研究科法制理論専攻を、「法科大学院」とあるのは同研究科法曹養成専攻を、それぞれ指す。また、「前・後」は前期・後期を表し、数字は単位を示す。

淺田 正彦（教 授）

1. 教 育

1) 授業科目の担当

(26年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、国際法（前2）、
国際安全保障法（後2）

法学研究科

国際法2、国際法演習2／国際法研究
2、国際法研究演習2（各通年4）

法学部

国際法第二部（前4）、演習（国際法）
(前2)

(27年度)

公共政策大学院

国際法（前2）、国際安全保障法（後
2）

法学研究科

国際法1、国際法演習1／国際法研究
1、国際法研究演習1（各通年4）

法学部

国際法第一部（後4）、演習（国際法）
(後2)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 作成した教科書、教材、参考書

- ・『国際法』（東信堂、2011年）

国際法の全分野をカバーした共著の教科書を編集した。多くの大学で広く教科書として利用されたため、2年で第2版を、その後3年で第3版を作成し、第3版も広く利用されている。

- ・『国際法（第2版）』（東信堂、2013年）

2011年の教科書の改訂版。内容を最新なものにすると共に、各章に設問を掲載した。

- ・『国際法（第3版）』（東信堂、2016年）

2011年の教科書の再改訂版。内容を最新なものにすると共に、新たな章を設けた。

- ・『軍縮問題入門（第4版）』（東信堂、2012年）

軍縮問題に関する基本的な事項を教科書的に解説した書籍の第4版（黒澤満編）。

- ・『ベーシック条約集』（東信堂、2003年～2016年）

国際法の学習に関する条約および関連文書を多数収録する条約集を毎年共同編集している。2016年版より共同編集代表。

(2) 実務教育に関する特記事項

2011年 9月28日 防衛研究所一般課程
講義

2012年11月29日 防衛研究所一般課程
講義

2013年12月 4日 防衛研究所一般課程
講義

2014年12月 3日 防衛研究所一般課程
講義

2016年 1月29日 防衛研究所一般課程
講義

2011年 8月25日 外務省専門研修講義
2013年 8月30日 外務省専門研修講義

2014年 8月28日 外務省専門研修講義

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

研究テーマとしては、核不拡散条約(NPT)および化学兵器禁止条約(CWC)を中心に大量破壊兵器の不拡散問題、自衛権を中心とした国際法における武力行使の規制、日華平和条約・日中共同声明を中心に日中間の戦後賠償問題、経済制裁を中心とした国連の集団安全保障体制などを扱っている。直近の課題は、2015年に行ったハーグ国際法アカデミーにおける核不拡散に関する集中講義の講義録原稿の完成と、化学兵器の禁止に関する英文單行本原稿の完成である。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

- ・2011年5月(共著)“International Law in East Asia”(Zou Keyuan and Jianfu Chen (eds.)), Ashgate, 313頁～337頁
- ・2012年3月(共著)『現代国際法の思想と構造Ⅱ』(松田竹男・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編)、東信堂、282頁～324頁
- ・2012年5月(共著)“On-Site Inspections: A Major Arms Control Verification Tool”(Edward Ifft, Masahiko Asada, Anthony Aust et al.), Geneva Centre for Security Policy, 141頁
- ・2012年11月(共著)『輸出管理』(浅田正彦編)、有信堂、48頁～100頁、124頁～152頁、153頁～177頁
- ・2012年(共著)“What Is War: An Investigation in the Wake of 9/11”(Mary Ellen O'Connell (ed.)), Nijhoff, 51頁～67頁
- ・2012年(共著)“Arms Control Law”(Daniel H. Joyner (ed.)), Ashgate, 297頁～321頁
- ・2013年3月(共著)『普遍的国際社会への法の挑戦』(坂元茂樹・薬師寺公夫編)、信山社、821頁～858頁
- ・2013年8月(共著)『アジアの安全保障2013－14』(西原正監修・平和・安全保障研究所編)、朝雲新聞社、31頁～41頁
- ・2014年8月(共著)『国際裁判と現代国際法の展開』(浅田正彦・加藤信行・酒井啓亘編)、三省堂、388頁～430頁
- ・2015年(共著)“Nuclear Non-Proliferation in International Law: Verification and Compliance”(Jonathan L. Black-Branch and

Dieter Fleck (eds.)), Springer, 95頁～130

頁

- ・2015年2月(単著)『日中戦後賠償と国際法』東信堂、522頁
- ・2015年5月(共著)『国際法の実践(小松一郎先生追悼)』(柳井俊二・村瀬信也編)、信山社、181頁～208頁
- ・2015年9月(共著)『軍縮辞典』(日本軍縮学会編、編集委員)、信山社、「化学兵器禁止条約」など17項目執筆
- ・2015年10月(共著)『平和の創造とは—平和研究の過去・現在・未来—(講義録)』(広島平和研究所編)、広島平和研究所、49頁～69頁
- ・2016年3月(共著)『戦後賠償』(国際法事例研究会編)、ミネルバ書房、247頁～296頁

<論文>

- ・2011年冬(单著)“A Solution in Sanctions: Curbing Nuclear Proliferation in North Korea”, Harvard International Review (Vol. 32, No. 4), 18頁～21頁
- ・2011年1月(单著)「国連の北朝鮮制裁と輸出管理」、CISTEC Journal (No. 131)、14頁～24頁
- ・2011年春(单著)“The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and the Universalization of the Additional Protocol”, Journal of Conflict and Security Law (Vol. 16, No. 1), 3頁～34頁
- ・2012年3月(单著)「イランの核問題と国際社会の対応」、『法学論叢』(第170巻4・5・6号)、106頁～166頁
- ・2012年7月(单著)「軍縮条約における「不遵守手続」—化学兵器の最終廃棄期限不遵守をめぐって—」、『法学教室』(第382号)、40頁～48頁
- ・2012年8月(单著)「非国家主体の行為の国家への帰属—包括的帰属関係と個別の帰属関係をめぐって—」、『国際法外交雑誌』(第111巻2号)、1頁～28頁
- ・2013年6月(单著)「北朝鮮の核開発と国連の制裁—三つの制裁決議をめぐって—」、『海外事情』(第61巻6号)、100頁～118頁
- ・2013年7月(单著)「日華平和条約と国際法(六)」、『法学論叢』(第173巻4号)、1頁

10. 教員の個人活動

～56頁

- ・2013年8月(単著)「日華平和条約と国際法(七)」、『法学論叢』(第173巻5号)、1頁～50頁
- ・2014年1月(単著)「日華平和条約と国際法(八・完)」、『法学論叢』(第174巻4号)、1頁～79頁
- ・2014年3月(単著)「化学兵器使用禁止規範の歴史的展開とシリア内戦」、『日本軍縮学会ニュースレター』(第16号)、7頁～15頁
- ・2014年7月(単著)“The OPCW's Arrangements for Missed Destruction Deadlines under the Chemical Weapons Convention: An Informal Noncompliance Procedure”, American Journal of International Law (Vol. 108, No. 3), 448頁～475頁
- ・2014年秋(共著)「座談会／国際法の最前線」、『論究ジャーリスト』(第11号)、90頁～121頁
- ・2014年秋(単著)「クリミア問題と国際法」、『公共空間』(第13号)、43頁～48頁
- ・2015年9月(単著)「アメリカの核不拡散政策と日米原子力協定」、『国際問題』(第644号)、16頁～32頁。
- ・2015年(単著)“Treaty of Peace between Japan and the Republic of China: Its Territorial Scope of Application and the Status of the Government of the Republic of China”, Taiwanese Yearbook of International Law (Vol. I), 123頁～168頁

3. 組織運営

部局における寄与

- H25.4.1-28.3.31 人事委員会(主任)
- H26.4.1-27.3.31 企画・財務委員会
- H25.4.1-27.3.31 図書委員会
- H27.4.1-28.3.31 施設・設備委員会
- H26.4.1-27.3.31 部局情報公開実施委員会
- H25.4.1-28.3.31 入試委員会(主任)
- H27.4.1-28.3.31 インターンシップ等実施委員会(主任)

全学における寄与

- H25.4.1-27.3.31 学生総合支援センター管理運営委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

国際法学会(理事)、世界法学会(理事、運営委員)、日本安全保障貿易学会(理事、会長)、日本軍縮学会(理事、会長、監事)、アジア国際法学会(日本協会理事)、国際法協会(日本支部理事)

2) 学外の委員会・審議会等の活動

- H21.4- 防衛省防衛施設中央委員会委員(H27.4～会長)
- H21.3- 外務省専門職員採用試験委員(H22年度は辞退)
- H24.10-12 内閣府原子力委員会の見直しのための有識者会議委員
- H24.11- 人事院国家公務員採用総合職試験専門試験(記述式)試験専門委員
- H27.3-28.2 内閣府宇宙政策委員会宇宙法制小委員会委員
- H16.6- 日本原子力研究開発機構(JAEA)核不拡散政策研究委員会委員長
- H27.2- ケルン大学国際平和安全保障法研究所顧問

佐久間 毅(教授)

1. 教育

1) 授業科目の担当 (26年度)

公共政策大学院
私法秩序論(前2)、現代民事法政策(後2)

法学研究科
民事法特別演習(通年4)

法科大学院
民法総合1(前2)、民事法文書作成(通年2)、現代契約法(後2)

法学部
演習(民法)(前2、後2)
(27年度)

公共政策大学院
私法秩序論(前2)、現代民事法政策(前2)

法学研究科

民事法特別演習（通年4）

法科大学院

民法総合1（前2）、現代契約法（前2）、
信託法（前2）

法学部

演習（民法）（前2、後2）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

(2)に挙げる講義資料を予習用教材の意味も持たせて作成し、講義の少なくとも1週間前に受講者に配布して、授業の効率化と授業内容の充実を図っている。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

公共政策大学院科目「私法秩序論」、法科大学院開講科目「信託法」、法学部開講科目「演習（民法）」において、講義資料を作成した。

2. 研究

1) 研究テーマ

財産管理に関する法、信託

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

・【共編著】窪田充見・佐久間毅・沖野眞巳編著、同3名他4名著『民法演習ノートIII 一家族法21問』(弘文堂、2013年12月)
18-34頁、214-250頁（総頁数470）

・【共編著】樋口範雄・佐久間毅編著『現代の代理法—アメリカと日本』(2014年1月、弘文堂) 32-55頁（総頁数308）

・【共著】佐久間毅・曾野裕夫・田高寛貴・久保野恵美子『民法を事例から考える』(2014年4月、有斐閣)、2 - 63頁、174-207頁、252-266頁（総頁数416）

・【共著】於保不二雄・奥田昌道編『新版注釈民法（4）』(2015年6月、有斐閣) 16-107頁（総頁数864）

<論文>

・「農業協同組合の組合員代表訴訟の適法性および合併契約の条項に基づく理事等の責任」2011年5月 ジュリスト1420号（平成22年度重要判例解説）

・「代理受領を承諾した第三者債務者による相殺の効力と債権者に対する賠償責任」

2011年7月 私法判例リマーカス43号

- ・「不法行為による損害賠償債権の消滅時効—最二小判平23.4.22を契機にして」2011年8月 金融法務事情1928号
- ・「消費者契約法5条の展開—契約締結過程における第三者の容態の帰責—」2012年3月 現代消費者法14号
- ・「代理—一元的制度のもとの多様性」2012年6月 法学セミナー689号
- ・「建物賃貸借契約における一時金支払の特約と消費者契約法」2013年2月 金融法務事情1963号
- ・「美術品売買における目的物の真贋と錯誤」2013年7月 私法判例リマーカス47号
- ・「不動産売買・賃貸借等をめぐる最近の重要な判例」2013年8月（第一法規）日本弁護士連合会(編)『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題（平成24年度研修版）』
- ・「利益相反行為・代理権の濫用」2014年1月 法律時報86巻1号
- ・「債務整理を受任した弁護士の委任契約上の説明義務」2014年4月 ジュリスト1466号（平成25年度重要判例解説）
- ・「信用保証協会による保証と錯誤無効」2014年7月 金融法務事情1997号
- ・「投資信託受益権の共同相続」2015年8月 金融法務事情2023号
- ・「最三小判平 28.1.12（平成26年（受）第1351号）ほか3判決の意義」2016年2月 金融法務事情2035号

3. 組織運営

部局における寄与

H26.4.1-28.3.31 評価・広報委員会

H26.4.1-28.3.31 制度委員会

H26.4.1-28.3.31 部局情報公開実施委員会

H26.4.1-28.3.31 教務委員会

H26.4.1-27.3.31 入試委員会

H27.4.1-28.3.31 図書委員会

全学における寄与

H26.4.1-28.3.31 教育制度委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

10. 教員の個人活動

H22年10月～H24年10月
日本私法学会運営懇談会
委員
H23年 6月～ 信託法学会理事
2) 学外の委員会・審議会等の活動
H17年12月～ 京都地方裁判所簡裁判事
推薦委員会委員
H20年 6月～ 京都府公益認定等審議会
委員
H22年12月～ 京都府収用委員会委員
H22年12月～ 京都市消費生活審議会委
員

塩 地 洋 (教 授)

1. 教 育

- 1) 授業科目の担当
(27年度)

公共政策大学院
産業政策論（前2）、経営戦略論（後2）
経済学研究科
現代日本産業論（後2）
経済学部
演習（前）（後）
- 2) 教育実践上の主な業績
(1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）
講義1限について約50枚のスライドを作成

2. 研 究

- 1) 研究テーマ
自動車産業の国際比較
- 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕
<著書>
・塩地洋編著『委託生産・開発のマネジメント』中央経済社
<論文>
・「新興国におけるモータリゼーションの析出方法—標準保有台数とSカーブを指標として」
・2016年8月（単著）『アジア経営研究』第22号（45～58頁）「アセアン統合に伴う自動車生産拠点再編を考える」

- ・2016年6月（単著）日本自動車工業会「JA MAGAZINE」第50号（4）（9～14頁）「ブラジル自動車産業の概略的検討—市場・生産規模は大きいが、国際競争力が脆弱」
- ・2016年8月（共著）『赤門マネジメント・レビュー』15巻8号。http://www.gbrc.jp/journal/amr/index.html（389～410頁）

3. 組織運営

- 部局における寄与
- H27.4.1-28.3.31 企画・財務委員会
H27.4.1-28.3.31 図書委員会
H27.4.1-28.3.31 教務委員会
H27.4.1-28.3.31 入試委員会
- 全学における寄与
- H27.4.1-28.3.31 学生生活委員会

4. 学外・社会貢献活動

- 1) 学会活動
H27.4.1-29.3.31 産業学会理事
- 2) 学外の委員会・審議会等の活動
H27.4.1-29.3.31 日本自動車販売協会連合会・自動車流通研究部会部会長

新 川 敏 光 (教 授)

1. 教 育

- 1) 授業科目の担当
(26年度)

公共政策大学院
政策決定過程論（前2）、政策分析の方法（後2）
法学研究科
政治過程論／政治過程論研究（各通年4）
法学部
政治過程論（前4）、演習（政治過程論）（後2）

(27年度)

- | |
|-------------------------|
| 公共政策大学院 |
| 政策決定過程論（前2）、政策分析の方法（後2） |
| 法学研究科 |

政治過程論、政治過程論演習／政治過程論研究、政治過程論研究演習（各通年4）

法学部

政治過程論（前4）、演習（政治過程論）（後2）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫

- ・双方向型コミュニケーション
学生に問い合わせ、考えさせながら、授業を進めている。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・毎回授業内容に関するレジュメを配布
授業の進行を明確に示し、学生の理解を助ける。

(3) その他教育活動上特記すべき事項

- ・個人面談
学生の要請に基づいて、隨時個人面談を実施している。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

グローバル化、高齢化に伴う福祉国家レジーム・政策の変容に関する比較研究および理論的体系化。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

- ・2011年6月(共著)『社会保障と福祉国家のゆくえ』(斎藤純一・宮本太郎・近藤康史)、ナカニシヤ出版、69-92頁
- ・2011年7月(共著)『福祉レジームの収斂と分岐』(新川敏光編著)、ミネルヴァ書房、1-49頁、309-331頁
- ・2013年1月(共著)『リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシー』(田中浩編)、未来社、181-199頁
- ・2013年(共著)“The Politics of Structural Reforms”(H. Magara & S. Sacchi, eds.), Edward Elgar, pp. 171-191
- ・2013年9月(共著)『現代日本政治の争点』(新川敏光編著)、法律文化社、1-28頁
- ・2014年5月(单著)『福祉国家変革の理路』ミネルヴァ書房。全347頁

<論文>

- ・2011年7月(单著)「ポスト社会民主主義

政治の展望」、『思想』、32~52頁

- ・2011年11月(单著)「福祉レジーム転換と構造改革」、『民商法雑誌』、143~180頁
- ・2011年12月(单著)「ベーシックインカムと自由」、『月刊社会民主』、7~11頁
- ・2011年冬(单著)「国民年金と社会的連帯」、『季刊社会保障研究』、231~243頁
- ・2012年2月(单著)「民主党政権にみる官僚主導と選挙政治」、『国際経済労働研究』、16~19頁
- ・2012年4月(单著)「リベラル・ソーシャル・デモクラシーの彼方へ」、『未来』、22~30頁
- ・2012年4月(单著)「ヨーロッパ社会民主主義再生への道」、『DIO 連合総研レポート』、9~12頁
- ・2012年5月(单著)「増税の政治学」、『生活経済政策』、23~27頁
- ・2012年8月(单著)“Substitutes for Immigrants? Social Policy Responses to Population Decreases in Japan”, American Behavioral Science ,pp. 1125 - 1140
- ・2012年9月(单著)「労働運動の歴史的意義と展望—格差世界からの脱出」、『国際経済労働研究』、16~21頁
- ・2013年3月(单著)「福祉国家の存立構造」(新潟大学法学会)、『『法政理論』』、7~34頁
- ・2013年2月(单著)「井手英策『赤字財政の淵源—寛容な社会の条件を考える』」、『生活経済政策』、30頁
- ・(单著)「Miura Mari, Welfare through Work」、『大原社会問題研究所雑誌』、79~82頁
- ・2012年9月(单著)“Putting Japanese Healthcare in Perspective”, the annual convention of the Japan Association of Canadian Studies, Kansai University
- ・2013年3月(单著)“Varieties of the Familial Welfare Regime: A Comparative Analysis of Japan SK, and Taiwan”, the workshop on the Economic Crises and Policy Regimes: The Dynamics of Policy Innovation and Paradigmatic Change: the 5th International Symposium, Collegio Carlo Alberto, Torino

3. 組織運営

部局における寄与

- H25.4.1-28.3.31 人事委員会
 - H25.4.1-28.3.31 評価・広報委員会
 - H25.4.1-28.3.31 企画・財務委員会
 - H25.4.1-28.3.31 制度委員会
 - H25.4.1-28.3.31 人権委員会
 - H25.4.1-28.3.31 部局情報公開実施委員会
 - H25.4.1-28.3.31 兼業・兼職審査委員会
 - H26.4.1-28.3.31 実務教育助言委員会
- 全学における寄与
- H26.4.1-28.3.31 公共政策大学院長
 - H26.4.1-28.3.31 京都大学部局長会議、研究科長部会委員
 - H26.4.1-28.3.31 京都大学評議員

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

比較政治学会（会長）

建林 正彦（教 授）

1. 教育

1) 授業科目の担当

(26年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、政策分析の量的方法（前2）

法学研究科

政治学、政治学演習／政治学研究、政治学研究演習（各通年4）

法学部

政治原論（後4）、演習（政治原論）（前2、後2）

(27年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、政策分析の量的方法（前2）、政党と選挙（前2）

法学研究科

政治学、政治学演習／政治学研究、政治学研究演習（各通年4）

法学部

政治原論（後4）、演習（政治原論）

(前2、後2)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫

少人数形式の授業科目においては、課題を読ませたうえで、報告者を特に定めることなく、学生との間で質疑応答を行ういわゆる問答法を採用している。また方法論については統計ソフトを用いた実習を行っている。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・2011年10月（共著）『新版アクセス日本政治論』

現代日本政治のさまざまな側面について、幅広い見解を紹介した入門レベルの教科書。2009年の政権交代を踏まえて全面的に改訂された。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

日本における政治家の政策活動、政治家と官僚の関係、政党組織の特徴を各国比較の観点から明らかにすることを課題としている。最近は特に、マルチレベルの政治制度の相互作用が、議員行動や政党組織に及ぼす影響に焦点を当てて研究に取り組んでいる。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

- ・平成25年8月（共著）『政党組織の政治学』（建林正彦編）、東洋経済新報社、323頁

<論文>

- ・平成23年11月（単著）「官僚」（平野浩・河野勝編『アクセス日本政治論－新版』）、日本経済評論社、71頁～94頁
- ・平成23年9月（共著）「政権末期における自由民主党の政策形成と議員行動の変容—2009年自由民主党所属国会議員への政治意識調査から—」（藤村直史との共著）、『法学論叢』169巻6号、1頁～35頁
- ・平成24年2月（単著）「マルチレベルの政治制度ミックスと政党組織」、『レヴァイアサン』51号、64頁～92頁
- ・平成25年3月（共著）「全国都道府県議会議員調査 調査結果報告」（品田裕・曾我謙悟との共著）、『神戸法学雑誌』62巻3・4号、57頁～98頁

- ・平成25年8月(単著)「マルチレベルの政治システムにおける政党組織」(建林正彦編『政党組織の政治学』)、東洋経済新報社、1頁～30頁。
- ・平成25年8月(単著)「日本における政党組織の中央地方関係」(建林正彦編『政党組織の政治学』)、東洋経済新報社、299頁～318頁
- ・平成27年1月「政権交代と国会議員の政策選択：2012年選挙における自民党議員の政策選好」『選挙研究』30(2)、19－34頁

<その他>

- ・平成25年10月(単著)書評「ヨーロッパ政党政治の変動をとらえる：Airo Hino, New Challenger Parties in Western Europe, A Comparative analysis,2012, Routledge」、『レヴァイアサン』53号、136頁～139頁

3. 組織運営

部局における寄与

- H26.4.1-27.3.31 人権委員会
- H26.4.1-27.3.31 部局情報公開実施委員会
- H25.4.1-28.3.31 教務委員会(主任)
- H25.4.1-28.3.31 FD委員会(主任)
- H26.4.1-28.3.31 実務教育助言委員会(主任)

全学における寄与

- H26.4.1-27.3.31 FD研究検討委員会
- H26.4.1-28.3.31 部局安全衛生委員会
- H25.4.1-26.3.31 学生生活委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本選挙学会(理事)

中 西 寛(教 授)

1. 教育

1) 授業科目の担当
(27年度)

公共政策大学院

公共政策論(前4)、安全保障概論
(前2)

法学研究科

国際政治学、国際政治学演習／国際政治学、国際政治学演習(各通年4)

法 学 部

国際政治学(後4)、演習(国際政治学)(前2、後2)、

2) 教育実践上の主な業績

- 作成した教科書、教材、参考書
 - ・公共政策論 配布レジュメ作成
 - ・安全保障概論 配付レジュメ作成

2. 研究

1) 研究テーマ

- ・国際政治及び国際政治学の歴史的研究
- ・戦後アジア・太平洋地域国際関係と日本の外交安保政策史
- ・日本安全保障政策論

2) 研究成果の公表[著書・論文等]

<論文>

- ・「グローバル・カオス——複雑化する国際政治の構造」『ブリタニカ国際年鑑2015年版』(2015、ブリタニカ・ジャパン)
- ・「勢力圏競争が抱え込む不確実性：超力オース時代の大國間政治」『中央公論』2015年6月号、pp.88-93
- ・“Reorienting Japan? Security Transformation under the Second Abe Cabinet,” paper presented for the GSIS conference, Yonsei University, “Contested Regional International Order and the Abe Shinzo Effect,” Asian Perspective Vol.39, No.3, (2015), 405-421
- ・“The Structural Change and Future of Japan-South Korea Relations:A Japanese Perspective,” EAF Policy Debate No.34, PUBLISHER: East Asia Foundation DATE: September 15th, 2015
- ・「戦後70年のアジアと日本」『東亜』No.58(2015年11月号)、10-19ページ
- ・“Military Cooperation and Territorial Disputes: The Changing Face of Japan's Security Policy,” Frank Baldwin and Anne Allison eds., Japan: The Precarious Future, SSRC and New York University Press, 2015, pp.236-260

10. 教員の個人活動

- ・「2010年代国際秩序の転換期における日本の課題」『公明』2016年1月号、32-39ページ
- ・「安保法制論議に見る憲法解釈問題の意義」『修親』(2016年2月号)、pp.6-9
- ・「日本外交『収穫』のとき」『外交』Vol.35, (Jan.2016)、pp.14-16

3. 組織運営

部局における寄与

- H27.4.1-28.3.31 人事委員会
H27.4.1-28.3.31 評価・広報委員会
H27.4.1-28.3.31 制度委員会
H27.4.1-28.3.31 部局情報公開実施委員会
H27.4.1-28.3.31 入試委員会
H27.4.1-28.3.31 FD 委員会主任
H27.4.1-28.3.31 社会連携室員

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

- 日本国際政治学会理事長 (H.26.6.30-H.28.6.30)
日本防衛学会理事
国際安全保障学会会員
国際法学会会員

2) 学外の委員会・審議会等の活動

- 「外交」編集委員会委員長
公益財団法人笹川平和財団「日米安全保障研究会」第1WGチア
全国市町村国際文化研究所強化問題懇談会委員
公益財団法人平和安全保障研究所理事
公益財団法人國民會館理事

久 本 憲 夫 (教 授)

1. 教育

1) 授業科目の担当

(26年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、厚生労働政策（前2）

経済学研究科

社会政策論1・2(演習) (前2、後2)

経済学部

入門演習1 (前2)、現代経済事情 (前2)、社会政策論 (後2) 演習 (前4、後4)

(27年度)

公共政策大学院

公共政策論 (前4)、厚生労働政策 (前2)、労使関係論 (後2)

経済学研究科

社会政策論1・2(演習) (前2、後2)

経済学部

入門演習1 (前2)、現代経済事情 (前2)、社会政策論 (後2) 演習 (前4、後4)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫 (授業評価等を含む)

・ 双方向授業の実践

基本的な点について講義したのち、参加者の報告とそれに対する補足、さらには双方向の議論を心がけている。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・平成27年9月 (単著) 『日本の社会政策 改訂版』、ナカニシヤ出版
- ・担当講義参考資料

参加者全員に印刷したものを配布。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

現代日本の雇用問題・雇用システムの解明することを1つの研究課題としている。もう1つテーマはドイツの労使関係研究である。

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

<著書>

- ・平成27年9月 (単著) 『日本の社会政策 改訂版』、ナカニシヤ出版

<論文>

- ・平成23年8月 (単著) 「個別労働紛争における労働組合の役割」、『日本労働研究雑誌』No.613、16~28頁
- ・平成23年 (単著) 「高度成長期から安定成長期における本労使関係の変化—長期安定雇用を中心に—」、『東アジア経済研究』

第5号、17～34頁

- ・平成24年1月(単著)“The Functions and Limits of Enterprise Unions in Individual labor Disputes”, *Japan Labor Review*, Volume 9, Number 1, pp.44-62
 - ・平成24年5月(共著)「外科医の特性と職務環境分析—京大病院医師アンケート調査からー」(大越香江、田邊智子、久本憲夫、酒井義治)、『日本外科学会雑誌』第113巻第3号、334～339頁
 - ・平成24年5月(単著)「日本の企業別組合をどう認識するか」、『日本労働法学会誌』119号、6～22頁
 - ・平成24年6月(共著)「女性の就労に与える母親の近居・同居の影響」(福田順、久本憲夫)、社会政策学会誌『社会政策』第4巻第1号(通巻第11号)、111～122頁
 - ・平成24年6月(共著)「勤務医のワーク・ライフ・バランスとキャリアの両立を考える—京大病院医師調査よりー」(大越香江、田邊智子、久本憲夫)、『日本医師会雑誌』第141巻第3号、585～590頁
 - ・平成25年6月(単著)「現実における正社員の多様性—画一的な認識と実際の多様性ー」、『生活福祉研究』通巻84号、4頁～21頁
 - ・平成25年7/8月(共著)“The Ideal Working Environment Required for a Successful Career Path and Work-Life Balance: Results of a survey on doctors working at Kyoto University Hospital.”(Kae OKOSHI, Tomoko TANABE, Norio HISAMOTO), “*Japan Medical Association Journal*”, vol.56 No.4, pp.246-252
 - ・平成26年6月(単著)「政労使による賃上げ—労使関係論の視点からどう評価するかー」、『季刊労働法』245号、2～16頁
 - ・平成27年7月(単著)「日本の労使交渉・労使協議の仕組みの形成・変遷、そして課題」、『日本労働研究雑誌』No.661(2015年8月号)、4～14頁
- <その他>
- ・平成23年5月(単著)「能力開発における今後の企業内労使の役割」、『連合総研レポートDIO』No.260、4～7頁
 - ・平成23年5月(単著)「労働組合組織化の

方向性」、『電機連合NAVI』No.37、18～23頁

- ・平成24年1月(単著)「多様な正社員の実現に向けて—共稼ぎ正社員モデルの主流化を」、『労働の科学』2012年1月号(67巻1号)、8～11頁
- ・平成24年2月(単著)「多様な雇用における公正な格差」、Business Labor Trend 2012年3月号、12頁
- ・平成24年3月(単著)「社会政策」、『日本労働研究雑誌』No.621、20～23頁
- ・平成24年7月(単著)「均等・均衡待遇と労使紛争処理」、『月刊 労委労協』No.675、36～55頁
- ・平成24年10月(単著)「今後の高年齢者雇用を考える」、『2013年問題「高年齢者の継続雇用』、1～18頁
- ・平成24年11月(単著)「今後の高年齢者雇用を考える」、『OSAKA雇用開発REPORT』Vol.27、5～15頁
- ・平成25年2月(単著)「WLBを踏まえた正社員制度—勤務地限定正社員制度を中心にー」、『エルダー』第35巻第2号通巻400号、13～18頁
- ・平成25年4月(単著)「従業員代表をめぐる論点—過半数代表制の実質化を求めてー」、『Int'l ecowk 国際経済労働研究』 Vol.68 No.4、通巻1029号、7～12頁
- ・平成25年5月(単著)「企業からみた限定正社員の活用実態」、JILPT労働政策研究報告書No.158『「多様な正社員」に人事管理に関する研究』、25～46頁
- ・平成25年10月(単著)「就職専念期間の必要性—せっかちな日本社会の見直しをー」、社会政策学会誌『社会政策』第5巻第1号(通巻第14号)、1～3頁
- ・平成26年8月(単著)「「ホワイトカラー・エグゼンプション」に想う」、労働調査会『労働あ・ら・かると』、[http:// www.chosakai.co.jp/information/11869/](http://www.chosakai.co.jp/information/11869/)
- ・平成26年9月(単著)「個別労働紛争を減らすために」、労働調査協議会『労働調査』2014年9月号、4-10頁
- ・平成26年10月(単著)「日本における『ジョブ型正社員』の可能性」、『労働経済春秋』2014年10月号、巻頭言

10. 教員の個人活動

- 平成27年3月(単著)「労使関係と雇用関係」、『日本労働研究雑誌』No.657(2015年4月号)、24~25頁

3. 組織運営

- 部局における寄与
- H26.4.1-28.3.31 副研究部長
 - H26.4.1-28.3.31 人事委員会
 - H26.4.1-28.3.31 評価・広報委員会(主任)
 - H25.4.1-28.3.31 企画・務委員会(主任)
 - H25.4.1-28.3.31 制度委員会(主任)
 - H25.4.1-28.3.31 人権委員会(主任)
 - H25.4.1-28.3.31 部局情報公開実施委員会(主任)
 - H26.4.1-28.3.31 兼業・兼職審査委員会
 - H25.4.1-27.3.31 入試委員会
- 全学における寄与
- H26.4.1-28.3.31 情報環境機構オープンコアスウェア運用委員会
 - H26.4.1-28.3.31 部局安全衛生委員会
 - H27.4.1-28.3.31 点検・評価実行委員会

4. 学外・社会貢献活動

- 学会活動
社会政策学会(幹事)、社会政策学会(代表幹事)
- 学外の委員会・審議会等の活動
 - H11.5- 京都地方最低賃金審議会委員(厚生労働省)
 - H14.7- 京都府参与
 - H20.10- 日本学術会議連携会員
 - H21.4 - (公益)財団法人関西生産性本部評議員
 - H22.6- 日本労使関係研究協会理事
 - H23.6- 京都地方最低賃金審議会長
 - H23.6-H24.12 日本学術会議・大学教育の分野別質保証推進委員会委員
 - H25.2-H26.8 日本学術会議・経済学委員会
経済学分野の参考基準検討分科会」委員

森川輝一(教授)

1. 教育

- 授業科目の担当

(26年度)

公共政策大学院

Contemporary Issues1(前2)、政治哲学古典講読(前2)

法学研究科

政治思想史、政治思想史演習／政治思想史研究、政治思想史研究演習(各通年4)

法学部

政治思想史(後4)、演習(政治思想史)(後2)

(27年度)

公共政策大学院

現代規範理論(前2)、政治哲学古典講読(前2)

法学研究科

政治思想史、政治思想史演習／政治思想史研究、政治思想史研究演習(各通年4)

法学部

政治思想史(後4)、演習(政治思想史)(前2、後2)、政治学入門II(後2)

2) 教育実践上の主な業績

- 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

レジュメを配布して講義内容を分かりやすく講じることをめざし、あわせて、受講生の質問やコメントに適宜答える双方向型の授業を心がけた。

- 作成した教科書、教材、参考書

講義毎に詳細な講義レジュメを作成した。

2. 研究

- 研究テーマ

ハンナ・アーレントの政治思想の研究を中心とする、西洋政治思想史研究ならびに現代政治哲学研究。

- 研究成果の公表[著書・論文等]

<論文>

- 2011「政治と連帶の間」、齋藤純一編『支える一連帶と再分配の政治学』、風行社、73-101頁
- 2011「アーレントの「活動」概念の解明に

向けて—『人間の条件』第二四一二七節の注解」、『聖学院大学総合研究所紀要』50号、13-49頁

- ・2013「途方に暮れる—アーレントのカフカをめぐって」、『理想』690号、理想社、16-28頁
- ・2013「戦争と暴力」「戦争と環境」、浅見昇吾・盛岡審一郎【編】『教養としての応用倫理学』(丸善出版)、168-171頁
- ・2014「アーレント—政治の終わりと始まり」、小野紀明・川崎修編『岩波講座 政治哲学5 理性の両義性』、岩波書店、53-74頁
- ・2015「自然」、古賀啓太編『政治概念の歴史的展開・第八巻』、晃洋書房、143-166頁
- ・2015「アーレントのソポクレス解釈—ハイデガーとの対向のなかで」、『法学論叢』176巻5-6号、208-235頁

3. 組織運営

部局における寄与

H26.4.1-28.3.31 人事委員会

H26.4.1-28.3.31 企画・財務委員会

H26.4.1-28.3.31 教務委員会

H26.4.1-28.3.31 入試委員会

H27.4.1-28.3.31 施設・整備委員会

H27.4.1-28.3.31 FD委員会主任

全学における寄与

H26.4.1-27.3.31 学生生活委員会

H27.4.1-28.3.31 学生総合支援センター管理運営委員会

H27.4.1-28.3.31 FD研究検討委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

H26.4.4-27.3.31 政治思想学会（監事・理事）

翁 邦 雄（教 授）

1. 教 育

1) 授業科目の担当

(26年度)

公共政策大学院

金融政策（前2）、ケーススタディ日

本経済分析（前2）、中央銀行と金融市場（後2）、ケーススタディ金融・政策分析（後2）

(27年度)

公共政策大学院

金融政策（前2）、ケーススタディ日

本経済分析（前2）、中央銀行と金融市場（後2）、ケーススタディ金融・政策分析（後2）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

・「中央銀行と金融市场、金融政策」

平成21年4月8日～：これらのコースでは、今後さまざまに展開しうる政策現場への分析の応用を念頭において、分析枠組みの現時点のフロンティアの解説だけでなく、その発展を促した歴史的経験、これに触発された・政策当局者・分析者の問題意識の展開を解説し、分析対象の変化に照らして分析を応用できるように努めている。

講義にあたっては各回の講義ノート（中央銀行論、金融政策の場合、A4 30～50枚程度）を書き込み可能なハンドアウトとして配布し、講義時の理解・復習が容易となるようにしている。

また、講義の最終段階で演習問題を配布し、講義の全般的な習得度を確認したうえで、期末試験に臨めるように工夫している。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

・平成25年1月『金融政策のフロンティア』、日本評論社

本書は、2012年夏現在の先進国の金融政策の基本的な枠組みと中央銀行が置かれている状況とこれらを巡る議論の状況を中央銀行関係者サイドの関心に沿って整理し、金融政策に影響を受ける市場関係者や政策当局者、経済学研究科や公共政策大学院などで金融政策に関心をもっている人たちなどの理解の足掛かりを提供することを企図したものである。

本書の特色としては、平時の金融政策をベンチマークとして、いわゆる非伝統的

10. 教員の個人活動

金融政策の狙いと限界を金融市場のメカニズムとの関連で説明し、検討している点があげられる。

(3) その他教育活動上特記すべき事項

- ・宮古・大船渡震災復興調査（平成23年9月21日・22日）

公共大学院生の東日本大震災被災地の支援・調査活動と連携し、調査日本銀行仙台支店長・福田一雄氏のヒアリングに同行して宮古・大船渡の経済状況調査を行った。面談調査は、岩手県下において東日本大震災時に、きわめて甚大な津波被害を受けた宮古・大船渡の復興状況と今後の展望について、宮古・大船渡両商工会議所の中核メンバーからのヒアリングにより有用な情報を得、出張報告を学生の資料とともに冊子にまとめた。

- ・京都大学春秋講義における講義（平成23年5月18日）

1980年代後半以降の日本経済におけるバブルとその崩壊、そして2000年代後半の米国経済における金融危機など、近年の世界経済はバブルの生成と崩壊に激しく攪乱されてきたが、資産価格バブルとはどのようなものか、なぜ起きるのか、なぜ破裂するのか、なぜ防ぎにくいのか、全て悪いものと言えるのか、などについて、歴史的な事例やら最近のアメリカの住宅価格バブルなどの実例に照らしながら一般市民にも分かり易い解説を行った。

- ・最高裁判所・司法研修所での講義（平成24年6月29日、平成25年6月26日、平成27年6月29日）

最高裁判所・司法研修所の総括裁判官研究会で中堅クラス判事を対象に、日本の社会経済の現状と課題を、人口問題・財政危機を中心に、国際比較、歴史的経験を交えながら、その全般的な状況について、経済理論の知識が前提できない司法の専門家でも鳥瞰できるように工夫した講演を行った（平成24年度）。司法研修所からの要望で25年度、27年度にも、やや視点を変えて同様の講演を行った。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

おもに先進国の事例に即しながら、金融政策の枠組みの変容、その背景、今後のありうべき帰結とリスクについて研究している。とくに、金融政策と財政政策の相互作用が大きくなりつつある現状にかんがみ、現在の金融政策が今後の財政の持続性にどのような影響を与えるかについての解明に注力する方針である。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

- ・2011年5月(編著)『金融業と人口オーナス経済』(翁邦雄・北村行伸)、日本評論社
- ・2011年6月(単著)『ポスト・マネタリズムの金融政策』、日本経済新聞出版社
- ・2013年1月(単著)『金融政策のフロンティア』、日本評論社
- ・2013年7月(単著)『日本銀行』、筑摩書房
- ・2015年3月(単著)『経済の大転換と日本銀行』、岩波書店(第37回石橋湛山賞受賞)

<論文>

- ・2011年5月(単著)「金融政策の出発点—だれが・何を・どのように決めるか」、『経済セミナー』pp.88-97
- ・2011年7月(単著)「金融調節と短期金利の誘導—中央銀行は短期金利を目標水準にどのように誘導するのか」、『経済セミナー』pp.102-111
- ・2011年9月(単著)「金利の期間構造と金融政策—政策金利の誘導と金利の期間構造」、『経済セミナー』pp.74-84
- ・2011年11月(単著)「金融政策と為替レート—為替レート決定理論とソロスチャート」、『経済セミナー』pp.74-84
- ・2012年1月(単著)「金融政策とリスク・プレミアム—連邦準備制度の金融政策による事例研究」、『経済セミナー』pp.84-95
- ・2012年3月(単著)「金融政策とその他の経済政策—ポリシー・ミックスと政策協調を巡って」、『経済セミナー』pp.101-112
- ・2013年7月(単著)「グリーンスパンの金融政策」、『金融依存の経済はどこへ向かうのか』(池尾和人・21世紀政策研究所編)日本経済新聞出版社、第2章、pp.73-114
- ・2014年1月(単著)「金融政策で物価はコントロールできるか」、『月刊統計』、pp.2-8

- ・2014年6月(単著)「ゼロ金利制約下では金融政策で物価はコントロールできない」、『検証アベノミクス』(原田泰・齋藤誠編)
中央経済社、第1章、pp.3-24

研究委員会委員

西 村 尚 剛 (教 授)

3. 組織運営

部局における寄与

- H21.4.1-27.3.31 企画・財務委員会
- H21.4.1-28.3.31 インターンシップ等実施委員会
- H21.4.1-28.3.31 実務教育助言委員会
- H22.4.1-28.3.31 図書委員会(主任)
- H26.4.1-27.3.31 FD委員会
- H26.4.1-27.3.31 人権委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本経済学会会員

- ・台湾国立大学、京都大学経営管理学院、NTU Culture and Accounting Foundation 共催のManagement theory and practice conference(北九州)での基調講演(平成26年4月4日)

Abenomics and Japanese Economy というテーマで日本経済と日本のマクロ経済政策について、海外の経営管理系の専門家にも理解可能であるように鳥瞰的な講演を行った。

- ・10th Asia—Pacific Economics Association Annual Conference(バンコク)における基調講演(平成26年7月12日)

アジアおよび環太平洋地域における経済学者の集まりであるAsia—Pacific Economics Associationの年次コンファレンスにおいてUnconventional Monetary Policy in Japan というテーマで日本における非伝統的金融政策の展開とその特色、経済理論との関連について、欧米の非伝統的金融政策についての議論を踏まえ、海外の経済学者向けの講演を行った。

2) 学外の委員会・審議会等の活動

H17.4-東京大学大学院経済学研究科・日本経済国際研究センター顧問

H18.4- H28.3 東京大学経済学会評議員

H20.11-H26.3 一橋大学経済研究所共同

1. 教 育

1) 授業科目の担当

(26年度)

公共政策大学院

政策企画立案の技術(前2)、ケーススタディ証券市場のルールと公共政策(前2)、ケーススタディ予算と政策分析(後2)、ケーススタディ政策の立案(後2)

(27年度)

公共政策大学院

政策企画立案の技術(前2)、ケーススタディ証券市場のルールと公共政策(前2)、ケーススタディ予算と政策分析(後2)、ケーススタディ政策の立案(後2)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

政策企画立案の技術では、授業の目的が政策の企画立案のプロセスに習熟することであり、我が国の今日の社会で政策的に課題のある現実問題、具体的には「大学の教育改革」をとりあげ、その問題点の把握から政策案のプレゼンテーションに至るまでのプロセスを体験することを通じて政策の企画立案の技術の習得を目指した。

CS証券市場のルールと公共政策では、証券市場における公共とは何かを考えるために証券市場で生起した実例を取り上げ、これらの問題について適切な公共政策、ルールづくり等を検討した。

CS予算と政策分析では、平成27年度、28年度の予算編成と並行して、受講生がミクロの課題を選定して予算要求から予算折衝、予算編成のプロセスを模擬体験することを通じて予算と政策課題のかかわりについて考えた。

CS政策の立案では前期の政策企画立案の技術での知識・経験を生かして、応用編として各受講生が一人一人自分の関心

10. 教員の個人活動

がある政策課題を選定して、政策の立案を行うという課題に挑戦させた。また、現場の公務の実際を見学する目的で、大阪造幣局へ出向き理事長と対談するとともに、現場の見学を行った。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

担当の授業科目では各科目ともオリジナルな教材で授業を行っている。

平成26年度の前期政策企画立案の技術では「政策企画立案の技術」(楠壽晴教授作成)をメインの教材として、時事の課題に関連する新聞・雑誌の記事を参考資料集として受講者に供覧した。

証券市場のルールと公共政策では取り上げた具体的な事件と市場のルールに関する講義資料を作成のうえ、DVD等視聴覚教材も活用した。

予算と政策分析では、概算要求に始まる予算編成の概要を編成過程に合わせて資料化し、受講生に編成過程を理解させるとともにそのおのののプロセスで受講生に参考資料を配布して予算関連資料を作成させた。

(3) その他教育活動上特記すべき事項

- ・本公共政策大学院ではパブリックサービスを職業としたいとの希望がある院生が多いため、機会をとらえて政策現場で長い経験のある人材や現にパブリックサービスの第一線で活躍している人材、またその動きを国民に伝えるメディア関係者等をゲストスピーカーに招き、特別講義を行ってもらつたうえで、意見交換会を持つなど院生との交流を図った。

・ゲストスピーカーによる講義・演習

平成26年度

政策企画立案の技術

- ・「公務員生活を振り返っての政策立案など」元防衛省事務次官（現労働金庫連合会理事長）

「公共放送の役割と報道現場」

NHK大阪放送局報道部副部長

CS予算と政策分析

「わが国財政の現状と課題」

財務省主計局調査課課長補佐

「平成27年度予算編成の課題・論点」

財務省主計局調査課企画官

「政治と予算編成」

日本経済新聞社編集委員

「平成27年度予算編成を振り返って」

財務省主計局調査課企画官

平成27年度

政策企画立案の技術

「義務教育制度の構造」

元文部科学省事務次官

CS予算と政策分析

「平成28年度予算編成の課題・論点」

財務省主計局調査課長

「政治と予算編成」

日本経済新聞社編集委員

「消費税の創設と変遷について」

大阪国税局税務署幹部

「平成28年度予算編成を振り返って」

財務省主計局調査課長

CS政策の立案

「貯蓄から投資へ」

日本証券業協会専務理事

CSの科目では、受講者が政策案や、予算要求を自らで考え、仲間と議論したうえで発表することを主眼としているため、個別の院生一人一人を指導する時間に制約がある。これを補うため授業時間外で受講生の空いた時間に時間を取つて、一人ずつペーパー添削などをチュートリアル形式で行つている。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

我が国証券市場の動向ならびに市場とマクロ経済の関連について勉強するとともに、世界経済の動向、特にアジア、中近東、アメリカの政治・経済状況について時事問題的視点からアプローチを行つた。また授業との関係では、院生のアクティブラーニングを引き出す手法について考察し、それを現場で実践することを目標とした。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

〔著書・論文等〕

- ・平成24年7月 ブランドと観光産業についての一考察 和歌山大学紀要觀光学 第7号
- ・平成28年1月 国民、国家、公への「志」
京都大学法学部

京都銀行幹部時事問題講演

平成26年4月 京大公共政策大学院の実務家教育 京大公共政策大学院の目指す人材育成と、仕事として公務を長年経験してきた実務家がいかなる院生教育を行っているかを紹介した。

平成26年7月 習近平体制が誕生してから一年超が経ち、中国にかかる最近の情報から習主席の権力掌握度、弱点、今後の日中関係等についてまとめて、講義した。

平成26年10月 日韓関係が冷え切っているといわれる中、韓国の最近の状況を政治、経済、世相の観点から整理して、紹介した。

平成27年2月 2014年、経済に関する世界の著作で最も話題になった書物「21世紀の資本」(トマ・ピケティー著)を取り上げて、この書物が示唆するもの、意味などについて講演を行った。

平成27年5月 「アラブの春」から4年。この地域のその後を検証するため、各国の現状を振り返り、現在の中東情勢について講演した。

平成27年10月 リーマンショックから7年、100年に一度の世界金融危機と言われた危機以降の金融規制改革はどうなっているのかについて整理して講義した。

平成28年1月 わが国財政の問題点が累積する債務であることは衆目の一致するところであるが、大蔵省(財務省)の歴史に照らしながらなぜそうなったか、これからいかなることが考えられるかについて講義した。

3. 組織運営

部局における寄与

H26.4.1-28.3.31 施設・整備委員会

H26.4.1-28.3.31 入試委員会

H26.4.1-28.3.31 インターンシップ等実施委員会

H26.4.1-28.3.31 実務教育助言委員会

H27.4.1-28.3.31 企画・財務委員会

H27.4.1-28.3.31 FD委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本証券経済学会 春・秋の大会参加

2) 学外の委員会・審議会等の活動

平成19年8月～26年8月

財務省財務総合政策研究所にて「平成財政史」の執筆委員

平成27年11月

インゼミコメンテーター

京都銀行幹部職員に「公共」、「証券市場」、「世界経済」、「中国問題」等について定期的に講演。(＜著書・論文等＞の欄参照)

伊藤哲夫(特別教授)

1. 教育

1) 授業科目の担当

(27年度)

公共政策大学院

環境政策(前2)、ケーススタディ省庁間関係(前2)、エネルギー資源政策論(後2)、ケーススタディ環境・エネルギー法令の立案(後2)

経済学研究科

環境経済分析A(前2)

エネルギー科学研究科

環境経済論(前2)

経営管理大学院

環境経済学(前2)

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)

- 講義においては、毎回、最新の状況を反映した詳細な講義レジュメ及び図表を作成・配布し、中央官庁の官僚がどのように政策決定のための素材を作っていくかが理解できるよう心掛けた。
- ケーススタディにおいては、最初の数回は講義形式で基本的な事項を説明し、その後の参加者の報告については実際霞が関でどのような議論が行われているかを紹介することにより参加者の理解が深まるよう心掛けた。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

10. 教員の個人活動

- ・講義毎にレジュメ・図表を配布。

(3) 実務教育に関する特記事項

- ・一講座当たり平均して3回程度実際に実務に当たっている行政官、政党関係者等をゲストスピーカーとして招き実務の現状や課題について講義をしていただくとともに、参加者と討論を行う機会を設けた。

地方自治法制（前2）、政策評価・行政評価（後2）、地方行政実務（後2）、ケーススタディ地方行政分析（前2）、ケーススタディ自治体の行政過程と人材育成（後2）

法科大学院

地方自治法制（前2）

(27年度)

公共政策大学院

地方自治法制（前2）、政策評価・行政評価（後2）、地方行政実務（後2）、ケーススタディ地方行政分析（前2）、ケーススタディ自治体の行政過程と人材育成（後2）

法科大学院

地方自治法制（前2）

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<論文等>

- ・「パリ協定の限界と日本の出番（上）（下）」
(単著)『環境新聞』2016年2月24日号、3月2日号

<その他>

- ・2013年9月4日、公益社団法人環境生活文化機構特別講演会講演「環境政策の変遷と今後の展開」季刊 ELCO RADAR Vol. 56収録
- ・2013年9月20日、白山国立公園大笠山避難小屋新築記念式典記念講演「白山国立公園について」

可能な限り、院生・教員間の双方向性を確保するため、資料の事前配布、読み込み指導、コメント発表、レポートへのコメントなどを行なった。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

担当授業について、毎回、レジュメ、参考資料集を作成し、配布した。

(3) 実務教育に関する特記事項

- ・「地方行政実務」以外の担当各授業において、1学期に現職公務員2~3人をゲストスピーカーとして招聘し、実務の現状と課題等について、講義をいただいた。
- ・「地方行政実務」において京都市及び京都府の課長等各6人、計12人に、実務の動向の講義をいただいた。

3. 組織運営

部局における寄与

H27.4.1-28.3.31 インターンシップ等実施委員会

H27.4.1-28.3.31 実務教育助言委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

環境行政学会

2. 研究

1) 研究テーマ

現在の主な研究テーマは、①地方自治法の変遷と運用、②政策評価・行政評価、③救急医療と法である。目標は、①については単著『地方自治法改正史』の発刊、地方自治法の改正の意義や効果を分析した論文の発表、②については政策評価・行政評価の意義と課題を分析した論文の発表、③については救急医療の法的根拠を国際比較の視点も交えて分析した論文

小 西 敦（特別教授）

1. 教育

1) 授業科目の担当

(26年度)

公共政策大学院

の発表。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

- ・H26.10(単著)『地方自治法改正史』、信山社、1~704頁
- <論文>
- ・H26.7~8(単著)「救急医療における法的根拠と医師等の義務の再検討(1)(2・完)」、『自治研究』90巻7号、61~81頁、90巻8号59~80頁。
- ・H26.9(単著)「政策評価の意義と課題」、『ジャーリスト増刊行政法の争点(新・法律学の争点シリーズ第8弾)』176~177頁
- ・H26.10(単著)「救急医療の法的根拠についての国際比較研究による調査結果」、『国際文化研修』85号44~48頁
- ・H26.10(単著)「政策評価におけるホームページの役割」、『評価クオータリー』23号、2~21頁
- ・H27.6~7(単著)「人事評価実施の法的義務性(上)(下)」、『自治実務セミナー』636号66~68頁、637号58~62頁
- ・H27.9(単著) The Japanese System Facilitating Transfer of Authority from Prefectural Governments to Municipalities. EROPA LOCAL GOVERNMENT CENTER. The 12th Volume of Comparative Studies Public Administration.153~172頁。
- ・H27.11(単著)「自治体法務能力の向上と研修の役割」、『自治実務セミナー』641号26~32頁

<その他>

- ・H26.5 岐阜県市町村研修センター「指定管理者制度」研修講義
- ・H26.6 第17回日本臨床救急医学会総会・学術集会教育講演「医療と法律—救急医療における説明義務と同意取得義務を中心にして—」
- ・H26.6 日本行政学会研究会分科会B<マルチレベルの行財政過程研究の動向>報告「地方機関国会承認規定(地方自治法156条4項及び5項)はどのような機能を果したか」
- ・H26.6~7 兵庫県自治研修所講義「行政環境の変化と政策形成の視点」「地方自治の動向と政策形成」

- ・H26.7 鳥取県人材開発センター市町村等新任課長補佐研修講義「自治体経営とこれまでの自治体職員」
- ・H26.9 滋賀県市町村職員研修センター講義「地方自治法」
- ・H26.11 公益財団法人地域社会振興財団健康福祉プランナー養成塾講義「公共政策」
- ・H26.11 愛媛県市町振興協会及び全国市町研修財団巡回アカデミー講演「人口減少社会における行政経営」
- ・H27.7 鳥取県人材開発センター市町村等新任課長補佐研修講義「自治体経営とこれまでの自治体職員」
- ・H27.8 大分県自治人材育成センター講義「政策法務のポイント」「自治体法務と地方分権改革」
- ・H27.10 日本公法学会第80回総会「公募報告セッション」報告「地方自治法の改正経過の素描」
- ・H27.11 公益財団法人地域社会振興財団健康福祉プランナー養成塾講義「公共政策」

3. 組織運営

部局における寄与

- H21.4.1-28.3.31 インターンシップ等実施委員会
- H21.4.1-28.3.31 実務教育助言委員会
- H25.4.1-28.3.31 教務委員会
- H27.4.1-28.3.31 評価・広報委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

- 日本行政学会、日本政治学会、日本公共政策学会、日本広報学会

2) 学外の委員会・審議会等の活動

- H26.10- 日本郵便株式会社「年賀寄附金審査委員会」委員
- H27.2-H28.3 群馬大学「多文化共生推進士」養成ユニット評価委員会委員
- H27.8-H28.3 地域公共人材開発機構「地域公共政策士資格教育プログラム」評価員

11. 冊子体資料

11. 冊子体資料

資料 1



資料 2



資料 3



資料 4



資料 5



資料 6



資料 7



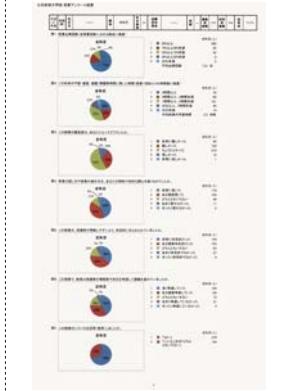
資料 8



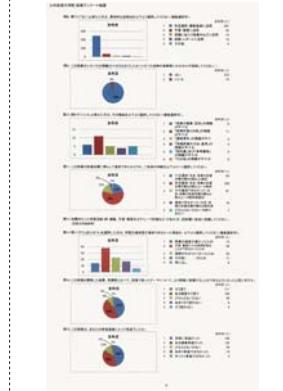
資料 9



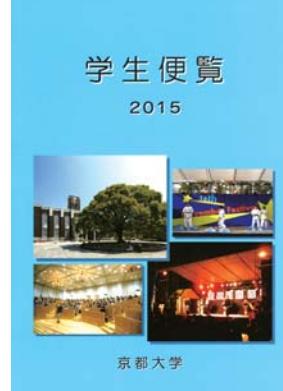
資料10-1



資料10-2



資料11



資料12



京都大学大学院公共政策連携研究部（公共政策大学院）
自己点検・評価報告書 2017(第5号)

発行日 2017年（平成29年）4月
発行人 京都大学公共政策大学院
606-8501 京都市左京区吉田本町
Tel. 075-753-3126